

市区町村による教育費支援事業の現状 2014

地方自治体による「子育て・教育費支援事業」に関するアンケート
集計結果報告書

2015 年 3 月

研究代表者
白川 優治
(千葉大学)

はじめに

本調査報告書は、全国の市区町村を対象に、各地方自治体において、就学援助や各種奨学金事業等の教育費支援事業がどのように実施され、これらの事業の現況についてどのようなお考えをお持ちであるのかを明らかにするために行ったアンケート調査の結果をまとめたものである。

現在、わが国では、社会経済的な「格差」問題に家計の教育費負担の在り方が大きな政策上の課題となる一方で、規制緩和や地方分権を背景とする教育制度の見直しが進められている。例えば、過去数年のあいだに、国の政策としては、「児童手当（子ども手当）」の制度創設・変更、「高校授業料実質無償化・高等学校等就学支援金制度」の制度創設・変更、税と社会保障と税の一体改革による「子ども・子育て支援新制度」の構想など、子育て・教育費負担を軽減する新しい取組みが導入されてきた。また、2013年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、政府は「子供の貧困対策に関する大綱」（2014年8月）を設定し、子どもの貧困対策に取り組んでいる。

しかし、このような社会課題や教育費負担をめぐる現状において、公立学校運営の責任主体であり、住民の最も身近な地方自治体である市区町村が、住民のために取り組んでいる教育費支援のための諸制度の現状は、必ずしもその実態は十分把握されていない。本調査は、このことを明らかにすることを目的として実施したものである。

本集計結果報告書が、今後の教育費負担の在り方、教育費支援の在り方に少しでも寄与すること願いたい。また、調査に回答いただいた多くの地方自治体には、心から感謝申し上げます。

2015 年 3 月

研究代表者 白川優治（千葉大学）

本集計報告書は、日本学術振興会 科学研究費補助金「貧困化する現代日本社会における「子育て・教育費支援制度」の総合的・実証的研究」（若手研究 B・代表者・白川優治・課題番号 24730648：平成 24-26 年度）による成果の一部である。

市区町村による教育費支援事業の現状 2014

地方自治体による「子育て・教育費支援事業」に関するアンケート 集計結果報告書

はじめに	
目次	
調査の概要	
調査結果の概要	

集計結果

I. 義務教育段階の就学援助について	
・就学援助の「申請手続き」	
・就学援助の「受給手続き」	
・就学援助の告知・広報	
・就学援助受給者数・支出金額の状況	
・就学援助の準要保護の認定基準	
・就学援助の見直し	
・就学援助制度の現状	
II. 就学援助以外の義務教育段階の児童・生徒を対象とした「子育て・教育費支援事業」等について	
・義務教育段階の児童・生徒を対象とした「子育て・教育費支援事業」等の実施状況	
・消費税の増税への対応	
III. 高校生を対象とする教育費支援制度について	
・高校生を対象とする教育費支援制度の実施状況	
・高校生を対象とする教育費支援制度の過去5年以内での制度の見直しの状況	
・貸与制の教育費支援事業を運営している場合のその現状についての見解	
IV. 大学生・専門学校生を対象とする教育費支援制度について	
・大学生・専門学校生を対象とする教育費支援制度の実施状況	
・大学生・専門学校生を対象とする教育費支援制度の過去5年以内での制度の見直しの状況	
・貸与制の教育費支援事業を運営している場合のその現状についての見解	
V. 子育て支援・教育費支援の取り組み状況等について	
・子育て支援・教育費支援を目的とした自治体独自の取組	
・子育て支援・教育費支援に関する考え	
調査結果の基礎集計（調査票）	

調査の概要

(1) 調査の目的

基礎自治体である市区町村を対象に、各自治体で取り組まれている教育費支援事業の実態を把握するとともに、今後の教育費支援制度のあり方を学術的に検討し、改善方策を提言するための基礎資料とするため。

(2) 調査の方法・対象・実施時期・回収率

方法：郵送質問紙法

対象：全国 1,741 市区町村 教育委員会（2014 年 7 月 1 日時点悉皆）

実施時期：2014 年 7 月～8 月

回答数・回答率：890 件・51.1%

※全回答のうち 1 件は、自治体名がわからないかたちでの回答であったため自治体を特定した集計では 889 件となる。

回答自治体の内訳

①市区町村区分による内訳

	送付数	回答数	回答率
東京都特別区	23	17	73.9%
政令指定都市	20	14	70.0%
中核市	43	37	86.0%
特例市	40	29	72.5%
市	687	408	59.4%
町	745	318	42.7%
村	183	66	36.1%
全体	1741	889	51.1%

②地域による内訳

	送付数	回答数	回答率
北海道	179	86	48.0%
東北	227	116	51.1%
関東	316	199	63.0%
中部	316	162	51.3%
近畿	227	118	52.0%
中国	107	46	43.0%
四国	95	39	41.1%
九州・沖縄	274	123	44.9%
全体	1741	889	51.1%

(3) 主な質問項目

- ①就学援助制度の手続き・告知・広報の方法、採用基準と支給者数・支給総額
- ②その他の義務教育段階の就学者・家計を対象とする教育費支援制度の実施状況
- ③高校生を対象とする入学時の一時支援制度・奨学金制度の実施状況
- ④大学又は専門学校進学者を対象とする入学時の一時金支援 制度・奨学金制度の実施状況
- ⑤その他、教育費支援のための取組み状況や子育て支援・教育費支援についての見解 等

(4) 調査結果の概要

I. 義務教育段階の就学援助について

- ・ 就学援助の「申請手続き」は、「保護者が学校に書類を申請し、学校から教育委員会に書類が届く」方法をとる自治体が多い。
- ・ 就学援助の「受給手続き」は、「該当する金額を、保護者に直接支給する」「該当する金額を学校に支給し、必要に応じて学校から保護者に支給する」「費目により保護者に支給するものと、学校に支給するものがある」の方法に分かれている。
- ・ 就学援助の告知・広報は、「学校を通じて、家庭への連絡を行っている」「ホームページで申請方法・要件等を掲載している」「行政の広報誌に申請方法・要件等を掲載している」「就学援助制度を紹介・案内する特別のチラシ等を作成している」をとる自治体が多い。また、複数の方法で告知している自治体が多い。
- ・ 各自治体の就学援助の受給率を計算したところ、小学生は 2011 年度 11.8%、2012 年度 12.4%、2013 年度 12.8%、中学生は 2011 年度 13.6%、2012 年度 14.0%、2013 年度 14.2%、全体の受給率は 2011 年度 12.5%、2012 年度 12.9%、2013 年度 13.0%として、経年変化で上昇していることが確認された。また、受給率は、自治体類型ごとに、受給率に差があることも確認された。
- ・ 就学援助の準要保護の認定基準は、全体の 4 分の 3 の自治体で「生活保護の基準額に一定の計数を掛けた」基準が用いられている。その場合、生活保護基準の 1.3 倍が最も多く、1.2 倍、1.5 倍となっている。他の認定基準としては、「市民税・固定資産税等、何らかの税の非課税・減税」「児童扶養手当の支給等、他の何らかの生活支援制度の受給」を認定基準に用いている自治体も多い。また、全体の 4 分の 3 の自治体が、2 つ以上の認定基準を用いている。
- ・ 就学援助の見直しについては、過去 5 年以内に、就学援助制度の受給規準・金額等の見直しを行った自治体は約半数である。見直しを行った理由は、「生活保護制度の基準見直しとの調整」が最も多く、見直し後の「就学援助の総予算」「就学援助の受給基準」「就学援助の総人数」の増減については、いずれも「どちらともいえない」とする自治体が最も多い。
- ・ 就学援助制度の現状については、「近年、就学援助の申請者数は増加傾向にある」「近年、就学援助の支出金額は増加傾向にある」については、4 割の自治体が肯定傾向（「あてはまる」「ややあてはまる」）にある。

II. 就学援助以外の義務教育段階の児童・生徒を対象とした「子育て・教育費支援事業」等について

- ・ 義務教育段階の児童・生徒を対象とした「子育て・教育費支援事業」等の実施状況は、「学童保育・放課後子ども支援」は 8 割以上の自治体の実施しているが、「福祉担当部局（首長部局）の行う子育て支援との担当部署・窓口の統合」「低所得家庭の子どもを対象とした公立の学習教室・学習支援事業」「就学援助以外の自治体独自の教育費支援制度（学用品現物支給・経費補助等）」については、8 割の自治体では行われていない。「スクールソーシャルワーカーの配置」については、行っている自治体と行っていない自治体がほぼ同程度となっており、実施状況が分かれている。
- ・ 消費税の増税への対応について尋ねたところ、「学校給食費」については、「自治体単位で増税分値上げした」と「前年と同額で変化ない」がそれぞれ 4 割であり、対応が分かれていた。「修学旅行・遠足・見学費」については、「学校/学区単位で対応した」が 3 割を超えて最も多い。

Ⅲ. 高校生を対象とする教育費支援制度について

- ・ 高校生を対象とする教育費支援制度の実施状況を尋ねたところ、「在学中の奨学金制度」は6割の自治体で制度を有しているが、「入学時の一時金支援制度」は、7割の自治体で制度が置かれていない。
- ・ 高校生を対象とする教育費支援制度の過去5年以内での制度の見直しの状況を尋ねたところ、「見直しは行っていない」自治体が4割として最も多かった。「既存制度の見直しをおこなった」自治体は、2割である。見直した理由としては、「国の「高校授業料実質無償化・高等学校等就学支援金制度」の制度創設・変更との調整」が最も多い。
- ・ 高校生に対する貸与制の教育費支援事業を運営している自治体に、その現状について尋ねたところ、「返済の滞り受給者への対応が課題となっている」自治体が多い。

Ⅳ. 大学生・専門学校生を対象とする教育費支援制度について

- ・ 大学生・専門学校生を対象とする教育費支援制度の実施状況を尋ねたところ、大学生については、「在学中の奨学金制度」は半数以上の自治体で制度を有しているが、「入学時の一時金支援制度」は、7割の自治体で制度が置かれていない。専門学校生については、「在学中の奨学金制度」を有する自治体は半数に満たず、「入学時の一時金支援制度」は、約8割の自治体で制度が置かれていない。専門学校生を対象とする制度は、大学生を対象とする制度よりも整備の状況が低い。
- ・ 大学生・専門学校生を対象とする教育費支援制度の過去5年以内での制度の見直しの状況を尋ねたところ、「見直しは行っていない」自治体が4割として最も多かった。「既存制度の見直しをおこなった」自治体は、2割である。見直した理由としては、設定した選択肢以外の「その他」の個別事情が最も多くみられた。
- ・ 大学生・専門学校生に対する貸与制の教育費支援事業を運営している自治体に、その現状について尋ねたところ、「返済の滞り受給者への対応が課題となっている」自治体が多い。

Ⅴ. 子育て支援・教育費支援の取り組み状況等について

- ・ 子育て支援・教育費支援を目的とした自治体独自の取組は、「実施している」自治体が2割であり、7割の自治体では「実施の予定はない」という回答であった。
- ・ 子育て支援・教育費支援に関する考えを尋ねたところ、義務教育段階の就学援助については、「準要保護分の経費負担の半額は国庫負担金に戻すことが望ましい」は6割の自治体が肯定的であり、国庫負担の額を増やすことを望んでいる自治体が多い。「財政逼迫のなか、就学援助の予算を確保することは難しくなっている」が5割が肯定し、予算確保に困難が生じている自治体が半数となっている。他方、「就学援助の申請者数が増えると、認定基準を厳しくして抑制する必要がある」については否定が、肯定を上回っている。また、「準要保護の受給基準は都道府県単位で設定することが望ましい」は4割が肯定している。
- ・ 高校生・大学生を対象とする教育費支援制度についての意見には、「どちらともいえない」が多く、判断を留保する傾向がみられた。

集計結果

I. 義務教育段階の就学援助について

問1. 貴自治体では、就学援助（特に準要保護）の申請と受給の手続きはどのように行われていますか。

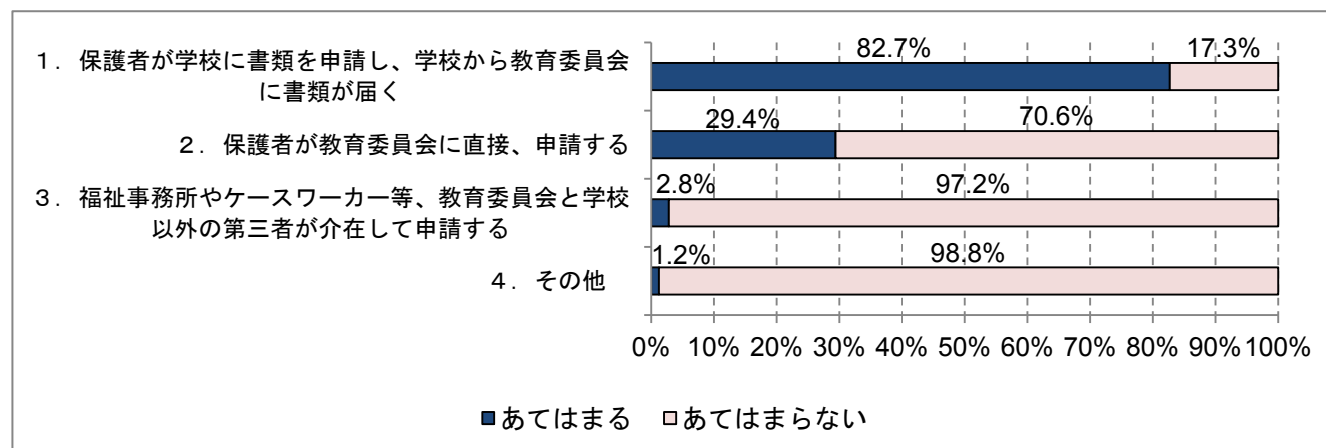
「A. 申請手続き」、「B. 受給手続き」について、それぞれあてはまる番号に○をつけてください。

「A. 申請手続き」

就学援助の「申請手続き」については、8割の自治体が「1. 保護者が学校に書類を申請し、学校から教育委員会に書類が届く」を選択しており、就学援助の申請手続きは学校経由の方法をとる自治体が多い。

全体の集計結果

	1. 保護者が学校に書類を申請し、学校から教育委員会に書類が届く	2. 保護者が教育委員会に直接、申請する	3. 福祉事務所やケースワーカー等、教育委員会と学校以外の第三者が介在して申請する	4. その他
あてはまる	736 (82.7%)	262 (29.4%)	25 (2.8%)	11 (1.2%)
あてはまらない	154 (17.3%)	628 (70.6%)	865 (97.2%)	879 (98.8%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)



自治体類型別集計（%の分母は類型別回答数）

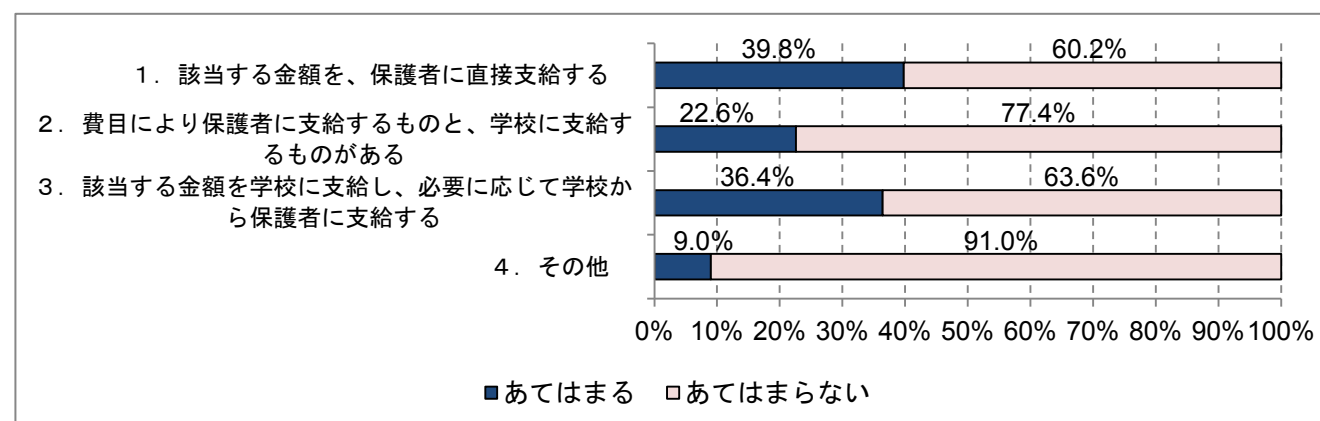
	1. 保護者が学校に書類を申請し、学校から教育委員会に書類が届く	2. 保護者が教育委員会に直接、申請する	3. 福祉事務所やケースワーカー等、教育委員会と学校以外の第三者が介在して申請する	4. その他
東京都特別区 (n=17)	8 (47.1%)	12 (70.6%)	1 (5.9%)	1 (5.9%)
政令指定都市 (n=14)	12 (85.7%)	3 (21.4%)	0 (0.0%)	3 (21.4%)
中核市 (n=37)	34 (91.9%)	12 (32.4%)	1 (2.7%)	1 (2.7%)
特例市 (n=29)	25 (86.2%)	14 (48.3%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)
市 (n=408)	348 (85.3%)	127 (31.1%)	10 (2.5%)	2 (0.5%)
町 (n=318)	251 (78.9%)	81 (25.5%)	10 (3.1%)	3 (0.9%)
村 (n=66)	58 (87.9%)	12 (18.2%)	2 (3.0%)	1 (1.5%)
全体 (n=889)	736 (82.8%)	261 (29.4%)	25 (2.8%)	11 (1.2%)

「B. 受給手続き」

就学援助の「受給手続き」については、「1. 該当する金額を、保護者に直接支給する」が約4割、「3. 該当する金額を学校に支給し、必要に応じて学校から保護者に支給する」が約36%、「2. 費目により保護者に支給するものと、学校に支給するものがある」が約2割となっており、受給手続きは自治体により方法が分かれている。

全体の集計結果

	1. 該当する金額を、保護者に直接支給する	2. 費目により保護者に支給するものと、学校に支給するものがある	3. 該当する金額を学校に支給し、必要に応じて学校から保護者に支給する	4. その他
あてはまる	354 (39.8%)	201 (22.6%)	324 (36.4%)	80 (9.0%)
あてはまらない	536 (60.2%)	689 (77.4%)	566 (63.6%)	810 (91.0%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)



自治体類型別集計 (%の分母は類型別回答数)

	1. 該当する金額を、保護者に直接支給する	2. 費目により保護者に支給するものと、学校に支給するものがある	3. 該当する金額を学校に支給し、必要に応じて学校から保護者に支給する	4. その他
東京都特別区 (n=17)	8 (47.1%)	9 (52.9%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)
政令指定都市 (n=14)	4 (28.6%)	6 (42.9%)	3 (21.4%)	3 (21.4%)
中核市 (n=37)	13 (35.1%)	15 (40.5%)	13 (35.1%)	1 (2.7%)
特例市 (n=29)	16 (55.2%)	8 (27.6%)	6 (20.7%)	6 (20.7%)
市 (n=408)	162 (39.7%)	92 (22.5%)	157 (38.5%)	44 (10.8%)
町 (n=318)	123 (38.7%)	61 (19.2%)	122 (38.4%)	22 (6.9%)
村 (n=66)	28 (42.4%)	9 (13.6%)	21 (31.8%)	4 (6.1%)
全体 (n=889)	354 (39.8%)	200 (22.5%)	324 (36.4%)	80 (9.0%)

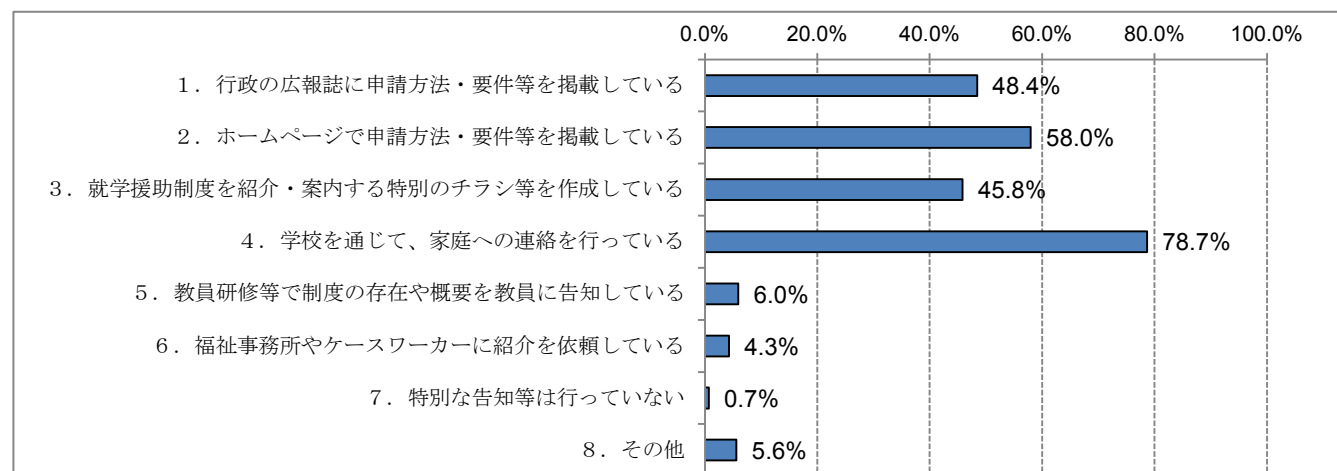
問2. 貴自治体では、就学援助制度の告知・広報について、どのように行われていますか。次のうち当てはまるものの番号すべてに○をつけてください。

就学援助の告知・広報については、「4. 学校を通じて、家庭への連絡を行っている」が約8割、次いで、「2. ホームページで申請方法・要件等を掲載している」が約6割、「1. 行政の広報誌に申請方法・要件等を掲載している」、「3. 就学援助制度を紹介・案内する特別のチラシ等を作成している」が約5割となっている。また、3つの方法を実施している自治体が約3割であり、最も多くなっている。

全体の集計結果

	1. 行政の広報誌に申請方法・要件等を掲載している	2. ホームページで申請方法・要件等を掲載している	3. 就学援助制度を紹介・案内する特別のチラシ等を作成している	4. 学校を通じて、家庭への連絡を行っている
あてはまる	431 (48.4%)	516 (58.0%)	408 (45.8%)	700 (78.7%)
あてはまらない	459 (51.6%)	374 (42.0%)	482 (54.2%)	190 (21.3%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)

	5. 教員研修等で制度の存在や概要を教員に告知している	6. 福祉事務所やケースワーカーに紹介を依頼している	7. 特別な告知等を行っていない	8. その他
あてはまる	53 (6.0%)	38 (4.3%)	6 (0.7%)	50 (5.6%)
あてはまらない	837 (94.0%)	852 (95.7%)	884 (99.3%)	840 (94.4%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)



複数の項目を選択した場合の選択項目数

	自治体数 (パーセント)
6つ選択	7 (0.8%)
5つ選択	30 (3.4%)
4つ選択	125 (14.0%)
3つ選択	251 (28.2%)
2つ選択	238 (26.7%)
1つ選択	231 (26.0%)
無回答 (選択数0)	8 (0.9%)
合計	890 (100.0%)

「８．その他」の記載内容

(自治体区分は特別区・市・町・村の４区分。政令指定都市・中核市・特例市・市は「市」として表記。自治体が特定できる記載は伏字とした)

整理 番号	地域	自治体 区分	取組内容
1	北海道	市	新入学児体験入学時、入学式・始業式において全児童生徒にチラシを配付
2	東北	市	4については文書を学校経由し、保護へ通知している。
3	東北	町	ホームページに就学援助制度があることと、問い合わせ先を掲載している。
4	東北	町	児童民生委員に周知を依頼している。
5	東北	町	入学説明会で保護者に紹介している
6	東北	村	民生委員からの周知
7	関東	特別区	申請書に希望調査書も兼ねて、対象となる児童生徒全員に配布している
8	関東	市	お知らせ・申請書を市立小中学校児童生徒に全員配布
9	関東	市	学校だよりに掲載
10	関東	市	就学・入学通知書に掲載している
11	関東	市	就学時健康診断又は、新入学説明会に案内文を渡している(新１年生)
12	関東	市	申請書を全児童生徒に配布している
13	関東	市	全校児童生徒に申請書を配布している。
14	関東	市	入学時及び学校だよりで周知している。
15	関東	市	入学説明会時に制度概要を配布している
16	関東	市	福祉面から子育てをサポートする担当課が作成するハンドブックに掲載している。また、必要に応じて窓口で紹介している。
17	関東	町	「●●町何でもノート」に掲載 各種届出・手続きについて簡単に説明した冊子
18	関東	町	4については、全児童・生徒に学校を通してチラシ、申請書を配布。
19	関東	町	5歳児健診時説明
20	関東	町	民生委員の会議でも周知している。
21	関東	町	民生委員へ該当する児童生徒がいる場合は案内を依頼。
22	関東	町	民生児童委員へ制度の説明・周知依頼
23	関東	村	CATV 文字放送にて広報
24	中部	市	4月(始業式、入学式)に全児童生徒にチラシを配布する。
25	中部	市	市政情報等のラジオ放送
26	中部	市	新入学説明会で制度を周知している。4は継続申請の場合に限る
27	中部	市	入学通知書に、制度概要を掲載している
28	中部	市	民生児童委員。主任児童委員への説明会の実施。
29	中部	町	前年度申請している家族には、直接案内を送っている。
30	中部	町	民生・児童委員協議会において説明。
31	中部	町	民生委員の協力により周知
32	中部	町	民生委員協議会定例会において制度の説明を行い、紹介を依頼している。
33	近畿	市	ホームページでも制度があることは載せている
34	近畿	市	学校を通じ、市内市立小・中学校全児童生徒に申請書を配布
35	近畿	市	新入学説明会にてチラシ配付
36	近畿	市	新入生対象の説明会で告知している
37	近畿	町	入学説明会
38	中国・四国	市	研修等で学校事務、校長に告知している
39	中国・四国	町	入学通知書に告知している。
40	九州・沖縄	市	ケーブルテレビでお知らせ
41	九州・沖縄	市	こども便等で全児童・生徒に案内
42	九州・沖縄	市	学校を通じて、就学援助制度を紹介・案内するチラシを全自動・生徒の保護者に配付している。
43	九州・沖縄	市	制度のお知らせ及び申請書を小中学校児童生徒全員に配布している。(学校を通じて)
44	九州・沖縄	市	民生児童委員に対し制度の研修を行っている

自治体類型別集計（%の分母は類型別回答数）

	1. 行政の広報誌に 申請方法・要件等を 掲載している	2. ホームページで 申請方法・要件等を 掲載している	3. 就学援助制度を 紹介・案内する特別のチ ラシ等を作成している	4. 学校を通じて、家庭 への連絡を行っている
東京都特別区（n=17）	14（82.4%）	15（88.2%）	10（58.8%）	12（70.6%）
政令指定都市（n=14）	9（64.3%）	14（100.0%）	13（92.9%）	12（85.7%）
中核市（n=37）	28（75.7%）	36（97.3%）	24（64.9%）	32（86.5%）
特例市（n=29）	24（82.8%）	25（86.2%）	25（86.2%）	20（69.0%）
市（n=408）	219（53.7%）	290（71.1%）	209（51.2%）	320（78.4%）
町（n=318）	122（38.4%）	126（39.6%）	108（34.0%）	248（78.0%）
村（n=66）	15（22.7%）	9（13.6%）	18（27.3%）	55（83.3%）
全体（n=889）	431（48.5%）	515（57.9%）	407（45.8%）	699（78.6%）

	5. 教員研修等で制 度の存在や概要を教 員に告知している	6. 福祉事務所や ケースワーカーに 紹介を依頼している	7. 特別な告知等は 行っていない	8. その他
東京都特別区（n=17）	0（0.0%）	4（23.5%）	0（0.0%）	1（5.9%）
政令指定都市（n=14）	4（28.6%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）
中核市（n=37）	4（10.8%）	4（10.8%）	0（0.0%）	1（2.7%）
特例市（n=29）	6（20.7%）	3（10.3%）	0（0.0%）	4（13.8%）
市（n=408）	31（7.6%）	25（6.1%）	0（0.0%）	22（5.4%）
町（n=318）	6（1.9%）	1（0.3%）	5（1.6%）	18（5.7%）
村（n=66）	2（3.0%）	1（1.5%）	1（1.5%）	4（6.1%）
全体（n=889）	53（6.0%）	38（4.3%）	6（0.7%）	50（5.6%）

	無回答 （選択数0）	1つ選択	2つ選択	3つ選択	4つ選択	5つ選択	6つ選択
東京都特別区（n=17）	0（0.0%）	2（11.8%）	2（11.8%）	4（23.5%）	8（47.1%）	1（5.9%）	0（0.0%）
政令指定都市（n=14）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（7.1%）	5（35.7%）	5（35.7%）	3（21.4%）	0（0.0%）
中核市（n=37）	0（0.0%）	0（0.0%）	5（13.5%）	15（40.5%）	13（35.1%）	3（8.1%）	1（2.7%）
特例市（n=29）	0（0.0%）	1（3.4%）	2（6.9%）	12（41.4%）	10（34.5%）	2（6.9%）	2（6.9%）
市（n=408）	3（0.7%）	65（15.9%）	111（27.2%）	136（33.3%）	70（17.2%）	19（4.7%）	4（1.0%）
町（n=318）	4（1.3%）	126（39.6%）	96（30.2%）	72（22.6%）	18（5.7%）	2（0.6%）	0（0.0%）
村（n=66）	1（1.5%）	37（56.1%）	21（31.8%）	6（9.1%）	1（1.5%）	0（0.0%）	0（0.0%）
全体（n=889）	8（0.9%）	231（26.0%）	238（26.8%）	250（28.1%）	125（14.1%）	30（3.4%）	7（0.8%）

問3. 貴自治体の2011年度・2012年度・2013年度の要保護・準要保護のそれぞれについて、小学生・中学生別の支給者数および総額をご教示ください。

2011年度から2013年度までの3年間の要保護、準要保護の支給人数と支給額について、回答をもとに、平均値と中央値を示した。

また、各自治体の児童生徒数を用いて受給率を計算したところ、小学生は2011年度11.8%、2012年度12.4%、2013年度12.8%、中学生は2011年度13.6%、2012年度14.0%、2013年度14.2%、全体の受給率は2011年度12.5%、2012年度12.9%、2013年度13.0%として、上昇していることが確認された。他方、自治体類型ごとに、受給率に差があることも確認された。

全体の集計結果

1. 要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	773	699	779	708	780	707	790	717	780	710	784	712
平均値 (人/円)	50	342819	36	729926	50	406844	35	794690	47	379914	34	761736
中央値 (人/円)	4	55236	4	134336	4	59045	4	147062	4	45456	4	114806

2. 準要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	840	802	840	801	849	813	846	809	850	813	847	810
平均値 (人/円)	726	35566180	417	30085561	710	34988845	418	30651519	679	33655793	408	30180437
中央値 (人/円)	172	9680530	114	9460379	174	9607515	114	9384859	171	9380651	114	9465772

3. 要保護と準要保護の合計

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	774	734	781	742	782	744	790	751	781	746	785	746
平均値 (人/円)	805	43175517	466	37521481	790	42530501	467	38186422	752	40551810	454	37459076
中央値 (人/円)	206	12398360	129	11661886	207	12482390	131	11672809	206	11804311	130	11739661

4. 平均受給率

	2011 年度			2012 年度			2013 年度		
	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計
有効回答数 (自治体数)	773	780	767	781	789	775	780	784	770
平均受給率	11.8%	13.6%	12.5%	12.4%	14.0%	12.9%	12.8%	14.2%	13.0%

自治体類型別集計

(1) 東京都特別区

1. 要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	16	6	16	6	17	7	17	7	17	7	17	7
平均値 (人/円)	314	1380882	208	4822085	291	1256275	198	4221021	282	1249475	197	4527984
中央値 (人/円)	213	948948	141	4489091	168	430650	122	3783240	177	296331	129	3524229

2. 準要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	17	8	17	8	17	8	17	8	17	8	17	8
平均値 (人/円)	3736	361384386	2061	337339110	3630	350271938	2059	337794377	3453	332307857	2016	329667012
中央値 (人/円)	2969	317154557	1659	277107562	2881	310599252	1627	281139180	2767	300892738	1611	281339028

3. 要保護と準要保護の合計

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	16	14	16	14	17	15	17	15	17	15	17	15
平均値 (人/円)	4244	271627336	2370	258047634	3921	250651840	2257	247217875	3734	240575589	2212	240120773
中央値 (人/円)	3194	239267934	1822	210636281	3097	218859228	1785	205768179	2995	224215110	1704	207676340

4. 平均受給率

	2011 年度			2012 年度			2013 年度		
	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計
有効回答数 (自治体数)	16	16	16	17	17	17	17	17	17
平均受給率	21.2%	23.3%	21.5%	20.0%	22.6%	20.6%	19.1%	22.2%	19.9%

自治体類型別集計

(2) 政令指定都市

1. 要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	13	9	13	9	13	9	13	9	13	9	13	9
平均値 (人/円)	985	4127886	717	9995718	993	4165792	727	10369716	985	4001799	702	9809212
中央値 (人/円)	266	2979000	192	6567449	292	3246096	208	7944939	264	2980601	212	7033568

2. 準要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	14	11	14	11	14	11	14	11	14	11	14	11
平均値 (人/円)	10749	449218174	5983	353850187	10600	447350286	6031	362003217	10038	435957325	5782	359730054
中央値 (人/円)	172	9680530	114	9460379	174	9607515	114	9384859	171	9380651	114	9465772

3. 要保護と準要保護の合計

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12
平均値 (人/円)	11339	514881414	6478	479848167	11197	509573765	6539	489138679	10607	485594523	6271	474877483
中央値 (人/円)	6546	347514399	3738	304120637	6296	357163741	3771	305619051	6337	349565566	3854	305024662

4. 平均受給率

	2011 年度			2012 年度			2013 年度		
	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計
有効回答数 (自治体数)	13	13	13	13	13	13	13	13	13
平均受給率	15.2%	17.0%	15.8%	15.2%	17.1%	15.9%	14.7%	16.6%	15.4%

自治体類型別集計

(3) 中核市

1. 要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	35	33	35	33	36	35	36	35	35	34	35	34
平均値 (人/円)	197	2060402	146	4550646	193	2047645	140	4303129	180	1949089	130	4150724
中央値 (人/円)	94	1661997	90	3692988	101	1613862	87	3894765	95	1659778	89	3461128

2. 準要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	35	34	35	34	36	36	36	36	35	35	35	35
平均値 (人/円)	3431	192458755	1928	145806357	3331	183295239	1926	145221711	3225	177638482	1894	141654179
中央値 (人/円)	3726	198458566	1997	131179090	3562	195276710	2026	133552714	3335	192594729	2034	125922923

3. 要保護と準要保護の合計

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	34	34	34	34	35	36	35	36	34	35	34	35
平均値 (人/円)	3618	190564262	2077	150618305	3513	181859744	2066	149630372	3391	176014619	2021	145792490
中央値 (人/円)	3849	198652703	2138	139029204	3571	195882060	2159	138867244	3408	182704226	2097	131962996

4. 平均受給率

	2011 年度			2012 年度			2013 年度		
	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計
有効回答数 (自治体数)	34	34	34	35	35	35	34	34	34
平均受給率	17.0%	18.6%	17.5%	16.9%	18.6%	17.5%	16.7%	18.5%	17.3%

自治体類型別集計

(4) 特例市

1. 要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	27	23	27	23	27	23	27	23	27	23	27	23
平均値 (人/円)	90	685797	66	1714079	93	689176	64	1610588	89	651816	67	1791921
中央値 (人/円)	60	569046	51	1370753	66	575400	50	1288698	61	645770	52	1330878

2. 準要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	28	24	28	24	28	24	28	24	28	24	28	24
平均値 (人/円)	2096	108611845	1232	88820537	2048	107823126	1239	91871294	1978	101544308	1218	92413821
中央値 (人/円)	1840	100594262	1135	86770535	1839	100913184	1144	85038695	1796	84811867	1108	79669485

3. 要保護と準要保護の合計

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
平均値 (人/円)	2094	112169721	1249	89367304	2055	111066685	1254	91594828	1985	104194580	1235	91720248
中央値 (人/円)	1885	101661500	1139	85357105	1872	102600000	1170	84749904	1822	86918144	1151	80720591

4. 平均受給率

	2011 年度			2012 年度			2013 年度		
	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計
有効回答数 (自治体数)	28	28	28	28	28	28	28	28	28
平均受給率	14.3%	16.6%	15.1%	14.4%	16.6%	15.2%	14.1%	16.5%	14.9%

自治体類型別集計

(5) 市

1. 要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	379	352	378	353	379	354	384	360	377	354	381	356
平均値 (人/円)	27	257712	19	496340	27	373612	19	635189	25	346324	18	587620
中央値 (人/円)	7	88467	6	227360	7	82400	6	222157	6	82400	6	181581

2. 準要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	389	374	389	374	391	377	391	377	390	375	390	375
平均値 (人/円)	493	27298192	293	24543433	487	26982925	294	24945660	473	26391675	292	24985108
中央値 (人/円)	318	18996015	198	17481540	324	19557689	203	18505192	315	18291942	208	17889953

3. 要保護と準要保護の合計

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	382	370	381	370	382	373	387	377	380	372	384	372
平均値 (人/円)	526	29417355	317	26216929	522	29144283	316	26437603	501	28293261	309	26342931
中央値 (人/円)	332	20087298	210	18677640	340	20189632	216	19340338	333	19226645	220	18735547

4. 平均受給率

	2011 年度			2012 年度			2013 年度		
	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計
有効回答数 (自治体数)	381	380	378	381	386	380	379	383	378
平均受給率	11.9%	13.9%	12.6%	12.1%	14.1%	12.8%	11.8%	13.9%	12.5%

自治体類型別集計

(6) 町

1. 要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	257	241	264	248	262	244	266	247	265	248	263	246
平均値 (人/円)	5	77904	4	127752	5	82732	3	118507	5	80067	3	120319
中央値 (人/円)	1	16660	1	55401	2	18587	1	44533	1	17036	1	55000

2. 準要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	296	293	297	294	299	296	298	295	302	299	302	299
平均値 (人/円)	80	4286285	49	3967256	80	4328145	49	4051442	78	4262934	50	4092233
中央値 (人/円)	45	2625436	29	2553760	45	2777900	28	2675414	42	2557466	30	2753060

3. 要保護と準要保護の合計

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	255	241	263	248	261	245	263	248	263	249	261	247
平均値 (人/円)	93	4740139	57	4376897	92	4785820	57	4491522	89	4606396	57	4459318
中央値 (人/円)	50	2823462	34	2778855	51	3039002	35	2983463	49	2679419	34	3050452

4. 平均受給率

	2011 年度			2012 年度			2013 年度		
	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計
有効回答数 (自治体数)	255	263	253	261	263	257	263	261	255
平均受給率	10.8%	12.4%	11.3%	12.2%	13.1%	12.4%	13.9%	14.0%	13.3%

自治体類型別集計

(7) 村

1. 要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	45	34	45	35	45	34	46	35	45	34	47	36
平均値 (人/円)	0.69	26401	0.53	34767	0.87	39087	0.41	36120	0.69	31274	0.49	27587
中央値 (人/円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 準要保護

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	60	57	59	55	63	60	61	57	63	60	60	57
平均値 (人/円)	19	1181184	12	1171970	19	1241204	12	1264666	20	1227665	13	1291581
中央値 (人/円)	172	9680530	114	9460379	174	9607515	114	9384859	171	9380651	114	9465772

3. 要保護と準要保護の合計

	2011 年				2012 年度				2013 年度			
	小学生		中学生		小学生		中学生		小学生		中学生	
	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額	支給 児童数	総額	支給 生徒数	総額
有効回答数 (自治体数)	45	34	45	35	45	34	46	34	45	34	47	36
平均値 (人/円)	23	1591508	14	1502215	24	1748707	15	1757810	23	1677616	15	1739003
中央値 (人/円)	11	843012	6	674710	11	803235	7	808680	11	847630	7	945909

4. 平均受給率

	2011 年度			2012 年度			2013 年度		
	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計
有効回答数 (自治体数)	45	45	44	45	46	44	45	47	44
平均受給率	7.7%	8.7%	8.1%	7.9%	9.0%	8.4%	7.3%	9.9%	8.2%

問 4. 貴自治体においては、準要保護児童生徒の認定の基準はどのように設定されていますか。
設定されている認定基準について、あてはまるものにすべてに○をつけてください。

準要保護の認定基準は、全体の 4 分の 3 の自治体が「1. 生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの」を用いている。その場合、生活保護基準の 1.3 倍が最も多く、1.2 倍、1.5 倍となっている。

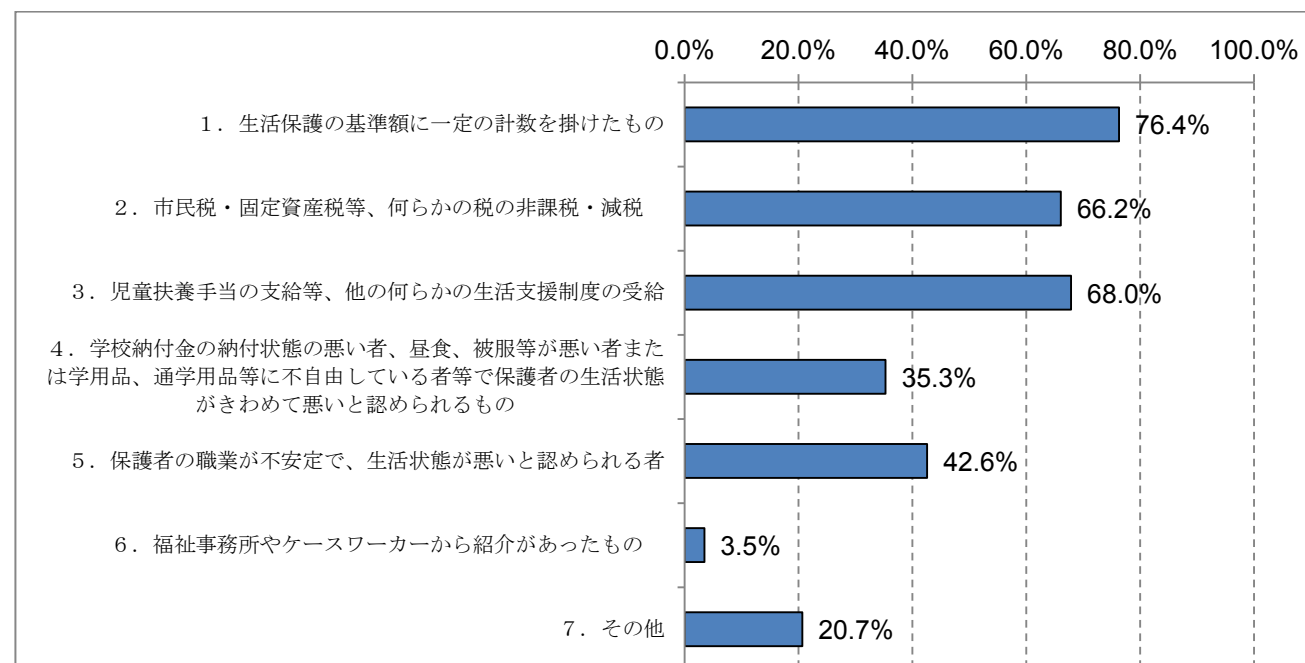
「2. 市民税・固定資産税等、何らかの税の非課税・減税」「3. 児童扶養手当の支給等、他の何らかの生活支援制度の受給」を認定基準に用いている自治体も 7 割近い。

全体の 4 分の 3 の自治体が、2 つ以上の認定基準を用いている。

全体の集計結果

	1. 生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの	2. 市民税・固定資産税等、何らかの税の非課税・減税	3. 児童扶養手当の支給等、他の何らかの生活支援制度の受給	4. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの
あてはまる	680 (76.4%)	589 (66.2%)	605 (68.0%)	314 (35.3%)
あてはまらない	210 (23.6%)	301 (33.8%)	285 (32.0%)	576 (64.7%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)

	5. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	6. 福祉事務所やケースワーカーから紹介があったもの	7. その他
あてはまる	379 (42.6%)	31 (3.5%)	184 (20.7%)
あてはまらない	511 (57.4%)	859 (96.5%)	706 (79.3%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)



「１．生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの」を
選択した時の具体的に記載された倍率

	自治体数（パーセント）
1.00	48（5.4%）
1.04	1（0.1%）
1.05	6（0.7%）
1.06	1（0.1%）
1.10	41（4.6%）
1.14	1（0.1%）
1.15	3（0.3%）
1.16	1（0.1%）
1.18	1（0.1%）
1.20	130（14.6%）
1.23	1（0.1%）
1.25	14（1.6%）
1.26	1（0.1%）
1.30	282（31.7%）
1.34	1（0.1%）
1.35	1（0.1%）
1.38	1（0.1%）
1.40	9（1.0%）
1.45	1（0.1%）
1.50	82（9.2%）
1.60	1（0.1%）
1.70	1（0.1%）
1.80	2（0.2%）
2.00	1（0.1%）
2.50	1（0.1%）
2.60	1（0.1%）
無回答	37（4.2%）
その他	9（1.0%）
非該当（選択していない）	211（23.7%）
合計	890（100.0%）

複数の項目を選択した場合の選択項目数

	自治体数（パーセント）
7つ選択	5（0.6%）
6つ選択	29（3.3%）
5つ選択	188（21.1%）
4つ選択	177（19.9%）
3つ選択	171（19.2%）
2つ選択	91（10.2%）
1つ選択	227（25.5%）
無回答（選択数0）	2（0.2%）
合計	890（100.0%）

※「その他」は、

「ひとり親世帯1.5倍、父母世帯1.3倍」

「1.2倍、部費目のみ支給の場合1.3倍」「1.4倍、1.6倍」

「Ⅰ段階1.3倍、Ⅱ段階1.5倍」「1.3倍、ひとり親1.5倍」

「1.3倍、1.3～1.5倍、1.5～1.87倍」

「給食費1.0倍、その他、1.2倍」

「持家 生活保護の1.3倍、借家 生活保護の1.5倍」

「1.3倍、母子父子、障害児童世帯は1.5倍」

と2つ以上の基準を用いているもの。

「 7. その他」の記載内容

(自治体区分は特別区・市・町・村の4区分。政令指定都市・中核市・特例市・市は「市」として表記。自治体が特定できる記載は伏字とした)

整理 番号	地域	自治体 区分	取組内容
1	北海道	市	保護者の失業や災害等特別な事情があると認める者
2	北海道	市	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者。国民年金法に基づく保険料の全額について免除を受けた者。生活福祉資金の貸付けを受けた者。職業安定所登録日雇労働者
3	北海道	市	国民年金保険料の減免
4	北海道	町	民生委員より意見聴取
5	北海道	町	保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は、職業安定所要録労働者、PTA 会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
6	北海道	町	国民年金保険料の免除
7	北海道	町	国民年金の掛金の減免、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予他
8	北海道	町	教育委員会が特に就学援助の必要があると認める者
9	東北	市	要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると委員会が認める者
10	東北	市	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の 1.3 倍未満
11	東北	市	特に学校長が受給を必要と認める者
12	東北	市	当該年度に生活保護の停止又は廃止を受けた者、前年の収入にかかわらず、失業等で収入が著しく減少した世帯に属する者、東日本大震災により被災し、家屋が半壊以上の被害を受けた者
13	東北	市	東日本大震災により就学が困難な者
14	東北	市	生保基準に準じて判定するが、児童扶養手当の支給等ある場合は生保基準の 1.5 倍まで認める
15	東北	市	震災による就学困難な者
16	東北	市	所得要件のみではなく、学校長や民生児童委員の所見を参考に個別の家庭状況を考慮して総合的に審査した上で認定している。
17	東北	市	国民年金保険料全額免除、被災者
18	東北	市	国民年金保険料の減免、生活福祉資金の貸付け。
19	東北	市	経済的理由による欠席日数が多い。その他の理由で経済的状態が悪く、学校納付金の支払いに困っている。
20	東北	市	経済的理由で就学が困難であると教育委員が認める者
21	東北	市	経済的な理由により欠席日数が多いもの
22	東北	市	教育長が特に必要と認める者。
23	東北	市	教育委員会が必要と認めるもの
24	東北	市	4・5 の場合でも、所得額証明書等の提出はしてもらう。
25	東北	町	年金免除
26	東北	町	前年世帯収入額により判断している。
27	東北	町	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者、災害等で被害を被り生活が困窮していると認められる者
28	東北	町	生活保護を廃止になった者、災害等で生活が困窮している者、その他、特に援助が必要である者
29	東北	町	所得
30	東北	町	災害救助法の適用を受けているもの等
31	東北	町	国民年金保険料の減免、生活保護が廃止された方、生活福祉資金の貸付を受けている方、その他教育長が特に援助が必要と認めた方
32	東北	町	国民年金等の減免
33	東北	町	国民年金掛金の全額免除。国民健康保険料の減免又は免除
34	東北	村	民生委員からの意見を仰ぐ等
35	東北	村	国民年金の掛金の減免、経済的な理由による欠席日数が多い者
36	東北	村	学校長又は民生委員が、特に必要があると認める者
37	関東	特別区	東日本大震災による被災児童生徒については、所得審査を行わず、被災証明書等の提出を以って準要保護として認定している。
38	関東	特別区	第 68 次改定生活保護基準額に 1.2 を掛けたもの
39	関東	特別区	前年度中に生活保護の廃止・停止を受けた世帯
40	関東	特別区	生活保護の停廃止、国民年金・国民健康保険の保険料の減免、災害、失業などにより経済的に就学困難と認められる場合
41	関東	特別区	所得証明が取得できない者は、面談の上別途審査する。
42	関東	特別区	国民年金保険料の納付を減免されている
43	関東	市	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止、国民年金の掛け金の減免。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自律支援に関する法律による支援給付

44	関東	市	生活保護基準の 1.3 倍の額に学校給食費の実費相当額を合算した額
45	関東	市	生活保護の廃止
46	関東	市	生活保護の廃止・停止を受けた方、国民年金・国民健康保険税を減免されている方。特別な事情により援助が必要と認められる方(東日本大震災の被災児童生徒含む)
47	関東	市	生活保護の停止または廃止、国民年金保険料の減免、個人事業税の減免、国民健康保険料の減免または猶予、生活福祉資金による貸付
48	関東	市	生活保護の停止、又は廃止
49	関東	市	生活保護の停止・廃止を受けた者。
50	関東	市	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものと、所得税算定時の所得を比較
51	関東	市	上記 4・5 等に該当する者で、就学援助が必要であると学校長が認める者
52	関東	市	就学援助を必要としている方(所得制限アリ)
53	関東	市	児童扶養手当の一部支給の基準を準用
54	関東	市	市県民税所得割非課税基準額×1.3 倍
55	関東	市	国民年金又は国民健康保険の保険料の減免。生活福祉資金の貸し付けを受けている。生活保護の停止又は廃止
56	関東	市	国民年金保険料の減免。国民健康保険税の減免。生活福祉資金の貸付け。
57	関東	市	国民年金掛金の免除の受給
58	関東	市	国民年金の掛金の免除
59	関東	市	国民年金の掛金の減免、国民健康保険料の減免又は猶予、生活保護の停止又は廃止。離職して雇用保険受給中、保護者が病気等で働けない
60	関東	市	教育長が特に必要と認める者、国民年金の減免
61	関東	市	教育委員会が特に援助が必要だと認めた者
62	関東	市	学校長意見書のあったもの、東日本大震災被災者登録のあったもの
63	関東	市	学校長からの所見
64	関東	市	DV、育児放棄、配偶者との別居などの場合で本人からの申立により、その内容によっては援助する場合があります。
65	関東	市	4～6 等は学校長及び教育長が認めた者
66	関東	町	保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
67	関東	町	特別支援教育就学奨励費補助金の算定方式に準じて算定した額の 1.2 倍未満。失業者、国民年金の掛金が全額減免
68	関東	町	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けたもの、国民年金法に基づく国民年金掛金の減免、国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予、世帯更生貸付補助金による貸付け、学級費、PTA 会費等の学校納付金の減免が行われている者、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者、経済的理由による欠席日数が多い者
69	関東	町	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止、国民年金法に基づく保険料の減免、学校長又は民生委員が援助を必要と認める者
70	関東	町	生活保護が停止・廃止になった。国民年金の掛金、国民健康保険の保険料の減免をうけた。生活福祉資金の貸付を受けた。保護者の死亡などや災害にあったといった経済的に就学が困難な場合
71	関東	町	国民年金の減免を受けている者。教育委員会が認めた者。
72	関東	町	経済的に児童生徒が就学困難となる特別な事情がある場合
73	関東	町	火災・傷病等、一時的に生活が苦しくなった等
74	関東	町	2～5 かつ世帯員の収入額等が必要額(生活保護の基準によって算出 1.5 倍)を下回るもの
75	関東	村	学校納付金は PTA 会費のみ
76	中部	市	特別支援教育就学奨励費支払区分Ⅱの基準を適用
77	中部	市	特別支援教育就学奨励費の支弁区分の決定方法に準じて、収入額/需要額が 1.0 未満のもの
78	中部	市	特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書と同様の計算で収入額が必要額の 1.5 倍未満の者
79	中部	市	東日本大震災による被災者で市内へ就学している家庭。
80	中部	市	天災等の事情により市民税の減免を受けた者、又は教育委員会が認める者。
81	中部	市	生活保護を停止又は廃止された世帯
82	中部	市	生活保護を受けている。生活保護を停止・廃止された。国民年金保険が全額免除された。生活福祉資金による貸付を受けている。
83	中部	市	生活保護の停廃止、国民年金掛金の減免、児童扶養手当の支給など
84	中部	市	生活保護の停止又は廃止、生活福祉資金の借受け
85	中部	市	生活保護の基準額を参考に、要領で定めた基準額に一定の計数を掛けたもの
86	中部	市	生活保護が廃止になり、生活が苦しく諸学費の支払いに困っている
87	中部	市	生活福祉資金の貸付を受けている者。職業安定所登録の日雇労働者

88	中部	市	国民年金の保険料減免、国民健康保険税減免又は徴収の猶予、生活福祉資金貸付補助金による貸付け、経済的に困りてその他教育委員会が特に必要と認めた方
89	中部	市	国民年金の納付免除を受けているもの
90	中部	市	国民年金の掛金の減免、国民健康保険税の減免
91	中部	市	国民健康保険料、税の減免、生活福祉資金貸付制度による貸付。
92	中部	市	経済的理由による欠席日数が多い者、教育委員会が特に必要と認めた者
93	中部	市	教育委員会が必要と認めるもの(保護者の病気・出産等による急な離職など)
94	中部	町	特別支援教育就学奨励費補助金の基準額に一定の係数(1.00 倍)を掛けたもの。
95	中部	町	国民年金掛金又は国民健康保険料減免。職業安定所登録日雇労働者
96	中部	町	国民年金掛金減免、その他経済的な理由で就学が困難であるもの
97	中部	町	校長・民生委員が特に認めた世帯
98	中部	町	教育委員会が認めた者
99	中部	町	学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者
100	中部	町	学校長又は民生(児童委員が特に援助を必要と認める者
101	中部	町	4、5 の場合保護者からの申請により校長の意見も参考にし教育委員会で諮って判断する
102	中部	村	災害・自己・病気等により生活が困難。
103	中部	村	国民年金法の減免。
104	中部	村	経済的理由による欠席日数が多い者、PTA 会費等の学校納付金の減免が行われている者、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止など。
105	近畿	市	毎年度、生活保護基準、消費者物価指数、他都市状況等を総合的に勘案し設定
106	近畿	市	本市独自の認定基準額
107	近畿	市	保護者及び保護者と同一世帯全員の前年の総収入額も勘案し、総合的に審査を行う。
108	近畿	市	保護者の離婚、生計維持者の失業など。
109	近畿	市	別添のとおり(記載内容:国民年金の保険料の免除、国民健康保険の保険料の免除、生活保護の停止もしくは廃止、当該児童又は生徒を就学させることが困難な状態にあると教育委員会が認めるもの)
110	近畿	市	別添チラシ参照(記載内容:生活保護の停止もしくは廃止)
111	近畿	市	別紙(注:資料添付なし)
112	近畿	市	扶養義務のない児童生徒を養育しているもの
113	近畿	市	年金免除他
114	近畿	市	前年度認定基準額に、大阪市消費者物価指数を乗じたもの
115	近畿	市	前年中の世帯(住民登録上)全員の所得の合計額が認定基準以下の世帯。(例)4 人世帯 2,735,800 円
116	近畿	市	生活保護法による保護の基準をもとに教育委員会で定める基準額を 1.1 倍したものの。
117	近畿	市	生活保護の停・廃止
118	近畿	市	上記基準を超える人を対象として、特別な事情(失業や入院など)により申請をする場合については、個別の事情を考慮して可否を決定している。
119	近畿	市	国民年金全額免除、生活状態が悪いと認められるもので民生委員等の同意を得たもの
120	近畿	市	国民健康保険料・国民年金保険料の減免、生活福祉資金の貸付決定、日雇労働者、災害等の羅災、生活保護受給、生活保護の停止・廃止
121	近畿	市	学校長が必要と認めるもの
122	近畿	町	特別な事情のため経済的に困窮し就学援助を必要とする場合
123	近畿	町	前年度又は当該年度において、生活保護法に基づく保護の廃止又は停止の措置を受けた者
124	近畿	町	経済的な理由から就学が困難と認められる者
125	近畿	町	教育委員会が必要があると認めたもの
126	中国・四国	市	特別支援教育就学奨励費の需要額算定表を元に、1.3 倍未満
127	中国・四国	市	生活保護法に基づく保護の停止、または廃止
128	中国・四国	市	生活保護の停止・廃止、国民年金掛金の減免(4 分の 1 免除は除く)、国民健康保険料の減免・徴収猶予・軽減
129	中国・四国	市	国民年金保険料の免除
130	中国・四国	市	国民年金保険料が免除されている
131	中国・四国	市	国民年金保険料、国民健康保険料の免除。生活福祉資金の貸付。職業安定所登録日雇労働者
132	中国・四国	市	国民年金の掛金の減免
133	中国・四国	市	教育委員会が特別な事情があると認める世帯
134	中国・四国	市	生活保護の停止又は廃止。国民年金保険料の半額以上の減免
135	中国・四国	市	世帯の被保険者全員の国民年金保険料が全額免除の者。生活福祉資金の貸付を受けている者。生活保護の停止・廃止。
136	中国・四国	市	国民年金保険料免除など
137	中国・四国	市	国民年金掛金減免

138	中国・四国	市	個々のケースによりますので具体的には記入いたしかねます。
139	中国・四国	町	別紙のとおり(記載内容:国民年金の保険料の免除、国民健康保険の保険料の免除、生活保護の停止もしくは廃止、当該児童又は生徒を就学させることが困難でな状態にあると教育委員会が認めるもの)
140	中国・四国	町	生活福祉資金貸付補助金による貸付
141	中国・四国	町	災害を受けたために学用品費等の経費負担が困難を認められる者。
142	中国・四国	町	国が示された数を計算式にあてはめている
143	中国・四国	町	特殊教育就学奨励費の需要額測定に用いる規準生活費の1.2倍
144	中国・四国	町	収入額/需要額=1.0以下※需要額規準はH24.12末保護基準による。
145	中国・四国	町	国民年金保険料全額免除。所得状況、生活状態等を見て教育委員会で判断
146	中国・四国	町	1以外は、認定協議会に諮って決定
147	九州・沖縄	市	保護者の死亡、災害その他の理由により、就学援助を支給する必要があると認められる者
148	九州・沖縄	市	文科省発出の「保護基準額等早見表」を参照し査定を行っている
149	九州・沖縄	市	文科省規定に準ずる(国庫補助等)
150	九州・沖縄	市	負担等考慮
151	九州・沖縄	市	認定基準に該当しない場合であっても世帯の経済状況が急激に悪化した場合
152	九州・沖縄	市	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額を基準としている(特別支援教育就学奨励費の1.0倍)
153	九州・沖縄	市	特別支援学級に在籍する児童生徒の世帯については合計所得額に100分の245を乗じたもの
154	九州・沖縄	市	前年度又は当該年度において生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けたもの等
155	九州・沖縄	市	生活保護の廃止または、停止
156	九州・沖縄	市	生活保護の廃止・停止を受けたが、なお経済的に困窮している
157	九州・沖縄	市	生活保護の停止・廃止、国民年金の掛金の免除(1/4免除は除く)
158	九州・沖縄	市	生活保護が廃止になった世帯
159	九州・沖縄	市	世帯の年間所得額が、世帯の子どもの人数に応じて定められている基準金額以下なら認定としている。
160	九州・沖縄	市	失業傷病等の特別な事情により経済的に困窮していると認められる方
161	九州・沖縄	市	市独自の所得基準額を設けており、その基準額以下の世帯
162	九州・沖縄	市	国民年金保険料の免除者、保護者の長期療養中、災害避難者等
163	九州・沖縄	市	国民年金の掛金の減免(1/4減免除く)
164	九州・沖縄	町	生活保護法による基準需要額のうち生活扶助、冬季加算、期末一時、教育扶助及び住宅費の総額に1.5を乗じた額に給食費を加えた総額を超えないもの
165	九州・沖縄	町	世帯の所得状況や課税状況、生活状況から総合的に判断する
166	九州・沖縄	町	市町村民税、所得割の世帯合算額が基準以下
167	九州・沖縄	町	昨年に比べ著しく生活環境が変化した者
168	九州・沖縄	町	国の「特別支援教育就学奨励費補助金」の算定に用いる基準を利用しています。ひとり親世帯は1.5倍以下、その他の世帯は1.0倍以下としています。
169	九州・沖縄	町	経済的に困窮している者
170	九州・沖縄	町	PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者。経済的な理由による欠席日数が多い児童生徒の保護者
171	九州・沖縄	村	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けたもの
172	九州・沖縄	村	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
173	九州・沖縄	村	教育長が就学援助を行う必要があると認められる者

自治体類型別集計（%の分母は類型別回答数）

	1. 生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの	2. 市民税・固定資産税等、何らかの税の非課税・減税	3. 児童扶養手当の支給等、他の何らかの生活支援制度の受給	4. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの
東京都特別区（n=17）	16（94.1%）	3（17.6%）	5（29.4%）	1（5.9%）
政令指定都市（n=14）	12（85.7%）	10（71.4%）	13（92.9%）	4（28.6%）
中核市（n=37）	32（86.5%）	21（56.8%）	24（64.9%）	4（10.8%）
特例市（n=29）	27（93.1%）	18（62.1%）	15（51.7%）	9（31.0%）
市（n=408）	343（84.1%）	253（62.0%）	257（63.0%）	114（27.9%）
町（n=318）	218（68.6%）	230（72.3%）	240（75.5%）	146（45.9%）
村（n=66）	30（45.5%）	53（80.3%）	49（74.2%）	36（54.5%）
全体（n=889）	678（76.3%）	588（66.1%）	603（67.8%）	314（35.3%）

	5. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	6. 福祉事務所やケースワーカーから紹介があったもの	7. その他
東京都特別区（n=17）	1（5.9%）	0（0.0%）	7（41.2%）
政令指定都市（n=14）	3（21.4%）	0（0.0%）	8（57.1%）
中核市（n=37）	6（16.2%）	0（0.0%）	16（43.2%）
特例市（n=29）	11（37.9%）	1（3.4%）	8（27.6%）
市（n=408）	138（33.8%）	15（3.7%）	79（19.4%）
町（n=318）	180（56.6%）	13（4.1%）	55（17.3%）
村（n=66）	40（60.6%）	2（3.0%）	11（16.7%）
全体（n=889）	379（42.6%）	31（3.5%）	184（20.7%）

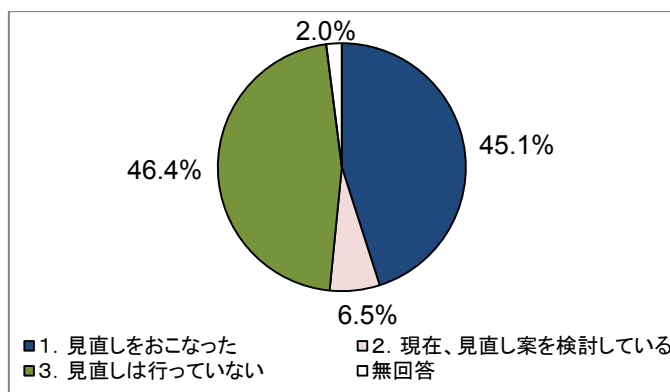
	無回答 （選択数 0）	1 つ選択	2 つ選択	3 つ選択	4 つ選択	5 つ選択	6 つ選択	7 つ選択
東京都特別区（n=17）	0（0.0%）	10（58.8%）	2（11.8%）	2（11.8%）	2（11.8%）	1（5.9%）	0（0.0%）	0（0.0%）
政令指定都市（n=14）	0（0.0%）	1（7.1%）	3（21.4%）	1（35.7%）	5（35.7%）	4（28.6%）	0（0.0%）	0（0.0%）
中核市（n=37）	0（0.0%）	9（24.3%）	7（18.9%）	8（27.0%）	10（27.0%）	2（5.4%）	1（2.7%）	0（0.0%）
特例市（n=29）	0（0.0%）	11（37.9%）	0（0.0%）	6（13.8%）	4（13.8%）	5（17.2%）	2（6.9%）	1（3.4%）
市（n=408）	1（0.2%）	122（29.9%）	43（10.5%）	84（17.4%）	71（17.4%）	71（17.4%）	12（2.9%）	4（1.0%）
町（n=318）	1（0.3%）	61（19.2%）	28（8.8%）	60（21.7%）	69（21.7%）	85（26.7%）	14（4.4%）	0（0.0%）
村（n=66）	0（0.0%）	13（19.7%）	7（10.6%）	10（24.2%）	16（24.2%）	20（30.3%）	0（0.0%）	0（0.0%）
全体（n=889）	2（0.2%）	227（25.5%）	90（10.1%）	171（19.9%）	177（19.9%）	188（21.1%）	29（3.3%）	5（0.6%）

問5. 貴自治体では、過去5年以内（2009年から2013年のあいだ）に、就学援助制度について受給基準・金額その他の見直しを行いましたか。あてはまるものに○をつけてください。

過去5年以内に、就学援助制度の受給規準・金額等の見直しを行った自治体は約半数である。

全体の集計結果

	自治体数 (パーセント)
1. 見直しをおこなった	401 (45.1%)
2. 現在、見直し案を検討している	58 (6.5%)
3. 見直しは行っていない	413 (46.4%)
無回答	18 (2.0%)
合計	890 (100.0%)



自治体類型別集計（%の分母は類型別回答数）

	1. 見直しをおこなった	2. 現在、見直し案を検討している	3. 見直しは行っていない	4. 無回答
東京都特別区 (n=17)	9 (52.9%)	2 (11.8%)	6 (35.3%)	0 (0.0%)
政令指定都市 (n=14)	8 (57.1%)	0 (0.0%)	5 (35.7%)	1 (7.1%)
中核市 (n=37)	20 (54.1%)	2 (5.4%)	14 (37.8%)	1 (2.7%)
特例市 (n=29)	17 (58.6%)	1 (3.4%)	11 (37.9%)	0 (0.0%)
市 (n=408)	203 (49.8%)	34 (8.3%)	163 (40.0%)	8 (2.0%)
町 (n=318)	123 (38.7%)	14 (4.4%)	173 (54.4%)	8 (2.5%)
村 (n=66)	20 (30.3%)	5 (7.6%)	41 (62.1%)	0 (0.0%)
全体 (n=889)	400 (45.0%)	58 (6.5%)	413 (46.5%)	18 (2.0%)

問6. 問5で「1. 見直しをおこなった」「2. 現在、見直し案を検討している」を選択された自治体にかがいます。

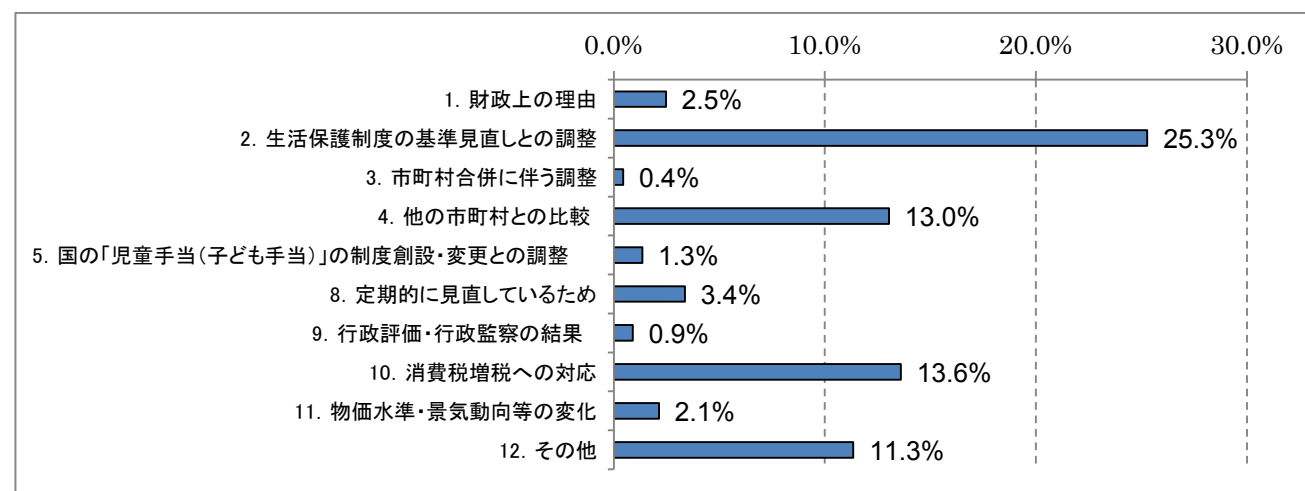
(1) 見直しの理由について、次のうち当てはまるものすべてに○を付けてください。

見直しを行った理由は、「2. 生活保護制度の基準見直しとの調整」が最も多く、「10. 消費税増税への対応」、「4. 他の市町村との比較」が続いている。

全体の集計結果

	1. 財政上の理由	2. 生活保護制度の基準見直しとの調整	3. 市町村合併に伴う調整	4. 他の市町村との比較	5. 国の「児童手当(子ども手当)」の制度創設・変更との調整
あてはまる	22 (2.5%)	225 (25.3%)	4 (0.4%)	116 (13.0%)	12 (1.3%)
あてはまらない	44 (50.1%)	243 (27.3%)	464 (52.1%)	352 (39.6%)	456 (51.2%)
無回答	12 (1.3%)	12 (1.3%)	12 (1.3%)	12 (1.3%)	12 (1.3%)
非該当 (回答対象外)	410 (46.1%)	410 (46.1%)	410 (46.1%)	410 (46.1%)	410 (46.1%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)

	8. 定期的に見直しているため	9. 行政評価・行政監察の結果	10. 消費税増税への対応	11. 物価水準・景気動向等の変化	12. その他
あてはまる	30 (3.4%)	8 (0.9%)	121 (13.6%)	19 (2.1%)	101 (11.3%)
あてはまらない	438 (49.2%)	460 (51.7%)	347 (39.0%)	449 (50.4%)	367 (41.4%)
無回答	12 (1.3%)	12 (1.3%)	12 (1.3%)	12 (1.3%)	12 (1.3%)
非該当 (回答対象外)	410 (46.1%)	410 (46.1%)	410 (46.1%)	410 (46.1%)	410 (46.1%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)



「7. その他」の記載内容

(自治体区分は特別区・市・町・村の4区分。政令指定都市・中核市・特例市・市は「市」として表記。自治体が特定できる記載は伏字とした)

整理 番号	地域	自治体 区分	取組内容
1	北海道	市	補助対象品目への PTA 会費の追加
2	北海道	市	特別支援学級関係の追加
3	北海道	市	生活保護の支給額に準じる項目について、H26 年度より値上げした。
4	北海道	市	少子化に代表される社会情勢の変化に対応するため
5	北海道	市	支給費目の追加(PTA 会費、生徒会費、クラブ活動費)
6	北海道	市	支給項目に PTA 会費を追加した。
7	北海道	町	問 4 の 1 を追加
8	北海道	町	平成 25 年度より、クラブ活動費、PTA 会費、生徒会費を新たに支給対象とした。
9	北海道	町	生徒会費・PTA 会費を追加
10	北海道	町	手続上の改正
11	北海道	町	援助対象項目の追加
12	北海道	町	援助項目の追加
13	北海道	町	PTA 会費等の支給を追加
14	北海道	町	H25 年度より扶助額を 1 割増額
15	東北	市	要保護児童生徒援助費補助金単価の変更に伴い。
16	東北	市	震災被災者
17	東北	市	手続き・事務処理の効率化
18	東北	市	支給額について、要保護援助費補助金予算単価に準じて見直し
19	東北	市	子どもの活動を踏まえた拡充
20	東北	市	国の要保護児童生徒援助費補助金の単価変更
21	東北	市	国の補助単価の変更
22	東北	市	各年 4 月 1 日現在の生活保護基準に基づく認定基準の準拠
23	東北	町	補助金の単価変更
24	東北	町	被災者への対応
25	東北	町	東日本大震災被災児童対応
26	東北	町	受給基準を明確にするため
27	東北	町	国補助金事業から交付税算入となったため支給規則を整備した。
28	東北	町	国の要保護児童生徒就学援助費補助金の補助単価との均衡を図るため。
29	東北	町	H24 から体育実技用具費を援助対象費目とした。
30	東北	村	内容の精査
31	東北	村	受給資格の追加→災害等で生活が困窮していると認められる者
32	関東	市	例規を整備したため
33	関東	市	旅行費に上限額を設けた。審査方法を前々年、前年の収入から前年の収入へ変更した。受給基準を所得額が基準額未満の者から収入額の基準額未満のものへ変更した。
34	関東	市	民生委員の所見を省略できることに見直した。
35	関東	市	武道必修化のため
36	関東	市	武道必修化に伴う体育実技用具費の追加
37	関東	市	特別支援就学援助の基準額に準じて金額を見直した
38	関東	市	制度の充実を図るため、校外活動費を追加したもの
39	関東	市	制度の趣旨・目的に沿った内容にするため
40	関東	市	条文の修正
41	関東	市	事務の効率化
42	関東	市	事業仕分け
43	関東	市	支給項目の見直し
44	関東	市	国庫補助対象であった為導入時期を検討していた。
45	関東	市	国の示す基準額に合わせて金額を変更した。
46	関東	市	給食費増額による調整
47	関東	市	基準の明確化
48	関東	市	援助費目に「クラブ活動費」を追加
49	関東	市	システム化の可否
50	関東	市	支給費目の増
51	関東	町	要綱を作成した。内規で運用していたため。

52	関東	町	適正な運用のため
53	関東	町	国の要綱改正に合わせた。
54	中部	市	要保護児童生徒援助費補助金に合せて調整
55	中部	市	品目を追加するため
56	中部	市	認定基準を収入額から所得額に変更
57	中部	市	柔道必修化による支給項目の追加
58	中部	市	事務の負担軽減
59	中部	市	支給費目追加
60	中部	市	支給額の見直し(国の平均額)
61	中部	市	国の要保護児童生徒援助費補助金制度の見直しに伴う調整
62	中部	市	国の予算単価を参考にしているため
63	中部	市	国の補助金予算単価の変更に合わせた支給額の変更
64	中部	市	給食費の値上がりによる
65	中部	市	めがね購入費への補助をはじめた
66	中部	市	H26 年度要保護児童生徒援助費補助金予算額における予算単価が変更になったため
67	中部	市	2012 より給食費を実費とした。
68	中部	町	要綱の策定による見直し。
69	中部	町	修学旅行費実費支援へ
70	中部	村	対象項目の拡大
71	中部	村	国の就学支援制度との調整
72	近畿	市	文部科学大臣が定める国の補助限度額を基準として定めており、2014 年からその単価が増額したため。
73	近畿	市	他の補助金廃止に伴う受給の見直し
74	近畿	市	税制改正への対応
75	近畿	市	修学旅行の交通用具変更のため
76	近畿	市	市府民税の年少扶養控除廃止に対応(今まで受給できていた人が受給できるように見直した)
77	近畿	市	国の予算単価に準じて、支給単価の見直しを行った。
78	近畿	市	継続可能な制度とするため
79	近畿	市	援助費目の増加
80	近畿	市	中学校の武道必修化による援助費目の追加
81	近畿	町	生活基準項目追加に伴い同制度も対応。クラブ活動費、PTA 会費を追加。
82	近畿	町	支給額は国の予算単価に合せているため、国で改定があれば改正している。
83	近畿	町	国の基準に準じた支給項目の追加
84	中国・四国	市	支給費目の追加
85	中国・四国	市	国の要保護補助の基準に合わせて
86	中国・四国	市	真に経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な経費の援助を行うため。
87	中国・四国	町	区域外就学者を対象とした。
88	中国・四国	町	認定要件の見直し。支給項目の拡大
89	中国・四国	町	事務の簡素化
90	中国・四国	町	項目の追加。PTA 会費等
91	中国・四国	町	学校教育法の改正に伴い、新たな基準額を設定する必要があったため
92	九州・沖縄	市	要望により、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費の追加
93	九州・沖縄	市	調理場再編に伴う
94	九州・沖縄	市	就学援助基準との比較
95	九州・沖縄	市	教育の機会均等の更なる充実
96	九州・沖縄	市	より現状に近い経済状況で審査を行えるよう、認定時期を 4 月から 6 月へ変更した。最新の所得課税証明書が発行されるのが 6 月 1 日以降のため
97	九州・沖縄	市	16 歳未満扶養控除の廃止による市民税との調整
98	九州・沖縄	町	国の補助区分の「クラブ活動費」「生徒会費」「PTA 会費」を 2011 年より取り入れ支給項目が増えた
99	九州・沖縄	町	国の基準に準じているため

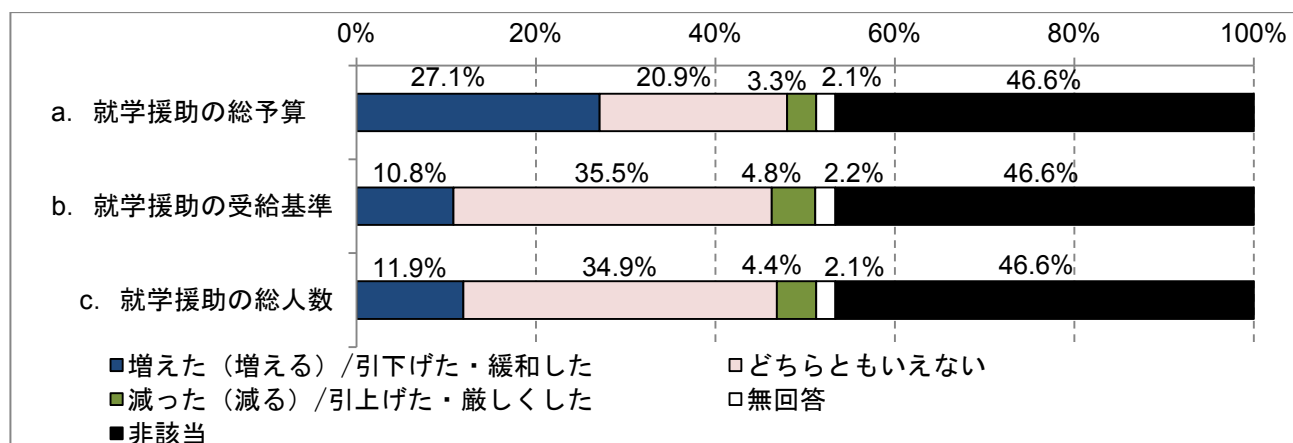
(2) 見直し後の就学援助制度は、それ以前と比べてどのように変化しましたか（する見通しですが）。
次の a から c について、それぞれあてはまる番号に○をつけてください。

見直し後の就学援助制度について、「a. 就学援助の総予算」「b. 就学援助の受給基準」「c. 就学援助の総人数」の増減については、いずれも「どちらともいえない」が最も多い。

しかし、増減傾向を比べると、「a. 就学援助の総予算」は「増えた（増える）」、「b. 就学援助の受給基準」は「引下げた・緩和した」、「c. 就学援助の総人数」は「増えた（増える）」が多い傾向にある。

全体の集計結果

	a. 就学援助の総予算	b. 就学援助の受給基準	c. 就学援助の総人数
増えた（増える）/引下げた・緩和した	241 (27.1%)	96 (10.8%)	106 (11.9%)
どちらともいえない	186 (20.9%)	316 (35.5%)	311 (34.9%)
減った（減る）/引上げた・厳しくした	29 (3.3%)	43 (4.8%)	39 (4.4%)
無回答	19 (2.1%)	20 (2.2%)	19 (2.1%)
非該当	415 (46.6%)	415 (46.6%)	415 (46.6%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)



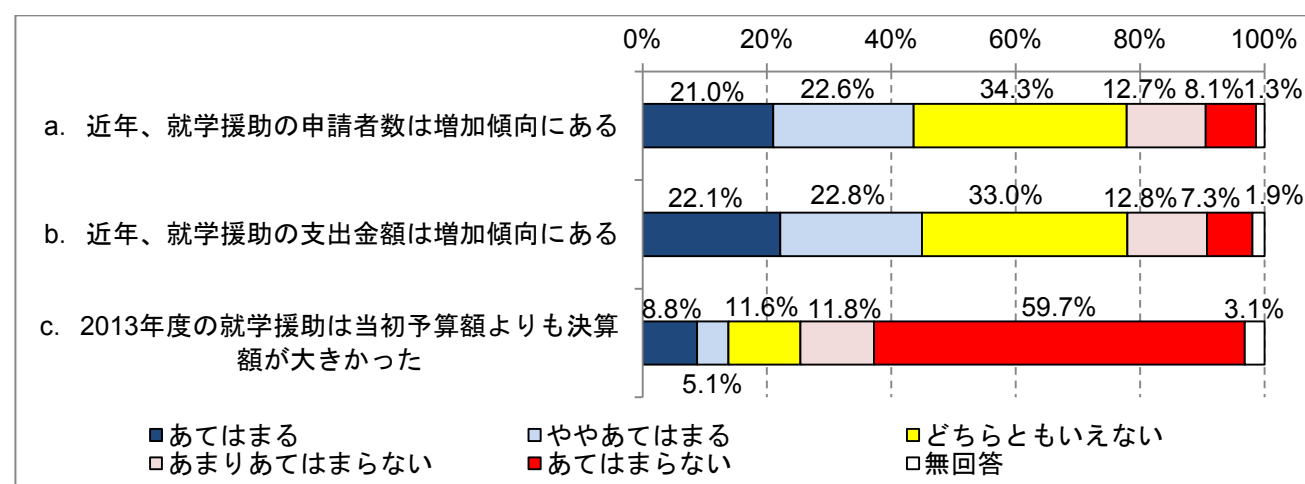
問7. 貴自治体における就学援助事業の現状について、あてはまる番号に○をつけてください。

就学援助制制度の現状について尋ねたところ、「a. 近年、就学援助の申請者数は増加傾向にある」「b. 近年、就学援助の支出金額は増加傾向にある」については、4割の自治体が肯定傾向（「あてはまる」「ややあてはまる」）にある。しかし、「c. 2013年度の就学援助は当初予算額よりも決算額が大きかった」については、7割の自治体は否定傾向（「あてはまらない」「あまりあてはまらない」）にある。

ただし、この傾向は、自治体類型で差異がみられる。

全体の集計結果

	a. 近年、就学援助の申請者数は増加傾向にある	b. 近年、就学援助の支出金額は増加傾向にある	c. 2013年度の就学援助は当初予算額よりも決算額が大きかった
あてはまる	187 (21.0%)	197 (22.1%)	78 (8.8%)
ややあてはまる	201 (22.6%)	203 (22.8%)	45 (5.1%)
どちらともいえない	305 (34.3%)	294 (33.0%)	103 (11.6%)
あまりあてはまらない	113 (12.7%)	114 (12.8%)	105 (11.8%)
あてはまらない	72 (8.1%)	65 (7.3%)	531 (59.7%)
無回答	12 (1.3%)	17 (1.9%)	28 (3.1%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)



自治体類型別集計（%の分母は類型別回答数）

a. 近年、就学援助の申請者数は増加傾向にある

	あてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答
東京都特別区（n=17）	0（0.0%）	2（11.8%）	10（58.8%）	1（5.9%）	4（23.5%）	0（0.0%）
政令指定都市（n=14）	2（14.3%）	3（21.4%）	3（21.4%）	4（28.6%）	1（7.1%）	1（7.1%）
中核市（n=37）	7（18.9%）	8（21.6%）	5（13.5%）	8（21.6%）	9（24.3%）	0（0.0%）
特例市（n=29）	6（20.7%）	3（10.3%）	8（27.6%）	10（34.5%）	2（6.9%）	0（0.0%）
市（n=408）	95（23.3%）	93（22.8%）	142（34.8%）	42（10.3%）	31（7.5%）	5（1.2%）
町（n=318）	61（19.2%）	76（23.9%）	115（36.2%）	41（12.9%）	20（6.3%）	5（1.6%）
村（n=66）	16（24.2%）	15（22.7%）	22（33.3%）	7（10.6%）	5（7.6%）	1（1.5%）
全体（n=889）	187（21.0%）	200（22.5%）	305（34.3%）	113（12.7%）	72（8.1%）	12（1.3%）

b. 近年、就学援助の支出金額は増加傾向にある

	あてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答
東京都特別区（n=17）	0（0.0%）	2（11.8%）	9（52.9%）	2（11.8%）	4（23.5%）	0（0.0%）
政令指定都市（n=14）	3（21.4%）	2（14.3%）	4（28.6%）	3（21.4%）	1（7.1%）	1（7.1%）
中核市（n=37）	7（18.9%）	5（13.5%）	10（27.0%）	9（24.3%）	6（16.2%）	0（0.0%）
特例市（n=29）	6（20.7%）	6（20.7%）	5（17.2%）	10（34.5%）	2（6.9%）	0（0.0%）
市（n=408）	96（23.5%）	107（26.2%）	130（31.9%）	42（10.3%）	26（6.4%）	7（1.7%）
町（n=318）	67（21.1%）	68（21.4%）	115（36.2%）	39（12.3%）	21（6.6%）	8（2.5%）
村（n=66）	18（27.3%）	13（19.7%）	20（30.3%）	9（13.6%）	5（7.6%）	1（1.5%）
全体（n=889）	197（22.2%）	203（22.8%）	293（33.0%）	114（12.8%）	65（7.3%）	17（1.9%）

c. 2013年度の就学援助は 当初予算額よりも決算額が 大きかった

	あてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答
東京都特別区（n=17）	0（0.0%）	1（5.9%）	0（0.0%）	3（17.6%）	13（76.5%）	0（0.0%）
政令指定都市（n=14）	1（7.1%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	12（85.7%）	1（7.1%）
中核市（n=37）	0（0.0%）	1（2.7%）	1（2.7%）	3（8.1%）	31（83.8%）	1（2.7%）
特例市（n=29）	2（6.9%）	2（6.9%）	0（0.0%）	4（13.8%）	21（72.4%）	0（0.0%）
市（n=408）	42（10.3%）	15（3.7%）	42（10.3%）	40（14.8%）	260（53.1%）	9（4.4%）
町（n=318）	23（7.2%）	22（6.9%）	43（13.5%）	47（14.8%）	169（53.1%）	14（4.4%）
村（n=66）	10（15.2%）	4（6.1%）	16（24.2%）	8（12.1%）	25（37.9%）	3（4.5%）
全体（n=889）	78（8.8%）	45（5.1%）	102（11.5%）	105（11.8%）	531（59.7%）	28（3.1%）

Ⅱ. 就学援助以外の義務教育段階の児童・生徒を対象とした「子育て・教育費支援事業」等についてうかがいます。

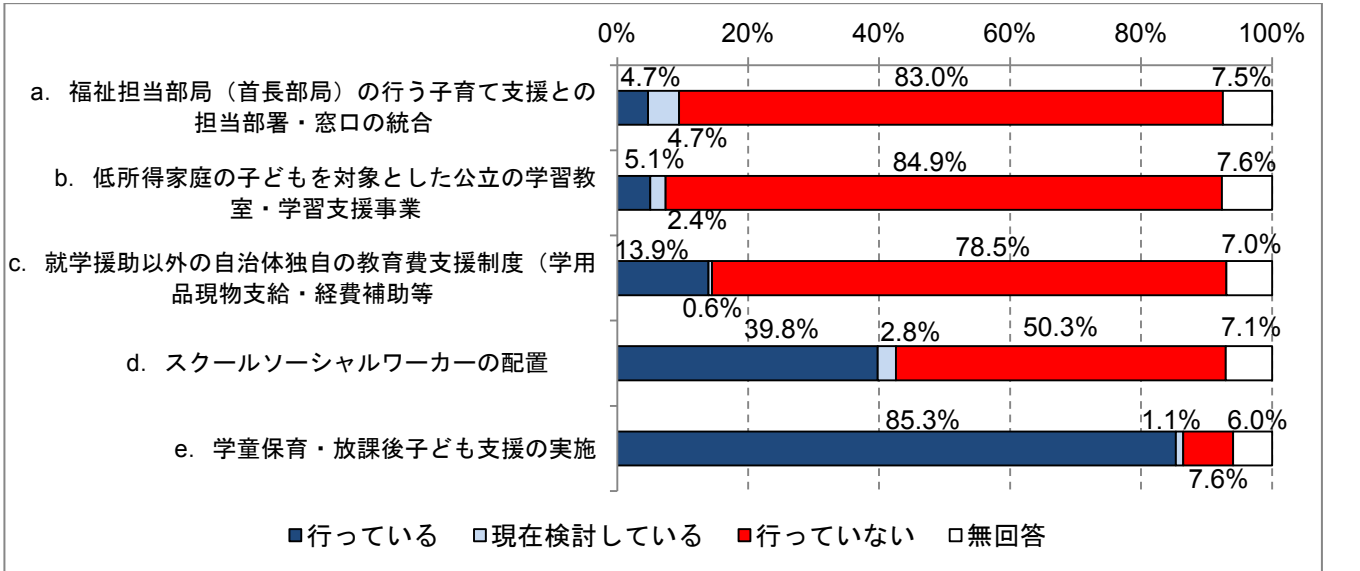
問 8. 貴自治体では、次のような取組をおこなっていますか。あてはまるものに○をつけてください。

義務教育段階の児童・生徒を対象とした「子育て・教育費支援事業」等について 5 項目について実施状況を尋ねたところ、「a. 福祉担当部局（首長部局）の行う子育て支援との担当部署・窓口の統合」「b. 低所得家庭の子どもを対象とした公立の学習教室・学習支援事業」「c. 就学援助以外の自治体独自の教育費支援制度（学用品現物支給・経費補助等）」については、8 割の自治体は行っておらず、実施している自治体は少数である。他方、「e. 学童保育・放課後子ども支援」は 8 割以上の自治体が実施している。「d. スクールソーシャルワーカーの配置」については、行っている自治体は 4 割、行っていない自治体が 5 割となっており、実施状況が分かれている。

ただし、この傾向は、自治体類型で特徴がみられる。

全体の集計結果

	a. 福祉担当部局（首長部局）の行う子育て支援との担当部署・窓口の統合	b. 低所得家庭の子どもを対象とした公立の学習教室・学習支援事業	c. 就学援助以外の自治体独自の教育費支援制度（学用品現物支給・経費補助等）	d. スクールソーシャルワーカーの配置	e. 学童保育・放課後子ども支援の実施
行っている	42 (4.7%)	45 (5.1%)	124 (13.9%)	354 (39.8%)	759 (85.3%)
現在検討している	42 (4.7%)	21 (2.4%)	5 (0.6%)	25 (2.8%)	10 (1.1%)
行っていない	739 (83.0%)	756 (84.9%)	699 (78.5%)	448 (50.3%)	68 (7.6%)
無回答	67 (7.5%)	68 (7.6%)	62 (7.0%)	63 (7.1%)	53 (6.0%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)



自治体類型別集計（%の分母は類型別回答数）

a. 福祉担当部局（首長部局）の行う子育て支援との担当部署・窓口の統合

	行っている	現在検討している	行っていない	無回答
東京都特別区（n=17）	0（0.0%）	0（0.0%）	12（70.6%）	5（29.4%）
政令指定都市（n=14）	0（0.0%）	0（0.0%）	10（71.4%）	4（28.6%）
中核市（n=37）	1（2.7%）	2（5.4%）	34（91.9%）	0（0.0%）
特例市（n=29）	0（0.0%）	0（0.0%）	26（89.7%）	3（10.3%）
市（n=408）	18（4.4%）	17（4.2%）	341（83.6%）	32（7.8%）
町（n=318）	17（5.3%）	15（4.7%）	268（84.3%）	18（5.7%）
村（n=66）	6（9.1%）	7（10.6%）	48（72.7%）	5（7.6%）
全体（n=889）	42（4.7%）	41（4.6%）	739（83.1%）	67（7.5%）

b. 低所得家庭の子どもを対象とした公立の学習教室・学習支援事業

	行っている	現在検討している	行っていない	無回答
東京都特別区（n=17）	2（11.8%）	1（5.9%）	9（52.9%）	5（29.4%）
政令指定都市（n=14）	6（42.9%）	0（0.0%）	5（35.7%）	3（21.4%）
中核市（n=37）	9（24.3%）	1（2.7%）	27（73.0%）	0（0.0%）
特例市（n=29）	4（13.8%）	0（0.0%）	22（75.9%）	3（10.3%）
市（n=408）	17（4.2%）	15（3.7%）	346（84.8%）	30（7.4%）
町（n=318）	6（1.9%）	4（1.3%）	286（89.9%）	22（6.9%）
村（n=66）	1（1.5%）	0（0.0%）	60（90.9%）	5（7.6%）
全体（n=889）	45（5.1%）	21（2.4%）	755（84.9%）	68（7.6%）

c. 就学援助以外の自治体独自の教育費支援制度（学用品現物支給・経費補助等）

	行っている	現在検討している	行っていない	無回答
東京都特別区（n=17）	4（23.5%）	0（0.0%）	9（52.9%）	4（23.5%）
政令指定都市（n=14）	3（21.4%）	0（0.0%）	8（57.1%）	3（21.4%）
中核市（n=37）	4（10.8%）	0（0.0%）	33（89.2%）	0（0.0%）
特例市（n=29）	5（17.2%）	0（0.0%）	21（72.4%）	3（10.3%）
市（n=408）	48（11.8%）	2（0.5%）	328（80.4%）	30（7.4%）
町（n=318）	46（14.5%）	2（0.6%）	253（79.6%）	17（5.3%）
村（n=66）	13（19.7%）	1（1.5%）	47（71.2%）	5（7.6%）
全体（n=889）	123（13.8%）	5（0.6%）	699（78.6%）	62（7.0%）

d. スクールソーシャルワーカーの配置

	行っている	現在検討している	行っていない	無回答
東京都特別区（n=17）	11（64.7%）	0（0.0%）	2（11.8%）	4（23.5%）
政令指定都市（n=14）	9（64.3%）	0（0.0%）	2（14.3%）	3（21.4%）
中核市（n=37）	25（67.6%）	1（2.7%）	10（27.0%）	1（2.7%）
特例市（n=29）	18（62.1%）	0（0.0%）	8（27.6%）	3（10.3%）
市（n=408）	176（43.1%）	16（3.9%）	185（45.3%）	31（7.6%）
町（n=318）	104（32.7%）	6（1.9%）	191（60.1%）	17（5.3%）
村（n=66）	11（16.7%）	1（1.5%）	50（75.8%）	4（6.1%）
全体（n=889）	354（39.8%）	24（2.7%）	448（50.4%）	63（7.1%）

e. 学童保育・放課後子ども支援の実施

	行っている	現在検討している	行っていない	無回答
東京都特別区 (n=17)	13 (76.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (23.5%)
政令指定都市 (n=14)	10 (71.4%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)	3 (21.4%)
中核市 (n=37)	37 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
特例市 (n=29)	26 (89.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (10.3%)
市 (n=408)	355 (87.0%)	3 (0.7%)	24 (5.9%)	26 (6.4%)
町 (n=318)	274 (86.2%)	3 (6.1%)	29 (21.2%)	12 (7.6%)
村 (n=66)	43 (65.2%)	4 (6.1%)	14 (21.2%)	5 (7.6%)
全体 (n=889)	758 (85.3%)	10 (1.1%)	68 (7.6%)	53 (6.0%)

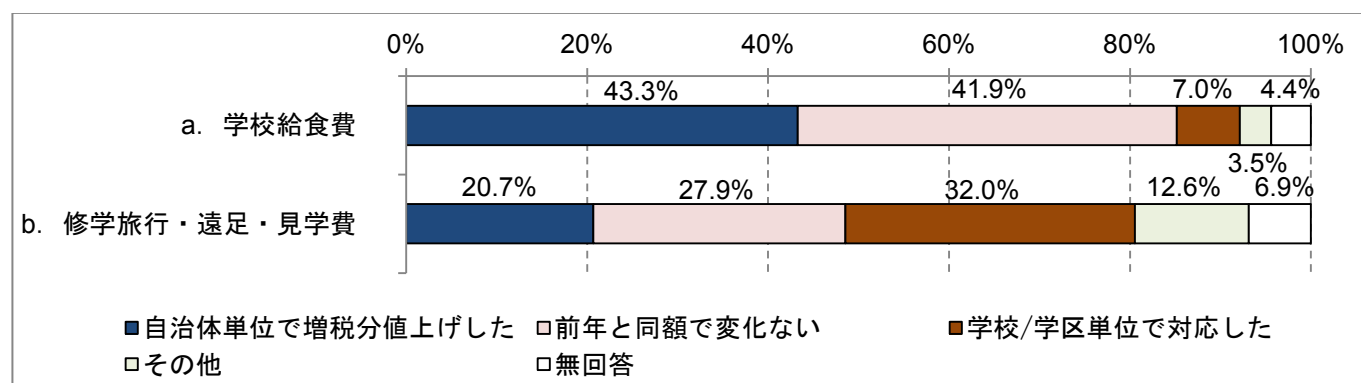
問9. 貴自治体では、2014年4月の消費税の8%への増税に対して、どのように対応されましたか。
あてはまるものに○をつけてください。

消費税の増税への対応について尋ねたところ、「a. 学校給食費」については、「自治体単位で増税分値上げした」と「前年と同額で変化ない」がそれぞれ4割であり、対応が分かれていた。

「b. 修学旅行・遠足・見学費」については、「学校/学区単位で対応した」が3割を超えて最も多く、「前年と同額で変化ない」が続いている。

全体の集計結果

	a. 学校給食費	b. 修学旅行・遠足・見学費
自治体単位で増税分値上げした	385 (43.3%)	184 (20.7%)
前年と同額で変化ない	373 (41.9%)	248 (27.9%)
学校/学区単位で対応した	62 (7.0%)	285 (32.0%)
その他	31 (3.5%)	112 (12.6%)
無回答	39 (4.4%)	61 (6.9%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)



自治体類型別集計（%の分母は類型別回答数）

a. 学校給食費

	自治体単位で増税 分値上げた	前年と同額で変化 ない	学校/学区単位 で対応した	その他	無回答
東京都特別区（n=17）	9（52.9%）	4（23.5%）	0（0.0%）	1（5.9%）	3（17.6%）
政令指定都市（n=14）	6（42.9%）	3（21.4%）	1（7.1%）	2（14.3%）	2（14.3%）
中核市（n=37）	12（32.4%）	20（54.1%）	1（2.7%）	1（2.7%）	3（8.1%）
特例市（n=29）	14（48.3%）	12（41.4%）	1（3.4%）	0（0.0%）	2（6.9%）
市（n=408）	193（47.3%）	154（37.7%）	34（8.3%）	14（3.4%）	13（3.2%）
町（n=318）	120（37.7%）	150（47.2%）	23（7.2%）	18（5.7%）	7（2.2%）
村（n=66）	31（47.0%）	29（43.9%）	2（3.0%）	3（4.5%）	1（1.5%）
全体（n=889）	385（43.3%）	372（41.8%）	62（7.0%）	39（4.4%）	31（3.5%）

b. 修学旅行・遠足・見学費

	自治体単位で増税 分値上げた	前年と同額で変化 ない	学校/学区単位 で対応した	その他	無回答
東京都特別区（n=17）	1（5.9%）	7（41.2%）	1（5.9%）	4（23.5%）	4（23.5%）
政令指定都市（n=14）	4（28.6%）	0（0.0%）	5（35.7%）	2（14.3%）	3（21.4%）
中核市（n=37）	7（18.9%）	9（24.3%）	12（32.4%）	7（18.9%）	2（5.4%）
特例市（n=29）	9（31.0%）	1（3.4%）	9（31.0%）	7（24.1%）	3（10.3%）
市（n=408）	92（22.5%）	86（21.1%）	146（35.8%）	56（13.7%）	28（6.9%）
町（n=318）	52（16.4%）	111（34.9%）	103（32.4%）	34（10.7%）	18（5.7%）
村（n=66）	19（28.8%）	34（51.5%）	8（12.1%）	2（3.0%）	3（4.5%）
全体（n=889）	184（20.7%）	248（27.9%）	284（31.9%）	112（12.6%）	61（6.9%）

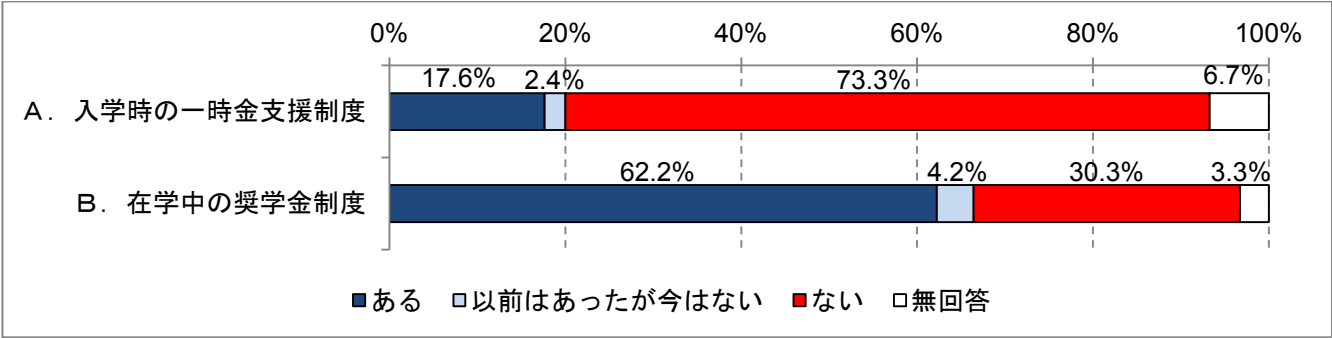
Ⅲ. 高校生を対象とする教育費支援制度について、うかがいます。

問 10. 貴自治体では、高校生を対象とする教育費支援制度として「A. 入学時の一時金支援制度」「B. 在学中の奨学金制度」を設けていますか。それぞれの制度の有無について、当てはまる番号に○を付けてください。

高校生を対象とする教育費支援制度の実施状況を尋ねたところ、「在学中の奨学金制度」は6割の自治体で制度を有しているが、「入学時の一時金支援制度」は、7割の自治体で制度が置かれていない。
ただし、この傾向は、自治体類型で差異がみられる。

全体の集計結果

	A. 入学時の一時金支援制度	B. 在学中の奨学金制度
ある	157 (17.6%)	554 (62.2%)
以前はあったが今はない	21 (2.4%)	37 (4.2%)
ない	652 (73.3%)	270 (30.3%)
無回答	60 (6.7%)	29 (3.3%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)



自治体類型別集計（%の分母は類型別回答数）

A. 入学時の一時金支援制度

	ある	以前はあったが今はない	ない	無回答
東京都特別区（n=17）	11（64.7%）	0（0.0%）	4（23.5%）	2（11.8%）
政令指定都市（n=14）	5（35.7%）	1（7.1%）	8（57.1%）	0（0.0%）
中核市（n=37）	7（18.9%）	4（10.8%）	24（64.9%）	2（5.4%）
特例市（n=29）	13（44.8%）	0（0.0%）	16（55.2%）	0（0.0%）
市（n=408）	79（19.4%）	13（3.2%）	285（69.9%）	31（7.6%）
町（n=318）	35（11.0%）	3（0.9%）	259（81.4%）	21（6.6%）
村（n=66）	7（10.6%）	0（0.0%）	55（83.3%）	4（6.1%）
全体（n=889）	157（17.7%）	21（2.4%）	651（73.2%）	60（6.7%）

B. 在学中の奨学金制度

	ある	以前はあったが今はない	ない	無回答
東京都特別区（n=17）	13（76.5%）	0（0.0%）	2（11.8%）	2（11.8%）
政令指定都市（n=14）	14（100.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）
中核市（n=37）	26（70.3%）	3（8.1%）	8（21.6%）	0（0.0%）
特例市（n=29）	20（69.0%）	3（10.3%）	6（20.7%）	0（0.0%）
市（n=408）	263（64.5%）	23（5.6%）	103（25.2%）	19（4.7%）
町（n=318）	180（56.6%）	7（2.2%）	124（39.0%）	7（2.2%）
村（n=66）	37（56.1%）	1（1.5%）	27（40.9%）	1（1.5%）
全体（n=889）	553（62.2%）	37（4.2%）	270（30.4%）	29（3.3%）

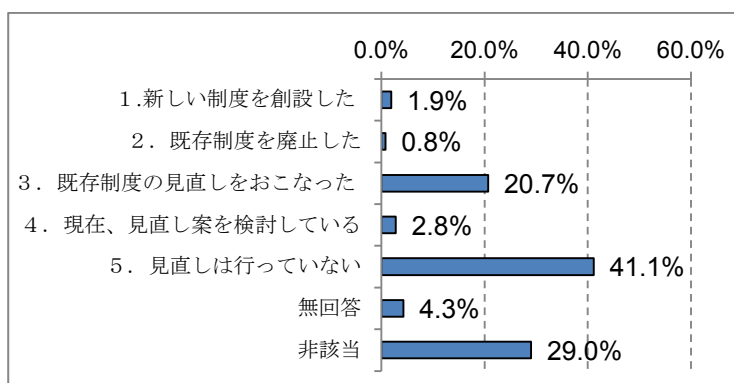
問 11. 問 10 で 1 つでも「1. ある」とご回答いただいた自治体にうかがいます。

貴自治体では、過去 5 年以内（2009 年から 2013 年のあいだ）に、当該制度について受給対象者・基準・金額その他の見直しを行いましたか。

高校生を対象とする教育費支援制度を有する自治体に対して、過去 5 年以内での制度の見直しの状況を尋ねたところ、「5. 見直しは行っていない」自治体が 4 割として最も多かった。「3. 既存制度の見直しをおこなった」自治体は、2 割である。

全体の集計結果

	自治体数 (パーセント)
1. 新しい制度を創設した	17 (1.9%)
2. 既存制度を廃止した	7 (0.8%)
3. 既存制度の見直しをおこなった	184 (20.7%)
4. 現在、見直し案を検討している	25 (2.8%)
5. 見直しは行っていない	366 (41.1%)
無回答	38 (4.3%)
非該当	258 (29.0%)



自治体類型別集計（%の分母は類型別回答数）

	1. 新しい制度を創設した	2. 既存制度を廃止した	3. 既存制度の見直しをおこなった	4. 現在、見直し案を検討している	5. 見直しは行っていない	無回答	非該当
東京都特別区 (n=17)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (47.1%)	3 (17.6%)	2 (11.8%)	2 (11.8%)	2 (11.8%)
政令指定都市 (n=14)	2 (14.3%)	0 (0.0%)	6 (42.9%)	2 (14.3%)	4 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
中核市 (n=37)	1 (2.7%)	1 (2.7%)	12 (32.4%)	0 (0.0%)	14 (37.8%)	0 (0.0%)	10 (27.0%)
特例市 (n=29)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	16 (55.2%)	0 (0.0%)	7 (24.1%)	0 (0.0%)	5 (17.2%)
市 (n=408)	8 (2.0%)	4 (1.0%)	96 (23.5%)	15 (3.7%)	165 (40.4%)	19 (4.7%)	104 (25.5%)
町 (n=318)	5 (1.6%)	0 (0.0%)	42 (13.2%)	4 (1.3%)	138 (43.4%)	17 (5.3%)	113 (35.5%)
村 (n=66)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (9.1%)	1 (1.5%)	35 (53.0%)	0 (0.0%)	24 (36.4%)
全体 (n=889)	17 (1.9%)	5 (0.6%)	186 (20.9%)	25 (2.8%)	365 (41.1%)	38 (4.3%)	258 (29.0%)

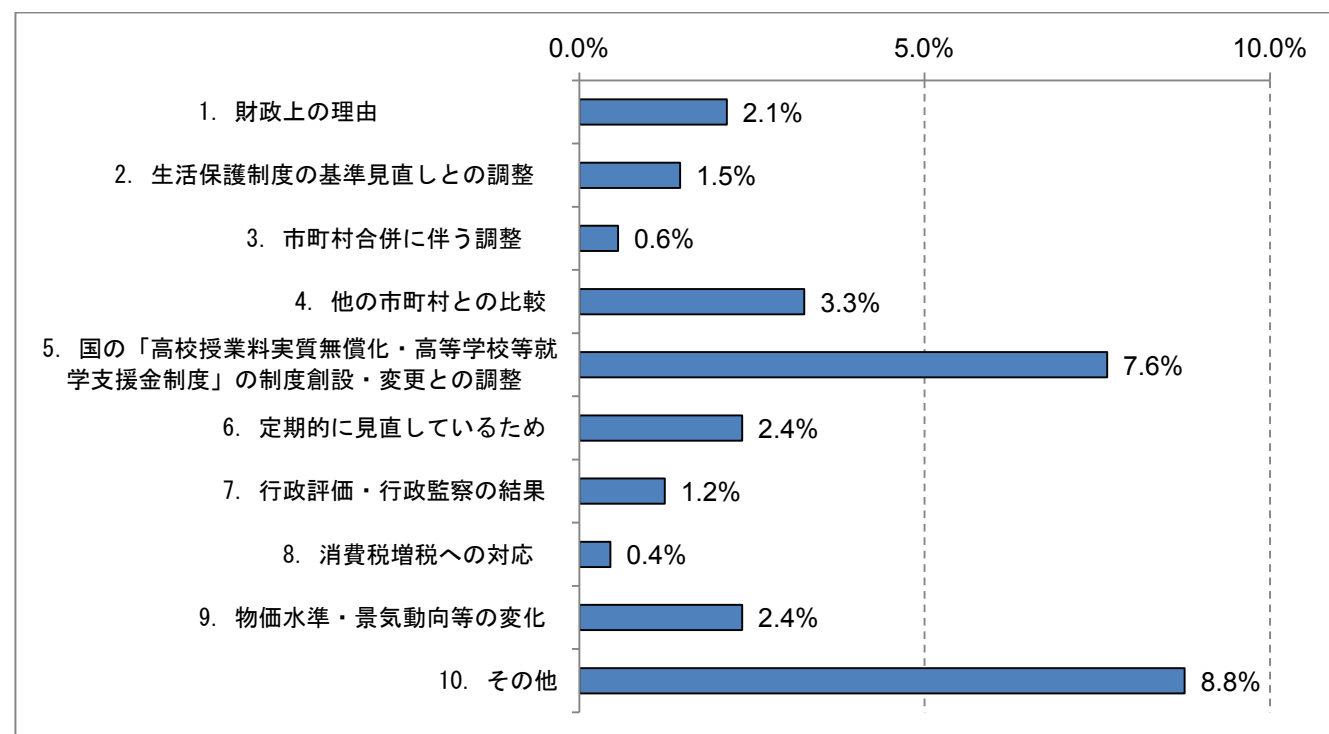
問 12. 問 11 で「1 から 4」のいずれか選択された自治体にうかがいます。制度創設・廃止・見直しの理由について、次のうち当てはまるものすべてに○を付けてください。

高校生を対象とする教育費支援制度を見直した理由について尋ねたところ、見直したの理由としては、「5. 国の「高校授業料実質無償化・高等学校等就学支援金制度」の制度創設・変更との調整」が最も多く、「4. 他の市町村との比較」「6. 定期的に見直しているため」「9. 物価水準・景気動向等の変化」が続いている。

全体の集計結果

	自治体数（パーセント）
1. 財政上の理由	19 (2.1%)
2. 生活保護制度の基準見直しとの調整	13 (1.5%)
3. 市町村合併に伴う調整	5 (0.6%)
4. 他の市町村との比較	29 (3.3%)
5. 国の「高校授業料実質無償化・高等学校等就学支援金制度」の制度創設・変更との調整	68 (7.6%)
6. 定期的に見直しているため	21 (2.4%)
7. 行政評価・行政監察の結果	11 (1.2%)
8. 消費税増税への対応	4 (0.4%)
9. 物価水準・景気動向等の変化	21 (2.4%)
10. その他	78 (8.8%)

※パーセントの母数は全回答 890



「10. その他」の記載内容

(自治体区分は特別区・市・町・村の4区分。政令指定都市・中核市・特例市・市は「市」として表記。自治体が特定できる記載は伏字とした)

整理 番号	地域	自治体 区分	取組内容
1	北海道	市	債権の滞納防止および債権回収を行うための見直し
2	北海道	市	市内高校の閉校
3	北海道	町	概略的であった規準の明確化
4	北海道	町	高校存続のための取組み
5	北海道	町	地元高校の維持のため
6	北海道	町	ニーズへ対応・利用者増を目的に
7	北海道	町	保証人についての改正
8	東北	市	財団法人としての事業から市の貸与基金事業への変更
9	東北	市	市民からの要望等
10	東北	市	奨学金貸与者選考に係る世帯所得基準の策定
11	東北	市	申請者の利便性向上、県の奨学金制度との調整
12	東北	市	選考基準を見直すことにより、より多くの学生が利用できるように配慮したため
13	東北	市	滞納時、督促勧告に応じない場合の期限利益喪失について規定。連帯保証人選任に関する規定の改正。その他、様式を改正
14	東北	市	連帯保証人について
15	東北	市	本市の補助金については、その世帯が次のいずれかに該当するものに対し交付しているが、平成24年度税制改正による実質的な所得制限の引上げを緩和するため、平成24年度より世帯の市民税の課税判定については、年少扶養控除及び特定扶養控除廃止前の基準で算定し判定するように制度改正を行っている。(1)生活保護法の規定による非保護世帯 (2)当該年度の市民税が非課税の世帯 (3)当該年度の市民税のうち均等割額だけを課税される世帯
16	東北	町	育英奨学金と奨学資金貸付基金の統合
17	東北	町	県の育英奨学金の基準に準じているため
18	東北	町	滞納対策として「連帯保証人、保証人 各1名」を「連帯保証人 2名」とした
19	東北	町	貸与選考基準を策定し、選考委員会を廃止した。
20	東北	町	入学時の一時金貸付を奨学金制度の中で拡充した。
21	東北	町	法人制度改革により、町が事務局を務めていた財団法人が解散し、その事業が町の奨学資金制度に一本化されたため、貸与制度を見直した。
22	関東	特別区	応募要件の一部を拡大し、幅広い制度利用を図った
23	関東	特別区	申込者の減少傾向を踏まえた募集人数の減
24	関東	市	基準を明確にするための見直し
25	関東	市	給付型奨学金制度を廃止し、新たに融資あっせん制度を創設した。
26	関東	市	公益法人制度改革への対応
27	関東	市	子育て支援政策の充実のため
28	関東	市	自営業の収入と給与収入の方の平等性を図るため基準を収入から所得に変えた
29	関東	市	市税における延滞金の割合の見直しに合わせ、入学準備金、奨学金貸付金返還金利息を引き下げた。
30	関東	市	住民基本台帳法の一部改正
31	関東	市	制度利用の便を図るため申請の受付期間及び返済期間を見直したもの
32	関東	市	滞納額の増加
33	関東	市	貸与基準(所得基準)の明確化による年度間の平衡化のため
34	関東	市	低所得世帯への教育の機会を拡大するため
35	関東	市	入学準備金貸与金の返済が滞る借受者が増えてきたため
36	関東	市	平成24年7月の住民基本台帳法等の改正に伴い、外国人住民についても貸付対象とした
37	関東	市	財団法人から寄付をいただき、新たに給付型の奨学金制度を創設した(従って、本市では給付型の奨学金と貸与型の奨学金が併存)。
38	関東	町	制度を利用しやすくするため
39	関東	町	平成25年度見直し、入学時に用意するものの費用が負担になっているため、入学準備金を創設、実情に沿った形に、負担のあるところに支援するように見直しをした。
40	中部	市	H26年度の返還者から返還期間を延長
41	中部	市	高校生の就学を支援する目的で寄附があったため
42	中部	市	市域が広いため通学に高額の費用がかかる世帯があるため
43	中部	市	市の方針
44	中部	市	市民から奨学金支給を条件とした寄附があったため

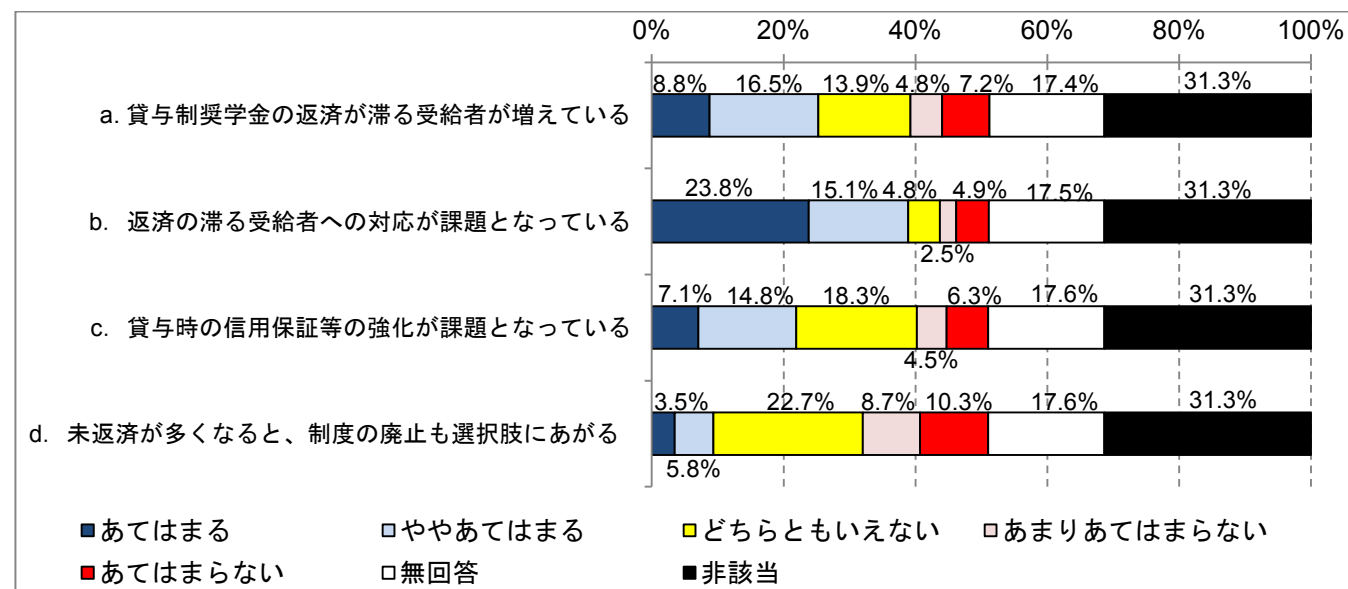
45	中部	市	奨学生の選考基準の検討
46	中部	市	申請時に連帯保証人を立てる
47	中部	市	不明確な基準の明文化
48	中部	市	融資制度の更なる活用を図るために償還期間を拡大した。
49	中部	村	奨学金受給対象を高校生まで拡大
50	近畿	市	①同種の奨学制度による支給又は貸与者の対象除外の撤廃、②事務の円滑化のため、応募提出期限の変更（3月25日→2月末）、③選考基準の資格の緩和（生活保護法の最低生活費→生活保護世帯及び市民税所得割非課税世帯）
51	近畿	市	H25年度より選考方法を変更した。レポート・面接選考を行うことで、従来に比べ、向学心を重視した選考方法となっている。
52	近畿	市	改正の多い税制制度に影響しない基準とするため
53	近畿	市	給付対象要件の見直し
54	近畿	市	高等学校等就学給付金との調整
55	近畿	市	交付基準の明確化
56	近畿	市	就学者の意思を確認するために申請時に奨学資金受給にあたっての決意のレポートを提出していただくようにした
57	近畿	市	住民基本台帳の一部を改正する法律が施行されたことに伴う対応等
58	近畿	市	受給者の幅を拡げ、貸与制度を創設
59	近畿	市	奨学金制度を貸与から給付に変更
60	近畿	市	選考基準条文の追加等
61	近畿	市	より経済的に厳しい世帯を対象とするため
62	近畿	町	支給対象者の変更
63	中国・四国	市	市民がより利用しやすくするため
64	中国・四国	市	制度の一本化
65	中国・四国	市	基金増により、貸与額を増額した（平成21年～）
66	中国・四国	市	定住効果を目的とした返還免除制度の拡充
67	中国・四国	市	定住促進
68	中国・四国	市	日本学生支援機構の基準を準用している
69	中国・四国	市	事務の所管が変わったことによる見直し
70	中国・四国	町	県の制度との比較
71	九州・沖縄	市	高校授業料見直しのため
72	九州・沖縄	市	国庫補助の新設
73	九州・沖縄	市	市議会から一般質問があったため
74	九州・沖縄	市	市長マニフェスト「奨学金制度の充実」によるもの
75	九州・沖縄	市	市長マニフェストの奨学金制度の拡充に対応して
76	九州・沖縄	市	奨学資金の利用促進と基金の有効活用を図るため
77	九州・沖縄	市	奨学制度が2つあり、1つには高等専門学校まで、1つは高等学校までとなっており、高等専門学校までと統一する方向で見直しを検討中
78	九州・沖縄	市	独立行政法人日本学生支援機構の基準見直しに伴い所得算定基準を見直した。
79	九州・沖縄	市	保証人の所得証明書等の提出義務等を追加
80	九州・沖縄	市	より貸与を受けやすくするための要件の見直し。より確実な担保のための連帯保証人の要件の見直し。
81	九州・沖縄	市	本市に設置されている県立高校（普通科）への進学者が低迷し、その存続が危ぶまれていることから、同校への進学者に対し、入学準備金補助、部活動応援補助、模擬試験受験料補助、検定等受験料補助等、政策的観点から補助金という形で教育費支援を実施している（よって、特定の一部の高校生に対しての支援ということになる）
82	九州・沖縄	町	世帯収入・所得のある程度の基順（ママ）を設けていないため、会則にある「資力に乏しく進学が困難」とは思えない所得のある世帯からも申請があり、判断が難しいため

問 13. 問 10 で1つでも「1. ある」とご回答いただいた自治体のうち、返還を求めている貸与制の事業を運営されている自治体にお尋ねします（該当されない自治体におかれましては、問 14 にお進みください）。貸与制の事業の現状についてどのようにお考えですか。a から d のそれぞれについて、あてはまる番号に○をつけてください。

貸与制の教育費支援事業を運営している自治体に、貸与制事業の現状について尋ねたところ、「b. 返済の滞る受給者への対応が課題となっている」については4割の自治体が肯定（あてはまる+ややあてはまる）している。「a. 貸与制奨学金の返済が滞る受給者が増えている」「c. 貸与時の信用保証等の強化が課題となっている」では肯定が否定（あまりあてはまらない+あてはまらない）を上回っているが、「d. 未返済が多くなると、制度の廃止も選択肢にあがる」については否定が、肯定を上回っている。

全体の集計結果

	a. 貸与制奨学金の返済が滞る受給者が増えている	b. 返済の滞る受給者への対応が課題となっている	c. 貸与時の信用保証等の強化が課題となっている	d. 未返済が多くなると、制度の廃止も選択肢にあがる
あてはまる	78 (8.8%)	212 (23.8%)	63 (7.1%)	31 (3.5%)
ややあてはまる	147 (16.5%)	134 (15.1%)	132 (14.8%)	52 (5.8%)
どちらともいえない	124 (13.9%)	43 (4.8%)	163 (18.3%)	202 (22.7%)
あまりあてはまらない	43 (4.8%)	22 (2.5%)	40 (4.5%)	77 (8.7%)
あてはまらない	64 (7.2%)	44 (4.9%)	56 (6.3%)	92 (10.3%)
無回答	155 (17.4%)	156 (17.5%)	157 (17.6%)	157 (17.6%)
非該当	279 (31.3%)	279 (31.3%)	279 (31.3%)	279 (31.3%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)



自治体類型別集計（%の分母は類型別回答数）

a. 貸与制奨学金の返済が滞る受給者が増えている

	あてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答	非該当
東京都特別区（n=17）	3（17.6%）	4（23.5%）	5（29.4%）	1（5.9%）	0（0.0%）	0（0.0%）	4（23.5%）
政令指定都市（n=14）	2（14.3%）	3（21.4%）	2（14.3%）	0（0.0%）	0（0.0%）	7（50.0%）	0（0.0%）
中核市（n=37）	3（8.1%）	5（13.5%）	6（16.2%）	1（2.7%）	1（2.7%）	12（32.4%）	9（24.3%）
特例市（n=29）	6（20.7%）	5（17.2%）	4（13.8%）	1（3.4%）	1（3.4%）	7（24.1%）	5（17.2%）
市（n=408）	40（9.8%）	75（18.4%）	57（14.0%）	15（3.7%）	23（5.6%）	83（20.3%）	115（28.2%）
町（n=318）	20（6.3%）	42（13.2%）	41（12.9%）	20（6.3%）	32（10.1%）	42（13.2%）	121（38.1%）
村（n=66）	4（6.1%）	13（19.7%）	8（12.1%）	5（7.6%）	7（10.6%）	4（6.1%）	25（37.9%）
全体（n=889）	78（8.8%）	147（16.5%）	123（13.8%）	43（4.8%）	64（7.2%）	155（17.4%）	279（31.4%）

b. 返済の滞る受給者への対応が課題となっている

	あてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答	非該当
東京都特別区（n=17）	9（52.9%）	3（17.6%）	1（5.9%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	4（23.5%）
政令指定都市（n=14）	5（35.7%）	2（14.3%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	7（50.0%）	0（0.0%）
中核市（n=37）	12（32.4%）	4（10.8%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	12（32.4%）	9（24.3%）
特例市（n=29）	10（34.5%）	6（20.7%）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（3.4%）	7（24.1%）	5（17.2%）
市（n=408）	117（28.7%）	57（14.0%）	14（3.4%）	6（1.5%）	15（3.7%）	84（20.6%）	115（28.2%）
町（n=318）	51（16.0%）	50（15.7%）	20（6.3%）	14（4.4%）	20（6.3%）	42（13.2%）	121（38.1%）
村（n=66）	8（12.1%）	12（18.2%）	7（10.6%）	2（3.0%）	8（12.1%）	4（6.1%）	25（37.9%）
全体（n=889）	212（23.8%）	134（15.1%）	42（4.7%）	22（2.5%）	44（4.9%）	156（17.5%）	279（31.4%）

c. 貸与時の信用保証等の強化が課題となっている

	あてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答	非該当
東京都特別区（n=17）	2（11.8%）	4（23.5%）	6（35.3%）	1（5.9%）	0（0.0%）	0（0.0%）	4（23.5%）
政令指定都市（n=14）	1（7.1%）	3（21.4%）	3（21.4%）	0（0.0%）	0（0.0%）	7（50.0%）	0（0.0%）
中核市（n=37）	3（8.1%）	4（10.8%）	4（10.8%）	2（5.4%）	3（8.1%）	12（32.4%）	9（24.3%）
特例市（n=29）	3（10.3%）	6（20.7%）	4（13.8%）	2（6.9%）	2（6.9%）	7（24.1%）	5（17.2%）
市（n=408）	29（7.1%）	66（16.2%）	74（18.1%）	17（4.2%）	22（6.6%）	85（13.2%）	115（28.2%）
町（n=318）	20（6.3%）	40（12.6%）	61（19.2%）	13（4.1%）	21（6.6%）	42（13.2%）	121（38.1%）
村（n=66）	5（7.6%）	8（12.1%）	11（16.7%）	5（7.6%）	8（12.1%）	4（6.1%）	25（37.9%）
全体（n=889）	63（7.1%）	131（14.7%）	163（18.3%）	40（4.5%）	56（6.3%）	157（17.7%）	279（31.4%）

d. 未返済が多くなると、制度の廃止も選択肢にあがる

	あてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答	非該当
東京都特別区（n=17）	1（5.9%）	1（5.9%）	6（35.3%）	4（23.5%）	1（5.9%）	0（0.0%）	4（23.5%）
政令指定都市（n=14）	1（7.1%）	1（7.1%）	4（28.6%）	1（7.1%）	0（0.0%）	7（50.0%）	0（0.0%）
中核市（n=37）	1（2.7%）	3（8.1%）	7（18.9%）	1（2.7%）	4（10.8%）	12（32.4%）	9（24.3%）
特例市（n=29）	0（0.0%）	5（17.2%）	6（20.7%）	2（6.9%）	4（13.8%）	7（24.1%）	5（17.2%）
市（n=408）	16（3.9%）	25（6.1%）	98（24.0%）	38（9.3%）	31（7.6%）	85（20.8%）	115（28.2%）
町（n=318）	10（3.1%）	11（3.5%）	70（22.0%）	23（7.2%）	41（12.9%）	42（13.2%）	121（38.1%）
村（n=66）	2（3.0%）	5（7.6%）	11（16.7%）	8（12.1%）	11（16.7%）	4（6.1%）	25（37.9%）
全体（n=889）	31（3.5%）	51（5.7%）	202（22.7%）	77（8.7%）	92（10.3%）	157（17.7%）	279（31.4%）

Ⅳ. 大学生・専門学校生を対象とする教育費支援制度について、うかがいます。

問 14. 貴自治体では、大学生・専門学校生を対象とする教育費支援制度として「A. 入学時の一時金支援制度」「B. 在学中の奨学金制度」を設けていますか。それぞれの制度の有無について、当てはまる番号に○を付けてください。

大学生と専門学校生を対象とする教育費支援制度の実施状況を尋ねたところ、大学生については、「在学中の奨学金制度」は半数以上の自治体で制度を有しているが、「入学時の一時金支援制度」は、7割の自治体で制度が置かれていない。専門学校生については、「在学中の奨学金制度」を有する自治体は半数に満たず、「入学時の一時金支援制度」は、約8割の自治体で制度が置かれていない。

専門学校生を対象とする制度は、大学生を対象とする制度よりも整備の状況が低い。

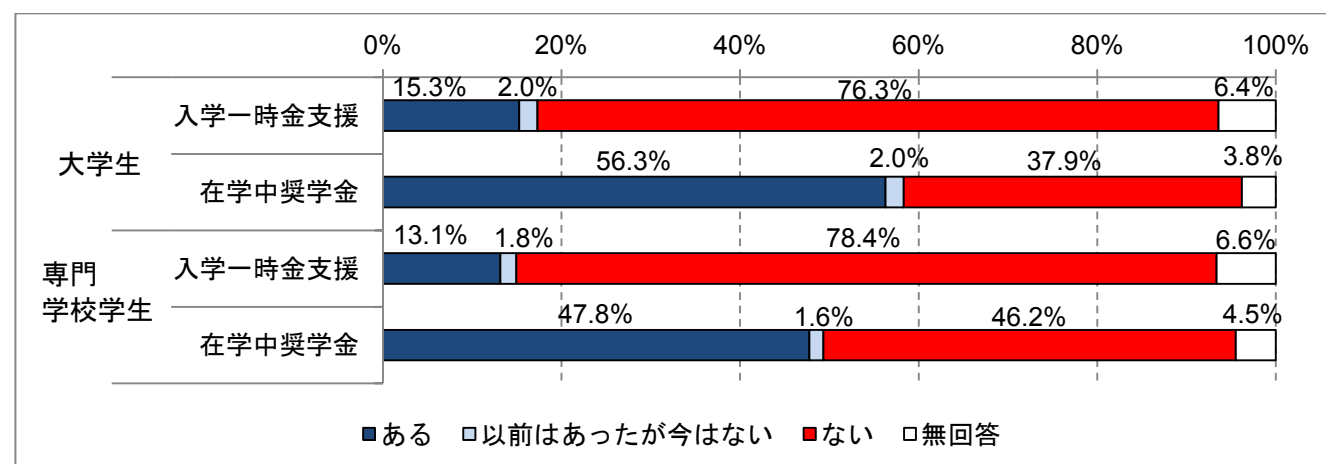
全体の集計結果

・大学生を対象とする制度

	A. 入学時の一時金支援制度	B. 在学中の奨学金制度
ある	136 (15.3%)	501 (56.3%)
以前はあったが今はない	18 (2.0%)	18 (2.0%)
ない	679 (76.3%)	337 (37.9%)
無回答	57 (6.4%)	34 (3.8%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)

・専門学校生を対象とする制度

	A. 入学時の一時金支援制度	B. 在学中の奨学金制度
ある	117 (13.1%)	425 (47.8%)
以前はあったが今はない	16 (1.8%)	14 (1.6%)
ない	698 (78.4%)	411 (46.2%)
無回答	59 (6.6%)	40 (4.5%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)



自治体類型別集計（%の分母は類型別回答数）

<大学生>

A. 入学時の一時金支援制度

	ある	以前はあったが今はない	ない	無回答
東京都特別区（n=17）	3（17.6%）	0（0.0%）	12（70.6%）	2（11.8%）
政令指定都市（n=14）	3（21.4%）	0（0.0%）	10（71.4%）	1（7.1%）
中核市（n=37）	9（24.3%）	3（8.1%）	25（67.6%）	0（0.0%）
特例市（n=29）	10（34.5%）	1（3.4%）	18（62.1%）	0（0.0%）
市（n=408）	76（18.6%）	9（2.2%）	299（73.3%）	24（5.9%）
町（n=318）	30（9.4%）	4（1.3%）	260（81.8%）	24（7.5%）
村（n=66）	5（7.6%）	1（1.5%）	54（81.8%）	6（9.1%）
全体（n=889）	136（15.3%）	18（2.0%）	678（76.3%）	57（6.4%）

B. 在学中の奨学金制度

	ある	以前はあったが今はない	ない	無回答
東京都特別区（n=17）	3（17.6%）	0（0.0%）	11（64.7%）	3（17.6%）
政令指定都市（n=14）	8（57.1%）	2（14.3%）	3（21.4%）	1（7.1%）
中核市（n=37）	20（54.1%）	3（8.1%）	14（37.8%）	0（0.0%）
特例市（n=29）	13（44.8%）	1（3.4%）	15（51.7%）	0（0.0%）
市（n=408）	233（57.1%）	8（2.0%）	149（36.5%）	18（4.4%）
町（n=318）	179（56.3%）	3（0.9%）	126（39.6%）	10（3.1%）
村（n=66）	44（66.7%）	1（1.5%）	19（28.8%）	2（3.0%）
全体（n=889）	500（56.2%）	18（2.0%）	337（37.9%）	34（3.8%）

<専門学校生>

A. 入学時の一時金支援制度

	ある	以前はあったが今はない	ない	無回答
東京都特別区（n=17）	3（17.6%）	0（0.0%）	12（70.6%）	2（11.8%）
政令指定都市（n=14）	4（28.6%）	0（0.0%）	9（64.3%）	1（7.1%）
中核市（n=37）	6（16.2%）	3（8.1%）	28（75.7%）	0（0.0%）
特例市（n=29）	9（31.0%）	0（0.0%）	20（69.0%）	0（0.0%）
市（n=408）	66（16.2%）	10（2.5%）	307（75.2%）	25（6.1%）
町（n=318）	25（7.9%）	3（0.9%）	266（83.6%）	24（7.5%）
村（n=66）	4（6.1%）	0（0.0%）	55（83.3%）	7（10.6%）
全体（n=889）	117（13.2%）	16（1.8%）	697（78.4%）	59（6.6%）

B. 在学中の奨学金制度

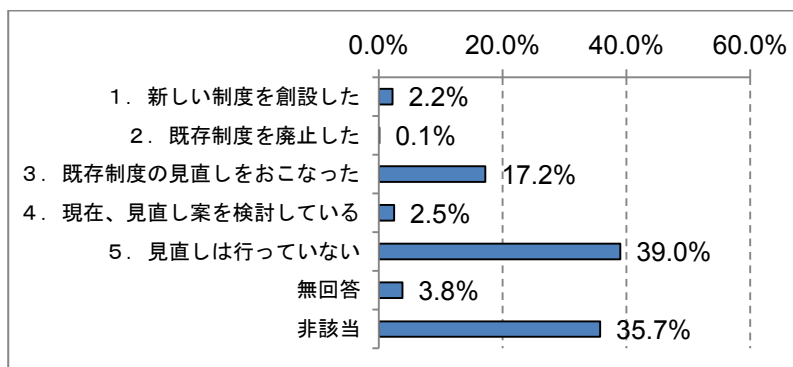
	ある	以前はあったが今はない	ない	無回答
東京都特別区（n=17）	3（17.6%）	0（0.0%）	11（64.7%）	3（17.6%）
政令指定都市（n=14）	7（50.0%）	0（0.0%）	6（42.9%）	1（7.1%）
中核市（n=37）	13（35.1%）	3（8.1%）	21（56.8%）	0（0.0%）
特例市（n=29）	9（31.0%）	1（3.4%）	19（65.5%）	0（0.0%）
市（n=408）	200（49.0%）	6（1.5%）	184（45.1%）	18（4.4%）
町（n=318）	155（48.7%）	4（1.3%）	144（45.3%）	15（4.7%）
村（n=66）	38（57.6%）	0（0.0%）	25（37.9%）	3（4.5%）
全体（n=889）	425（47.8%）	14（1.6%）	410（46.1%）	40（4.5%）

問 15. 問 14 で 1 つでも「1. ある」とご回答いただいた自治体にうかがいます。貴自治体では、過去 5 年以内（2009 年から 2013 年のあいだ）に、当該制度について受給対象者・基準・金額その他の見直しを行いましたか。

大学生・専門学校生を対象とする教育費支援制度を有する自治体に対して、過去 5 年以内での制度の見直しの状況を尋ねたところ、「5. 見直しは行っていない」自治体が約 4 割として最も多かった。「3. 既存制度の見直しをおこなった」自治体は 2 割弱である。

全体の集計結果

	自治体数 (パーセント)
1. 新しい制度を創設した	20 (2.2%)
2. 既存制度を廃止した	1 (0.1%)
3. 既存制度の見直しをおこなった	153 (17.2%)
4. 現在、見直し案を検討している	22 (2.5%)
5. 見直しは行っていない	347 (39.0%)
無回答	34 (3.8%)
非該当	318 (35.7%)



自治体類型別集計（%の分母は類型別回答数）

	1. 新しい制度を創設した	2. 既存制度を廃止した	3. 既存制度の見直しをおこなった	4. 現在、見直し案を検討している	5. 見直しは行っていない	無回答	非該当
東京都特別区 (n=17)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	2 (11.8%)	2 (11.8%)	11 (64.%)
政令指定都市 (n=14)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)	2 (14.3%)	5 (35.7%)	1 (7.1%)	5 (0.0%)
中核市 (n=37)	0 (0.0%)	1 (2.7%)	10 (27.0%)	0 (0.0%)	10 (27.0%)	0 (0.0%)	16 (0.0%)
特例市 (n=29)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (27.6%)	0 (0.0%)	8 (27.6%)	0 (0.0%)	13 (0.0%)
市 (n=408)	15 (3.7%)	0 (0.0%)	85 (20.8%)	14 (3.4%)	148 (36.3%)	17 (4.2%)	134 (0.0%)
町 (n=318)	3 (0.9%)	0 (0.0%)	42 (13.2%)	5 (1.6%)	135 (42.5%)	12 (3.8%)	121 (0.0%)
村 (n=66)	2 (3.0%)	0 (0.0%)	5 (7.6%)	1 (1.5%)	38 (57.6%)	2 (3.0%)	18 (0.0%)
全体 (n=889)	17 (1.9%)	1 (0.1%)	148 (16.6%)	20 (2.2%)	346 (38.9%)	34 (3.8%)	318 (0.0%)

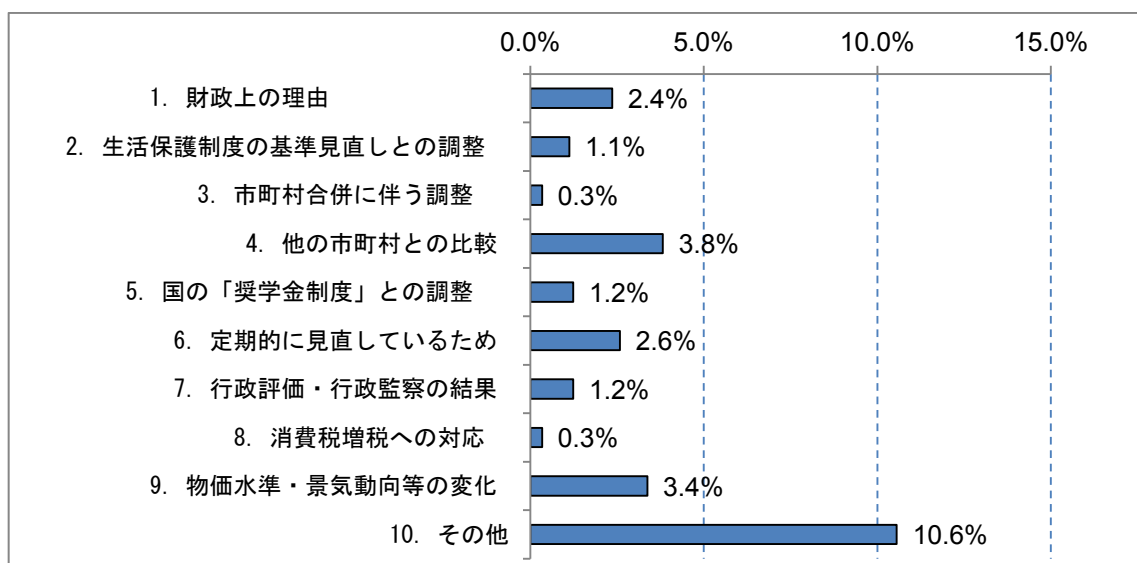
問 16. 問 15 で「1 から 4」のいずれか選択された自治体にかがいます。制度創設・廃止・見直しの理由について、次のうち当てはまるものすべてに○を付けてください。

大学生・専門学校生を対象とする教育費支援制度を見直した理由について尋ねたところ、見直したの理由としては、「10.その他」の個別事情が最も多く、「4. 他の市町村との比較」「9. 物価水準・景気動向等の変化」「6. 定期的に見直しているため」「1. 財政上の理由」が続いている。

全体の集計結果

	自治体数（パーセント）
1. 財政上の理由	21（2.4%）
2. 生活保護制度の基準見直しとの調整	10（1.1%）
3. 市町村合併に伴う調整	3（0.3%）
4. 他の市町村との比較	34（3.8%）
5. 国の「奨学金制度」との調整	11（1.2%）
6. 定期的に見直しているため	23（2.6%）
7. 行政評価・行政監察の結果	11（1.2%）
8. 消費税増税への対応	3（0.3%）
9. 物価水準・景気動向等の変化	30（3.4%）
10. その他	94（10.6%）

※パーセントの母数は全回答 890



「10. その他」の記載内容

(自治体区分は特別区・市・町・村の4区分。政令指定都市・中核市・特例市・市は「市」として表記。自治体が特定できる記載は伏字とした)

整理 番号	地域	自治体 区分	取組内容
1	北海道	市	債権の滞納防止および債権回収を行うための見直し
2	北海道	市	大学・専門学生への給費額の変更及び返還期間の変更
3	北海道	市	大学の一時金制度について、対象者の範囲を見直しを行った
4	北海道	町	概略的であった規準の明確化
5	北海道	町	ニーズへ対応・利用者増を目的に
6	北海道	町	保証人についての改正
7	北海道	村	保健師、介護福祉士、社会福祉主事の人材確保
8	東北	市	(財)坂本鉄蔵育英会の解散に伴い、統合し、新給与制度を発足した。
9	東北	市	医師不足解消対策として、医学生枠の新設
10	東北	市	財団法人としての事業から市の貸与基金事業への変更
11	東北	市	市民からの要望等
12	東北	市	奨学金貸与者選考に係る世帯所得基準の策定
13	東北	市	申請者の利便性向上
14	東北	市	選考基準を見直すことにより、より多くの学生が利用できるように配慮したため
15	東北	市	専修学校の学生も奨学生の対象とした。大学進学予定者を対象とした償還免除型の奨学金制度を創設した。
16	東北	市	滞納時、督促勧告に応じない場合の期限利益喪失について規定。連帯保証人選任に関する規定の改正。その他、様式を改正
17	東北	市	連帯保証人について
18	東北	町	育英奨学金と奨学資金貸付基金の統合
19	東北	町	応募者が少なく、原因を探ったところ、貸与額が少ないという結論になり基準を見直した。
20	東北	町	償還期限の延長
21	東北	町	滞納対策として「連帯保証人、保証人 各1名」を「連帯保証人 2名」とした
22	東北	町	貸与選考基準を策定し、選考委員会を廃止した。
23	東北	町	町立病院の医師、看護師不足の解消のため
24	東北	町	日本学生支援機構の基準を準じているため
25	東北	町	入学時の一時金貸付を奨学金制度の中で拡充した。
26	東北	町	東日本大震災後の生徒たちへの援助のため
27	関東	特別区	応募要件の一部を拡大し、幅広い制度利用を図った
28	関東	特別区	所得基準を重視するため、成績基準を緩和した
29	関東	市	神栖市教育ローン利子補給制度との調整
30	関東	市	公益財団法人改革への対応
31	関東	市	市税における延滞金の割合の見直しに合わせ、入学準備金、奨学金貸付金返還金利息を引き下げた。
32	関東	市	市内における看護師等の確保及び地域医療環境の充実のため
33	関東	市	住民基本台帳法の一部改正
34	関東	市	申請期間の変更など、利便性向上のため
35	関東	市	制度利用の便を図るため申請の受付期間及び返済期間を見直したもの
36	関東	市	滞納額の増加
37	関東	市	貸与基準(所得基準)の明確化による年度間の平衡化のため
38	関東	市	低所得世帯への教育の機会を拡大するため
39	関東	市	問12の見直しに伴い、新たな制度創設時に対象を拡大した。
40	関東	市	問18(2)参照(市周辺地域における看護師、准看護師の確保を図ることを目的とした「鴨川市等修学資金貸付条例」を設置しています)
41	関東	市	入学準備金貸与金の返済が滞る借受者が増えてきたため
42	関東	市	平成24年7月の住民基本台帳法等の改正に伴い、外国人住民についても貸付対象とした
43	関東	町	制度を利用しやすくするため
44	中部	市	H26年度の返還者から返還期間を延長
45	中部	市	学費等の高騰に伴い、制度が実態と合わなくなってきたため
46	中部	市	教員養成を目的に特化した制度を新たに創設
47	中部	市	現在の就学形態の多様化(編入学、大学院進学)に対応するための制度改正
48	中部	市	市の方針
49	中部	市	市民病院等の医師確保を図るため、医学生等の奨学制度を創設した。

50	中部	市	地元出身の看護師を増やすため
51	中部	市	申請時に連帯保証人を立てる
52	中部	市	制度設立の目的達成
53	中部	市	専門学生も対象とした
54	中部	市	定住促進
55	中部	市	不明確な基準の明文化
56	中部	市	返還金の回収率向上と景気動向
57	中部	市	融資制度の更なる活用を図るために償還期間を拡大した。
58	中部	市	市への定住化促進のため、償還免除を検討中
59	中部	町	町立の病院を設置しており、その看護師等を確保するための修学資金貸与制度を創設
60	近畿	市	受付期間の追加を行った。前期（1月～4月）に後期（9月～10月）を追加した。
61	近畿	市	改正の多い税制制度に影響しない基準とするため
62	近畿	市	交付基準の明確化
63	近畿	市	就学者の意思を確認するために申請時に奨学資金受給にあたっての決意のレポートを提出していただくようにした
64	近畿	市	住民基本台帳の一部を改正する法律が施行されたことに伴う対応等
65	近畿	市	受給者の幅を拡げ、貸与制度を創設
66	近畿	市	選考基準条文の追加等
67	近畿	市	要件緩和
68	近畿	市	より経済的に厳しい世帯を対象とするため
69	中国・四国	市	応募者数が定員を下回る状況が続いたため
70	中国・四国	市	市民がより利用しやすくするため
71	中国・四国	市	市民からの要望に応じ、国の奨学金制度に準じて見直しを実施した。
72	中国・四国	市	市民より要望があったため
73	中国・四国	市	制度の一本化
74	中国・四国	市	通常は四半期ごとの支給であるところ、入学年度に限り4月に半年分を支給することができるようにした。
75	中国・四国	市	基金増により、貸与額を増額した（平成21年～）
76	中国・四国	市	定住効果を目的とした返還免除制度の拡充
77	中国・四国	市	定住促進
78	中国・四国	市	日本学生支援機構の基準を準用している
79	中国・四国	市	他に市が事務局を持つ奨学金貸与額と同額とするための調整
80	中国・四国	市	事務の所管が変わったことによる見直し
81	中国・四国	町	県の制度との比較
82	九州・沖縄	市	高額寄附による元資の増額に伴う貸与人数枠の拡大
83	九州・沖縄	市	市議会から一般質問があったため
84	九州・沖縄	市	市長マニフェスト「奨学金制度の充実」によるもの
85	九州・沖縄	市	市長マニフェストの奨学金制度の拡充に対応して
86	九州・沖縄	市	市民・学校等からの要望を受け、奨学金制度の拡充を行った
87	九州・沖縄	市	奨学資金の利用促進と基金の有効活用を図るため
88	九州・沖縄	市	制度の拡充を図る為、増額を行った（貸与額）。返還義務のない給付型を創設した。
89	九州・沖縄	市	独立行政法人日本学生支援機構の基準見直しに伴い所得算定基準を見直した。
90	九州・沖縄	市	保証人の所得証明書等の提出義務等を追加
91	九州・沖縄	市	より確実な担保のための連帯保証人の要件の見直し。
92	九州・沖縄	町	市育英事業の拡充のため
93	九州・沖縄	町	世帯収入・所得のある程度の基順（ママ）を設けていないため、会則にある「資力に乏しく進学が困難」とは思えない所得のある世帯からも申請があり、判断が難しいため

問 17. 問 14 で 1 つでも「1. ある」とご回答いただいた自治体のうち、返還を求めている貸与制の事業を運営されている自治体にお尋ねします。（該当されない自治体におかれましては、問 18 にお進みください）

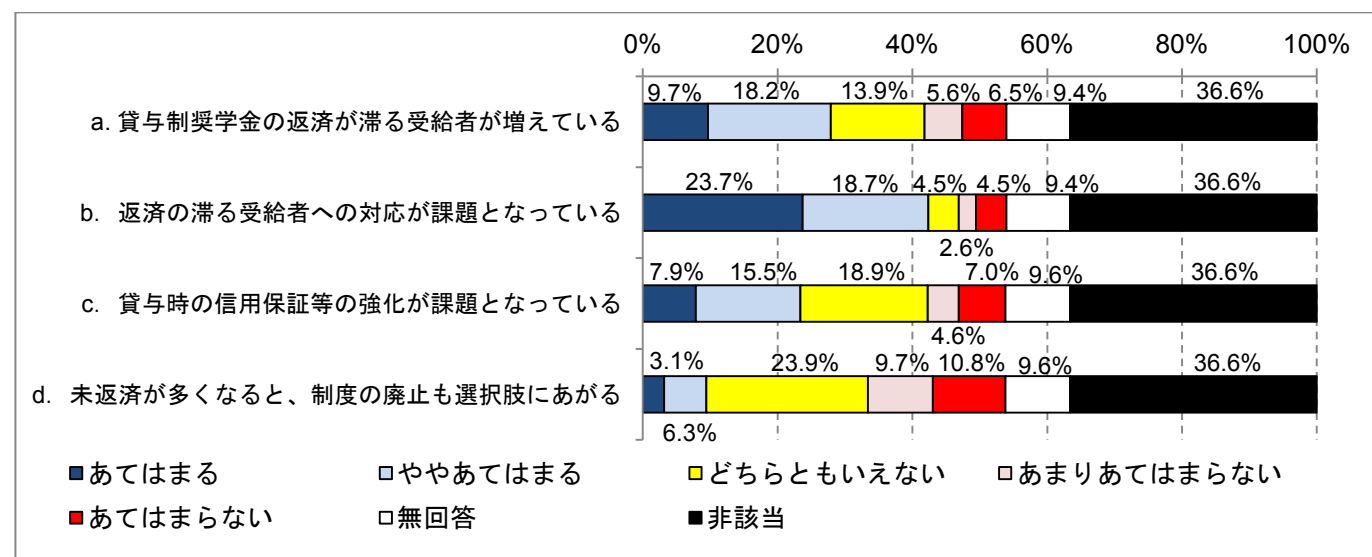
貸与制の事業の現状についてどのようにお考えですか。a から d のそれぞれについて、あてはまる番号に○をつけてください。

貸与制の教育費支援事業を運営している自治体に、貸与制事業の現状について尋ねたところ、「b. 返済の滞る受給者への対応が課題となっている」については 4 割の自治体が肯定（あてはまる+ややあてはまる）している。「a. 貸与制奨学金の返済が滞る受給者が増えている」「c. 貸与時の信用保証等の強化が課題となっている」では肯定が否定（あまりあてはまらない+あてはまらない）を上回っているが、「d. 未返済が多くなると、制度の廃止も選択肢にあがる」については否定が、肯定を上回っている。

この傾向は、高校生を対象とする貸与制度事業に関して尋ねた問 13 と同じである。

全体の集計結果

	a. 貸与制奨学金の返済が滞る受給者が増えている	b. 返済の滞る受給者への対応が課題となっている	c. 貸与時の信用保証等の強化が課題となっている	d. 未返済が多くなると、制度の廃止も選択肢にあがる
あてはまる	86 (9.7%)	211 (23.7%)	70 (7.9%)	28 (3.1%)
ややあてはまる	162 (18.2%)	166 (18.7%)	138 (15.5%)	56 (6.3%)
どちらともいえない	124 (13.9%)	40 (4.5%)	168 (18.9%)	213 (23.9%)
あまりあてはまらない	50 (5.6%)	23 (2.6%)	41 (4.6%)	86 (9.7%)
あてはまらない	58 (6.5%)	40 (4.5%)	62 (7.0%)	96 (10.8%)
無回答	84 (9.4%)	84 (9.4%)	85 (9.6%)	85 (9.6%)
非該当	326 (36.6%)	326 (36.6%)	326 (36.6%)	326 (36.6%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)



自治体類型別集計（%の分母は類型別回答数）

a. 貸与制奨学金の返済が滞る受給者が増えている

	あてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答	非該当
東京都特別区（n=17）	1（5.9%）	1（5.9%）	1（5.9%）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（5.9%）	13（76.5%）
政令指定都市（n=14）	2（14.3%）	2（14.3%）	2（14.3%）	0（0.0%）	0（0.0%）	4（28.6%）	4（28.6%）
中核市（n=37）	6（16.2%）	3（8.1%）	8（21.6%）	1（2.7%）	1（2.7%）	6（16.2%）	12（32.4%）
特例市（n=29）	4（13.8%）	5（17.2%）	3（10.3%）	1（10.3%）	1（3.4%）	4（13.8%）	11（37.9%）
市（n=408）	44（10.8%）	81（19.9%）	59（14.5%）	17（14.5%）	24（5.9%）	41（10.0%）	142（34.8%）
町（n=318）	22（6.9%）	54（17.0%）	43（13.5%）	25（13.5%）	24（7.5%）	23（7.2%）	127（39.9%）
村（n=66）	7（10.6%）	15（22.7%）	8（12.1%）	6（12.1%）	8（12.1%）	5（7.6%）	17（25.8%）
全体（n=889）	86（9.7%）	161（18.1%）	124（13.9%）	50（13.9%）	58（6.5%）	84（9.4%）	326（36.7%）

b. 返済の滞る受給者への対応が課題となっている

	あてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答	非該当
東京都特別区（n=17）	3（17.6%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（5.9%）	13（76.5%）
政令指定都市（n=14）	5（35.7%）	1（7.1%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	4（28.6%）	4（28.6%）
中核市（n=37）	14（37.8%）	5（13.5%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	6（16.2%）	12（32.4%）
特例市（n=29）	8（27.6%）	5（17.2%）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（3.4%）	4（13.8%）	11（37.9%）
市（n=408）	116（28.4%）	72（17.6%）	14（3.4%）	7（1.7%）	16（3.9%）	41（10.0%）	142（34.8%）
町（n=318）	54（17.0%）	68（21.4%）	20（6.3%）	11（3.5%）	15（4.7%）	23（7.2%）	127（39.9%）
村（n=66）	11（16.7%）	14（21.2%）	6（9.1%）	5（7.6%）	8（12.1%）	5（7.6%）	17（25.8%）
全体（n=889）	211（23.7%）	165（18.6%）	40（4.5%）	23（2.6%）	40（4.5%）	84（9.4%）	326（36.7%）

c. 貸与時の信用保証等の強化が課題となっている

	あてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答	非該当
東京都特別区（n=17）	1（5.9%）	1（5.9%）	0（0.0%）	1（5.9%）	0（0.0%）	1（5.9%）	13（76.5%）
政令指定都市（n=14）	1（7.1%）	2（14.3%）	3（21.4%）	0（0.0%）	0（0.0%）	4（28.6%）	4（28.6%）
中核市（n=37）	5（13.5%）	4（10.8%）	5（13.5%）	2（5.4%）	3（8.1%）	6（16.2%）	12（32.4%）
特例市（n=29）	3（10.3%）	5（17.2%）	3（10.3%）	1（3.4%）	2（6.9%）	4（13.8%）	11（37.9%）
市（n=408）	31（7.6%）	67（16.4%）	76（18.6%）	20（4.9%）	30（7.4%）	42（10.3%）	142（34.8%）
町（n=318）	24（7.5%）	49（15.4%）	67（21.1%）	11（3.5%）	17（5.3%）	23（7.2%）	127（39.9%）
村（n=66）	5（7.6%）	9（13.6%）	14（21.2%）	6（9.1%）	10（15.2%）	5（7.6%）	17（25.8%）
全体（n=889）	70（7.9%）	137（15.4%）	168（18.9%）	41（4.6%）	62（7.0%）	85（9.6%）	326（36.7%）

d. 未返済が多くなると、制度の廃止も選択肢にあがる

	あてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答	非該当
東京都特別区（n=17）	0（0.0%）	1（5.9%）	1（5.9%）	1（5.9%）	0（0.0%）	1（5.9%）	13（76.5%）
政令指定都市（n=14）	1（7.1%）	1（7.1%）	3（21.4%）	1（7.1%）	0（0.0%）	4（28.6%）	4（28.6%）
中核市（n=37）	2（5.4%）	5（13.5%）	7（18.9%）	2（5.4%）	3（8.1%）	6（16.2%）	12（32.4%）
特例市（n=29）	0（0.0%）	2（6.9%）	7（24.1%）	2（6.9%）	3（10.3%）	4（13.8%）	11（37.9%）
市（n=408）	16（3.9%）	25（6.1%）	105（25.7%）	43（10.5%）	36（8.8%）	41（10.0%）	142（34.8%）
町（n=318）	7（2.2%）	15（4.7%）	78（24.5%）	30（9.4%）	37（11.6%）	24（7.5%）	127（39.9%）
村（n=66）	2（3.0%）	6（9.1%）	12（18.2%）	7（10.6%）	17（25.8%）	5（7.6%）	17（25.8%）
全体（n=889）	28（3.1%）	55（6.2%）	213（24.0%）	86（9.7%）	96（10.8%）	85（9.6%）	326（36.7%）

V. すべての自治体にうかがいます。

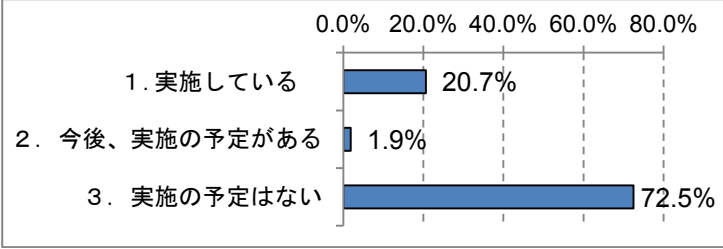
問 18. 貴自治体の子育て支援・教育費支援のお取り組みについてうかがいます。

(1) 貴自治体では、子育て支援・教育費支援を目的とした何らかの独自の取組を実施されていますか。
もしくは、今後、実施の計画・予定をお持ちですか。

子育て支援・教育費支援を目的とした自治体独自の取組の実施状況、実施予定について尋ねたところ、
「1.実施している」自治体が2割であり、7割の自治体では「3. 実施の予定はない」と回答があった。

全体の集計結果

	自治体数 (パーセント)
1.実施している	184 (20.7%)
2. 今後、実施の予定がある	17 (1.9%)
3. 実施の予定はない	645 (72.5%)



(2) (1) で「1. 実施している」「2. 今後、実施の予定がある」とご回答いただいた自治体にうかがいます。お取り組み（予定）の具体的な内容をご教示ください。

具体的な取り組み内容について、2割にあたる 196 自治体の記載があった。

記載内容

(自治体区分は特別区・市・町・村の4区分。政令指定都市・中核市・特例市・市は「市」として表記。自治体が特定できる記載は伏字とした)

整理番号	地域	自治体区分	取組内容
1	北海道	市	各種通学費補助(遠距離通学、特別支援学級通学費等)
2	北海道	市	漢検、英検、数検などの検定料の補助を実施したく予算計上したもの、財政上の理由により実施できなかった経緯がある。今後も実施に向け、取組む予定。
3	北海道	市	高等学校等就学支援金(高校生等1人あたり月額1万円を交付)
4	北海道	市	私立高等学校に在学している生徒の保護者に対する授業料の一部補助。道内の特別支援学校高等部及び高等養護学校に在学している生徒の保護者に対する教育費の一部補助。遠隔地で就学している子弟をもつアイヌ民族に対する教育扶助
5	北海道	市	小学校給食費の無料化、幼稚園授業料、保育所負担金の実質無料化
6	北海道	市	●●市奨学金支給事業。経済的な理由により修学困難な大学・高専または高等学校に在学している学生・生徒に対し、奨学金及び入学支度資金を給付する。高校生(奨学金)5,000円/月(入学支度資金)5,000円。高専[1～3年](奨学金)5,000円/月(入学支度金)5,000円。高専[4～5年](奨学金)7,000円/月。大学生(奨学金)7,000円/月(入学支度金)10,000円
7	北海道	町	遠距離通学児童生徒の通学費を全額町が負担している。
8	北海道	町	給食費の50%町が負担、残る50%については保護者の所得に応じて助成する(平成26年2学期給食費から)
9	北海道	町	給食費無償化(H25～)。小中学校入学時支援(学童セット、制服等)
10	北海道	町	高校生への通学費等補助。高校生への就学費補助
11	北海道	町	高校生通学費補助(公共交通機関の定期購入額の1/2、1ヶ月10,000円限度)
12	北海道	町	高校通学バス定期券購入助成事業
13	北海道	町	小・中、新入生教材費に対する助成。高校に対し、ジャージ、通学費、各種検定料等の助成
14	北海道	町	小・中学校の児童生徒一人あたり、2,100円を支給。

15	北海道	町	高等学校等就学助成金(高等学校等に就学している生徒の保護者に対し、生徒 1 人につき月額 5 千円を支給する)。小中学校等修学旅行交付金(修学旅行に参加する児童生徒の保護者に対し小学生は 1 万円、中学生は 2 万円交付する)
16	北海道	町	小・中学校の修学旅行費を補助(100%))している。
17	北海道	町	小 1 就学児童へランドセル贈呈。小中スキー授業リフト代の自治体負担。日本スポーツ振興センター掛金の全額自治体負担。教材消耗品費の助成(小学生 1 人 2,000 円、中学生 1 人 3,500 円)。中体連参加費助成。
18	北海道	町	小学校新入学生を対象とした学用品支給。中学生への制服購入費助成。高校生の通学費助成
19	北海道	町	●●高等学校に通学・入学する生徒の保護者に対し、教科書(1年生のみ)、制服(1年生のみ)、海外短期就学派遣事業、部活動推進事業(備品整備、遠征費等の一部補助)、バス通学費の一部補助、教育活動支援費等を補助している。
20	北海道	町	小中学校の給食費無償化
21	北海道	町	大樹高等学校通学費等補助金
22	北海道	町	地元高校の振興対策に対して支援している。(通学費助成、校納金助成など)
23	北海道	町	地元高校への入学奨励金。
24	北海道	町	町内にある高等学校に在学する生徒への資格取得に係る検定料の補助
25	北海道	町	道立高校に対し、町費負担により新入学時の制服の全額補助、公共機関を利用した通学費補助、学校給食の有償提供を実施(原材料費のみで給食費算定)
26	北海道	町	●●町立小中学校児童生徒検定チャレンジ促進助成金。●●町立小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の日本漢字能力検定又は、実用英語技能検定の受験費用助成するもの。
27	北海道	村	高校・短大・大学・専門学校等教育資金利子補給制度～借入した教育資金の年 3%) 以内を支給。高等学校通学費等助成制度～通学定期代の 1/2 助成、下宿費用の 1/2(15,000 円限度)助成
28	東北	市	過疎地域の高等学校・高等専門学校に在籍する学生の就学に要する経費の負担軽減を図るため、一定要件を満たす保護者に対して通学費補助を実施。(通学に係る定期券価格の 10 分の 4 の額、10 万円限度)
29	東北	市	高校生に対し 50,000 円/年の給与(昨年度実績 33 名) 大学生(短大生)に対し 500,000 円/年の賃与(在学中 1 回のみ、昨年度実績 2 名)
30	東北	市	高等学校に入学を希望する要保護及びこれに準ずる生徒の保護者に対して高等学校入学準備貸付。将来を担う学生・生徒の向学の志を支援するため高等学校高等専門学校に月額 20,000 円以内大学等月額 40,000 円以内の貸与を行っている。
31	東北	市	市立小・中学校に在籍する児童生徒の修学旅行費について、一律で補助金を支給している。
32	東北	市	私立高等学校生徒学費補助
33	東北	市	小・中学校における教材費の父兄負担軽減(H26 度予定、1 人あたり 6,000)
34	東北	市	小、中学校に在籍する第 3 子以降の者を養育している保護者に対し、学校教育にかかる費用について補助金を交付している。高等学校等に在籍する第 3 子以降の者を養育している保護者に対し、教科書等購入にかかる費用、授業料について補助金を交付している。
35	東北	市	別紙問 18 の三事業(私立高等学校生徒授業料軽減事業、●●基金大学修学奨励事業(一時金)、大学等修学支援事業(利子補給))
36	東北	市	●●市奨学資金貸与事業
37	東北	村	スポーツ振興センター掛金の補助、芸術鑑賞教室の補助、PTA 安全互助会の補助等
38	東北	村	高等学校生徒交通費給与(自宅より通学する者に対して、バス賃年額の半額を給与)。高等学校等生徒奨学金給与(高等学校生徒交通費給与の適用を受ける者を除く全日制に在学する者に対して、月額 5,000 円を給与)
39	東北	村	修学旅行費補助。通学費補助
40	東北	村	土曜日、公費による学習塾の実施、(参加費無料)※通塾できない家庭を支援する
41	東北	市	新入学児童学用品支給事業。小学校入学時の保護者の負担軽減を図るとともに、本市の将来を担う子どもたちの健やかな成長を喜び、学校生活を通じた社会生活の第一歩を記念し、小学校へ入学する児童へ、入学時に必要な学用品(平成 26 年度児童一人当たり 7,000 円以内)を贈呈する。
42	東北	町	JR 又はバスで通学している生徒(の保護者)に対して、定期券代を補助している。(町内在住:全学)(町外在住:半額)
43	東北	町	英検受験料助成。学校給食費助成
44	東北	町	給食費(義務教育)の大幅援助
45	東北	町	高等学校通学費助成(20%))上限
46	東北	町	奨学金制度。就学援助者支給制度。
47	東北	町	奨学資金給付制度 ①入学金 100,000 円 ②毎月 50,000 円を 4 年間支給 要件 学業成績が総合的に優秀と認められる者。5 年以上当町に住所を有する。世帯内の所得総額が過去 3 年間で各々 490 万以下。小論文及び面接において成績優秀な者。大学のセンター試験が 3 教科以下の場合は総点 8.5 割程度以上、4 教科以上の場合は総点 8 割程度以上の成績であること。

48	東北	町	設問Ⅲ、Ⅳに同じ
49	東北	町	特別支援教育就学奨励費の支給対象者拡大。区分によらず、全ての児童生徒に対し助成(限度額あり) ●●町小・中学校徴収金支援事業。町内に居住する児童生徒の保護者に対し、児童生徒 1 名当り 5,000 円を助成。利府町小・中学校入学支援事業。新入学児童生徒に対し、運動着 1 着を無料支給。 【運動着上下、Tシャツ、ハーフパンツ、紅白帽子(小学生のみ)】
50	関東	特別区	ひとり親家庭の保護者等を対象に学校給食費補助を実施している。
51	関東	特別区	私立高等学校等入学資金融資あっせん事業(平成 26 年度で事業終了)。その他、教育委員会以外での 区の取組等 女性福祉資金
52	関東	特別区	添付資料をご覧ください。(●●育英資金奨学金)
53	関東	特別区	問 10～問 13 のとおり
54	関東	市	●●市立高等学校定時制教科書費を、就労している生徒等へ支給しています。義務教育年齢の児童・ 生徒に対し、私立学校等就学奨励事業を行っています。
55	関東	市	第 3 子以降の給食費の支援(大和市立小・中学校等にこどもが 3 人以上通っている場合:平成 26 年度 より実施)
56	関東	市	父母負担軽減交付金:学校における学習材料の購入費の軽減を図ると共に学校長へ交付金として交付 することで教育内容に応じた学校独自の運用を図る。各学期当初、児童生徒の在籍数を調査し、その人 数に年度当初に定めた各学期ごとの単価を乗じた金額を学校長に交付する。各学校は必要な学習材料 を交付金により購入し、年度末に実績報告を行う。
57	関東	市	平成 22 年度から本市独自で高等学校等に在学している方を対象に修学旅行費の支援制度を実施して いる。(収入審査あり)
58	関東	市	『教育資金利子補給金制度』。「国の教育ローン」の融資を受け、高校・大学などに入学または在学して いる人や、その保護者などに、在学期間中の返済利子の一部を助成する制度
59	関東	市	育英資金(奨学金、入学一時金)
60	関東	市	育英資金貸付基金
61	関東	市	海外留学・海外ホームステイ・交通遺児のための貸付奨学金制度
62	関東	市	眼鏡購入費。準要保護児童生徒に対する
63	関東	市	金融機関から教育資金の融資を受けている人に、返済利子の一部を助成
64	関東	市	高等学校、大学、専門学校等に入学する者の保護者で、日本政策金融公庫の教育一般貸付(入学金) を受けている者に対し、返済にかかる利子の一部または全部を助成するもの。
65	関東	市	●●市奨学資金。経済的理由により、高等学校及び高等専門学校の過程を修学困難な者に対し、月額 10,200 円を支給する。(支給要件、審査あり)
66	関東	市	奨学金制度
67	関東	市	奨学資金貸付事業を実施している。高校、高専、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、大学、短 大、専門学校に在学する者を対象としている。(※所得制限あり)
68	関東	市	小学校入学時ランドセル贈呈。中学校通学用ヘルメット購入助成
69	関東	市	新入学児童(小学 1 年生)に対し、市独自としてランドセルを支給している。
70	関東	市	●●市教育ローン利子補給制度…大学生・専門学校生等を対象に借入れした教育ローンの利子分につ いて、借入金 300 万円を限度として在学期間中 100%) 補給。奨学資金事業…大学生等を対象として月 35,000 円貸与。希望者に入学一時金 50 万円貸与・募集人員 20 名、高校生を対象として月 7,000 円給 与。返還の必要なし・募集人員 10 名
71	関東	市	前述している高校生及び大学生・専門学校生への教育費支援
72	関東	市	通学費補助金制度…住所から指定された小・中学校へ通学する際、遠距離のため公共交通機関を利用 している児童・生徒の保護者の方に通学定期代金の一部を補助しています。
73	関東	市	入学準備金貸付。貸付金の限度額、高等学校、高等専門学校及び専修学校 20 万円、大学 40 万円。利 率・償還方法、無利子、入学した月から 6 ヶ月据え置後 40 月割賦償還
74	関東	市	父母負担軽減補助金(修学旅行)
75	関東	市	副教材費の一部支援。修学旅行・移動教室等補助金。音楽会、演劇鑑賞教室、卒業記念事業、課外活 動各種大会参加費等の支援
76	関東	市	本市及び本市周辺地域における看護師、准看護師の確保を図ることを目的とした「●●市看護師等修 学資金貸付条例」を設置しています。
77	関東	町	学年費補助金(小学生 1 万円、中学生 2 万円)
78	関東	町	給食費の半額を自治体で助成している。平成 24 年度から。
79	関東	町	給食費の無償化(平成 23 年度～)対象は幼稚園児～中学 3 年まで。年少は牛乳代のみ。それ以降は全 て、区域外就学、私立に通う者は町内公立校に通う者の額を上限に補助(アレルギー又給食のない私立 学校等についても同様)
80	関東	町	検討中のため具体的な内容を考える段階でない(予算、担当部署を含めて)支援を実施すべきとは考え ている。
81	関東	町	高校通学費の補助を実施(一律の保護者負担あり)

82	関東	町	高等学校等通学助成金:バス通学者には月額 1,500 円、自転車通学者には一律 20,000 円を支給し、家庭の経済的負担の軽減を図る。
83	関東	町	小学校入学時祝い金 30000 円支給
84	関東	町	体験学習費の一部補助。
85	関東	町	第 2 子以降の学校給食費の補助(学校給食費補助制度)。第 3 子以降の子の小学校入学時に祝金を支給(●●つ子すこやか報奨金)等
86	関東	町	通学距離が 2km 以上の児童・生徒の保護者への補助金制度
87	関東	町	●●町小中学校児童生徒通学費補助金。中学生において、片道 4km 以上(スクールバス以外)年額 1 万円。小学生において、区域外就学により 4km 以内年額 1 万円、4km 以上 2 万円
88	関東	町	●●町英語検定奨励金(町立中学校に在学する 3 年生の生徒に対し、実用英語技能検定の検定料 2,800 円を上限に奨学金を交付する) スポーツ振興センター共済掛金を町で全額負担 課外クラブ活動大会参加補助金(町立中学校が参加する部活動の大会交通費等を補助する)
89	関東	町	幼稚園就園奨励費として第 2 子・第 3 子(従来条件に限る)には町単独で加算している。
90	関東	村	①高等学校・大学・専門学校等通学費補助(バス3ヶ月定期の5割)。②小中学校入学祝金支給 1 人当たり 30,000 円③高等学校等通学用自転車購入費補助(2 万円を上限)
91	関東	村	学校納付金は PTA 会費のみで、それ以外は、すべて村で負担している。
92	中部	市	「私立高等学校学費助成制度」。市内在住で県内の私立高等学校に在学する生徒の保護者に対して、所得に応じて 3 段階の助成金(年額で①30,000 円 ②23,000 円 ③17,000 円)を支給する。(返還不要)
93	中部	市	<私立高等学校学費助成>。私立高等学校に在学している生徒の保護者(市内在住)に対し、施設整備等に係る費用の一部を保護者の所得に応じて支給する。
94	中部	市	海外留学を行う高校生を対象に補助金を交付する。(●●市海外留学奨励事業)
95	中部	市	私立高校・専修学校等への授業料補助金(保護者へ年額上限 12,000 円、所得制限あり)
96	中部	市	各学校へ特色ある教育のための負担金交付
97	中部	市	各小中学校に対し、保護者負担軽減のため、消耗品費を配当している。
98	中部	市	学校の教育活動(講演会、研修等)、クラブ・部活動、校外活動、学校支援ボランティア、ものづくり教育、起業家教育等へ補助を行っている。
99	中部	市	学力検査(NRT・CRT)や Q-U アンケート調査に係る公費負担
100	中部	市	教育ローン利子補給金交付制度
101	中部	市	教育資金利子補給制度
102	中部	市	高校生、大学生それぞれを対象にした給付型の奨学金制度を行っている。
103	中部	市	高校生への教育費支援制度
104	中部	市	子育て支援にも関連するが、次の事業を実施している。義務教育終了までの医療費助成(入院、外来含む)及び高校終了までの入院にかかる医療費助成。学校給食費補助(第 2 子に 1/2、第 3 子以降全額)
105	中部	市	私立高等学校等に在籍する者の保護者に対して授業料の補助を実施。(年額 10,000 円)
106	中部	市	私立高等学校等授業料補助
107	中部	市	私立高等学校等授業料補助事業。私立高等学校全日制課程または私立専修学校高等課程(通信制、専攻科、別科は対象外)に在籍する生徒をもつ保護者に 1 人あたり 12,000 円/年を補助。(当該年度に納付すべき授業料の額がこれに満たない場合は、その授業料相当額)
108	中部	市	実施している→●●市私立高等学校等就学助成金。実施予定→●●市大学等入学支援金
109	中部	市	大学生・専門学校生等を対象とする在学中の奨学金制度
110	中部	市	中学校の生徒部活動に対して、総事業費の内、3 分の 1 を市から補助金として支出している。(使途は遠征費や大会参加費、用具購入費など)
111	中部	市	県外から●●市の大学へ進学した学生のなかで、卒業後、●●市に居住し就業する意思のある者を対象に奨学金制度を設ける予定。卒業後、●●市に居住し就職すれば、最大で貸付総額の 50%)相当額まで返還免除をうけることが可能。
112	中部	町	学校給食費補助事業
113	中部	町	義務教育費無償化
114	中部	町	高校生、専門学校、大学生等を対象とした奨学金制度を導入予定
115	中部	町	高等学校・大学等に在学する者に対する、奨学資金の貸与
116	中部	町	私学に通っている子供に助成を行なっている。(12,000 円)
117	中部	町	奨学金制度の創設
118	中部	町	新小学 1 年生等を対象をした、体育服の購入支援
119	中部	町	中学生、高校生を対象に通学費の助成
120	中部	町	町内在住の高校生を対象とした通学費(路線バス利用)助成
121	中部	町	●●町に住所を有し、高等学校又は高等専門学校に在学している生徒を養育している方を対象に助成している。定期乗車購入費の 1/3 の額を補助、1 ヶ月あたりの助成限度額は 1 万円。必要書類として申請書と在学証明書と定期乗車券。

122	中部	町	別添「●●町小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱」のとおり
123	中部	村	遠足等で使用するマイクロバスの村費負担
124	中部	村	学校給食の無料化
125	中部	村	給食お米代・中学校テスト代補助。通学定期バス代、小学校入学時ランドセル代補助
126	中部	村	給食費への補助
127	中部	村	高等学校通額費等交付金。高等学校等に在学する生徒の保護者に年額 36,000 円(入学後、最高 3 年)を交付する。
128	中部	村	高等学校等就学に対する助成金の支給(内容)高等学校等の就学に係る費用の一部を助成することで家庭の精神的、経済的負担を軽減し、教育の増進を図るもの。
129	中部	村	小学校・中学校における給食費の半額(1/2)を補助(H25 年度より)
130	中部	村	●●奨学金の貸与
131	近畿	市	給付型奨学金制度の創設
132	近畿	市	高校進学、修学支援金支給事業。Ⅲで回答している内容ではありますが、高等学校等に在学している方で、市民税が課税されていない世帯や、生活保護を受給している世帯の方に、入学準備や学用品購入などの費用を助成しています。
133	近畿	市	高校生等の保護者に対する尼崎市修学援助金の交付
134	近畿	市	高等学校・高等専門学校・特別支援学校の高等部に在籍し、経済的理由により修学困難な者に対し、教育の機会均等に資するため、奨学資金を給付(月額 6,000 円)している。私立学校法に規定する法人で、学校教育法の規定による幼稚園・小中学校と同等の教育課程を有し、本市に居住する者の教育に資する外国人学校を設置する者に対し、補助金を交付している。
135	近畿	市	就学援助。特別支援教育就学奨励費
136	近畿	市	●●市立小・中学校遠距離通学費等補助金、●●市中学校夜間学級在学者就学助成金。●●在日外国人学校就学補助金
137	近畿	市	●●市児童生徒就学援助費、●●市奨学費、塾代助成事業
138	近畿	市	通学距離が 2km 以上の児童生徒のうち、通学のため交通機関を利用している者に対して必要な補助を行っている。
139	近畿	市	離島高校生の就学支援策として、通学定期乗船券購入費の 1/2 を補助
140	近畿	市	高校・大学・専修学校へ就学している生徒へ奨学金を支給している。
141	近畿	市	高校生、大学生等を対象とした奨学金制度を実施している。要・準要保護制度がある。
142	近畿	市	●●市学校教育関係事業補助金制度 修学旅行事業…児童生徒の修学旅行に必要な経費に対し補助金を交付。(小)児童一人あたり 5,000 円 (中)生徒一人あたり 8,000 円 校外活動事業…児童生徒の校外での活動に必要な経費に対し補助金を交付 (小)児童一人あたり 500 円 (中)生徒一人あたり 600 円
143	近畿	市	市内に住所があり、市内の高等学校(特別支援学校高等部含む)に通学する生徒の保護者に対し、高等学校遠距離通学費補助金を支給する。①公共交通機関を利用して通学し、定期乗車券の月額利用が 15,000 円を超える場合②片道の通学距離が 10km を超える場合
144	近畿	市	私立幼稚園について、国の補助基準外の世帯に対しても、本市独自で就園奨励費補助を行っている。
145	近畿	市	自転車通学を学校に認められた中学校 1 年生に対して、通学用自転車・ヘルメット代を限度額内で給付
146	近畿	市	通勤、通学者交通費助成…高速バスの利用による居住地からの通勤、通学を奨励するため、交通費の一部を助成。島外通勤者と島内通学者には負担額の 20%)、島外通学者には 30%)の助成
147	近畿	町	修学旅行補助金、ヘルメット購入補助金
148	近畿	町	小中学校の児童生徒の学校給食費の一部助成。本町に住所を有する高等学校・専門学校の生徒の通学費及び下宿費
149	近畿	町	多子家族(3 人以上の小中学生のいる家族)へ 3 人目以降の給食費助成を行っている
150	近畿	町	町単費として、教育委員会の取組計画は、給食費の無償化・指導充実補助員配置・高校や大学生援助等です。予算権はありません。
151	近畿	町	保護者負担軽減事業(学校給食費、修学旅行費、校外活動費、学級費、日本スポーツ振興センター掛金を補助)
152	近畿	町	県や近隣の市町の動向を見て足並みを合せて実施していきたい。
153	近畿	村	給食費半額補助。医療費の無償制度(中学生以下～)
154	近畿	村	奨学金制度。給食費補助(材料購入費支援)。就学援助金。修学旅行費用の半額補助
155	中国・四国	市	●●市奨学金制度。高校 公立 9,000 円/月、私立 21,000 円/月。大学・専門 公立、21,000 円/月、私立 33,000 円/月。●●市入学一時金貸付制度。高校公立 30,000 円、私立 50,000 円。大学・専門公立 100,000 円、私立 130,000 円
156	中国・四国	市	副読本の無償配布事業。高校生対象の奨学金給付事業
157	中国・四国	市	遠距離通学者に対して補助金を支給している。
158	中国・四国	市	遠距離通学にかかる自転車購入費支援
159	中国・四国	町	遠距離通学(バス利用)児童生徒の定期券購入費を補助している。

160	中国・四国	町	給食費の無料。英語検定検定料の助成金
161	中国・四国	町	子育て支援の観点から給食費の減免について検討する予定。
162	中国・四国	町	自転車購入補助金。ヘルメット購入補助金。部活動補助金
163	中国・四国	町	当町に高校がなく、バス通学が保護者の送迎しか通学手段がない。バス代はかなり高く費用がかかるため、「●●町高校生バス通学費補助制度」がある。町内に居住し、バス通学する生徒の保護者負担を軽減し、バス利用促進※を図ることを目的として、バス定期券等の購入費用の一部を補助している。(定期券購入費の1/2の額)平成23年4月1日以降～ ※バスは1日に数本しかなく、利用者が少ないため路線廃止になる可能性がある。
164	中国・四国	町	「小中学校入学経費助成事業」町内の小中学校に入学する児童・生徒の保護者に対して、通学用品購入経費の助成を行っている。
165	中国・四国	町	高校生、大学生、専門学校生を対象とした町奨学生制度
166	中国・四国	町	町内の高校へ公共交通機関により通学している生徒を対象に実費の1/2を給付
167	中国・四国	町	別紙のとおり (記載内容:小中学校新入生への制服等の支給(小学生(20,000円程度):体操服・水着・鍵盤ハーモニカ・画材セット・なわとび、中学生(66,000円程度):制服・体操服・水着・上履き・ウィンドブレーカー・体育館シューズ)、小中学校の学級費に対する支援(児童生徒に対して教材費として1人月額1000円の支援)、小中学校の給食費に対する支援(50円×200食程度で10,000円)、中学校生徒海外研修事業(平成25年度は540,000万円×1人)、中学生の検定料に対する支援(英語検定・日本語漢字能力検定料を年間1人1回の助成)、各種スポーツの全国大会出場への助成金制度(スポーツ奨励金支給事業:個人50,000円、小中学校団体1チーム200,000円)、武道の必修化に伴い武道着等の各種スポーツのユニフォーム購入助成
168	九州・沖縄	市	「小学校給食費助成事業」。平成25年度から、●●市が小学校の給食費を半額助成を行なっている。
169	九州・沖縄	市	育英資金貸付事業。大学等在学1年につき240,000円貸付。高等専門学校在学1年につき180,000円貸付。高等学校在学1年につき120,000円貸付。専修学校在学1年につき240,000円貸付。卒業後、1年後から10年間で償還。無利子
170	九州・沖縄	市	学校給食費の三人目以降無料化
171	九州・沖縄	市	給食費の一部補助を実施している。
172	九州・沖縄	市	教材費保護者負担軽減事業:授業時の実施及び学力の定着を図る上で必要不可欠な教材の一部を公費で負担するもの。
173	九州・沖縄	市	経済的な理由により、専修学校等において修業することが困難な者に対して、技能習得資金を貸与することにより職業に必要な技能及び知識の習得を援助することを目的とした若年者専修学校等技能習得資金貸与制度。
174	九州・沖縄	市	経済的理由によって就学困難と認められる小・中学生の保護者に対して援助している。
175	九州・沖縄	市	経済的理由により就学な困難である者に対し奨学資金を貸与。国公立(高校及び高等専門学校)1年～3年 月額15,000円以内。私立(高校及び高等専門学校)1年～3年 月額20,000円以内。国公立(大学・短期大学・専門学校・高等専門学校[4年～5年]) 月額30,000円以内 私立(大学・短期大学・専門学校・高等専門学校[4年～5年]) 月額35,000円以内
176	九州・沖縄	市	高校生、高等専門学校生(1～3年)を対象とした、給付型の奨学金制度
177	九州・沖縄	市	在籍する児童生徒のうち同一世帯の第3子以降の給食費無料化
178	九州・沖縄	市	市内の全小・中学生を対象とした給食費の補助(小学生...月200円、中学生...月400円)
179	九州・沖縄	市	市民からの寄附金を基金として、それを財源に特別奨学金を設けている。
180	九州・沖縄	市	私立幼稚園に就園する幼児のうち、設置者が保育料及び入園料を減免している場合には、就園奨励費補助金を交付しているが、●●市では、国の基準を上回る額を交付している。私立幼稚園が通常の保育時間終了後に行う「預かり保育」を利用する保護者に対して補助金を交付している。市立幼稚園に就園する幼児の減免について、国の基準は市民税が非課税の世帯を対象としているが、●●市では市民税が非課税以外の世帯にも補助を行っている。
181	九州・沖縄	市	・奨学金貸付制度(1.一般奨学生奨学金制度。高校月額15,000円以内。大学等月額30,000円以内。2.まぐろ漁船乗組員養成奨学金制度。水産高校等在学生月額30,000円以内。3.農業自営者養成奨学金制度。農業化を有する高校、大学の学生月額30,000円。 ・Ⅲの問12に記載した政策的補助金(別紙のとおり=記載内容:市内唯一の普通高校に対して、進学者への経済的支援の実施。1.公立大学(含む短大)進学者への入学金全額支給(国立大学4年生の場合282,000円、2.入学に係る経費補助(1人当たり5000円)、3.高校部活動応援補助(1人あたり年10,000円)、4.遠距離通学者への通学費支給補助(市内通学者4キロメートル以上6キロメートル未満の通学者は年10,000円、6キロメートル以上の通学者は年20,000円、市街通学者は公共交通機関の通学定期代の2分の1)、5.大学受験料補助(センター試験受験料補助10,000円、国公立大学受験料補助10,000円)、6.模擬試験の受験料補助(年3回、1回あたり2000円)、7.英語検定・漢字検定受験補助(1回あたり2分の1の補助)、8.土曜授業等講師料補助(保護者負担の2分の1を補助)
182	九州・沖縄	市	奨学資金貸与、給食費一部補助

183	九州・沖縄	市	昭和 39 年に●舞うr市奨学金給付条例が制定され、給付を開始した。その後、平成 4 年に●●市育英会（平成 23 年より公益財団法人●●市育英会へ移行）が発足してからは、そこへ補助金を出し、育英業務を任せている。
184	九州・沖縄	市	通学補助、多子世帯同時就園補助、対外運動補助
185	九州・沖縄	市	島外（県内・外）への選手派遣費補助金交付事業。海外ホームステイ派遣補助金交付事業。青少年育成ひとづくり交流体験事業（姉妹都市との交流）
186	九州・沖縄	市	副読本（体育教材・道徳等）の購入について、児童・生徒一人当たり千円の予算がつく。（ただし基本 2 年に 1 回、学校で保管）
187	九州・沖縄	町	遠距離通学補助金
188	九州・沖縄	町	給食費、修学旅行費、部活動費などの一部補助。
189	九州・沖縄	町	土曜学習の実施について検討している
190	九州・沖縄	町	当町の中学校へ入学する児童の保護者に対し、入学準備金として支援を行っている。
191	九州・沖縄	町	平成 26 年度より給食費の半額補助を開始
192	九州・沖縄	町	民間の学習塾による学習教室を低額で実施（公費負担）
193	九州・沖縄	村	修学旅行費用の半額助成
194	九州・沖縄	村	第 3 子以降学校給食費助成事業
195	九州・沖縄	村	中学校修学旅行費半額を村負担で支払っている（全生徒）
196	九州・沖縄	村	離島高校生の修学支援

問 19. 子育て支援・教育費支援に関するお考えについてうかがいます。次のような a から h のような意見に対して、どのように思われますか。それぞれについて、1 から 5 のなかから、あてはまるものに○を付けてください

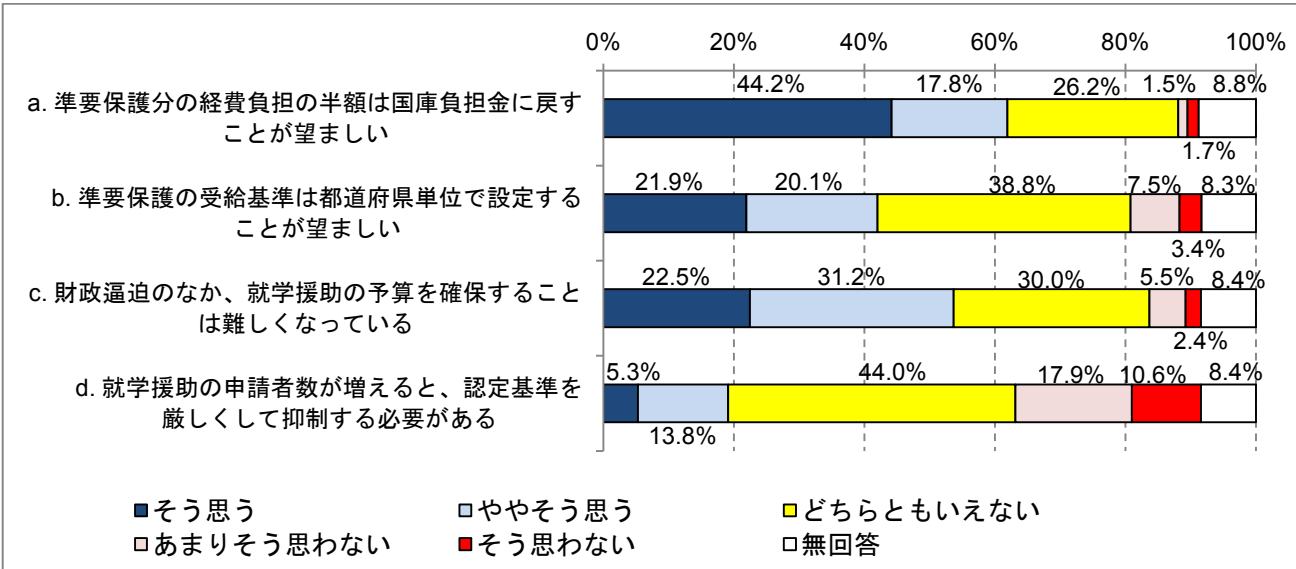
子育て支援・教育費支援に関する考えを尋ねたところ、義務教育段階の就学援助については、次の傾向がみられた。

「a. 準要保護分の経費負担の半額は国庫負担金に戻すことが望ましい」は6割が肯定（そう思う＋ややそう思う）として、国庫負担の額を増やすことを望んでいる自治体が多い。「c. 財政逼迫のなか、就学援助の予算を確保することは難しくなっている」が5割が肯定し、予算確保に困難が生じている自治体が半数となっている。他方、「d. 就学援助の申請者数が増えると、認定基準を厳しくして抑制する必要がある」については否定（そう思わない＋あまりそう思わない）が、肯定を上回っている。また、「b. 準要保護の受給基準は都道府県単位で設定することが望ましい」は4割が肯定している。

全体の集計結果

＜義務教育段階の就学援助について＞

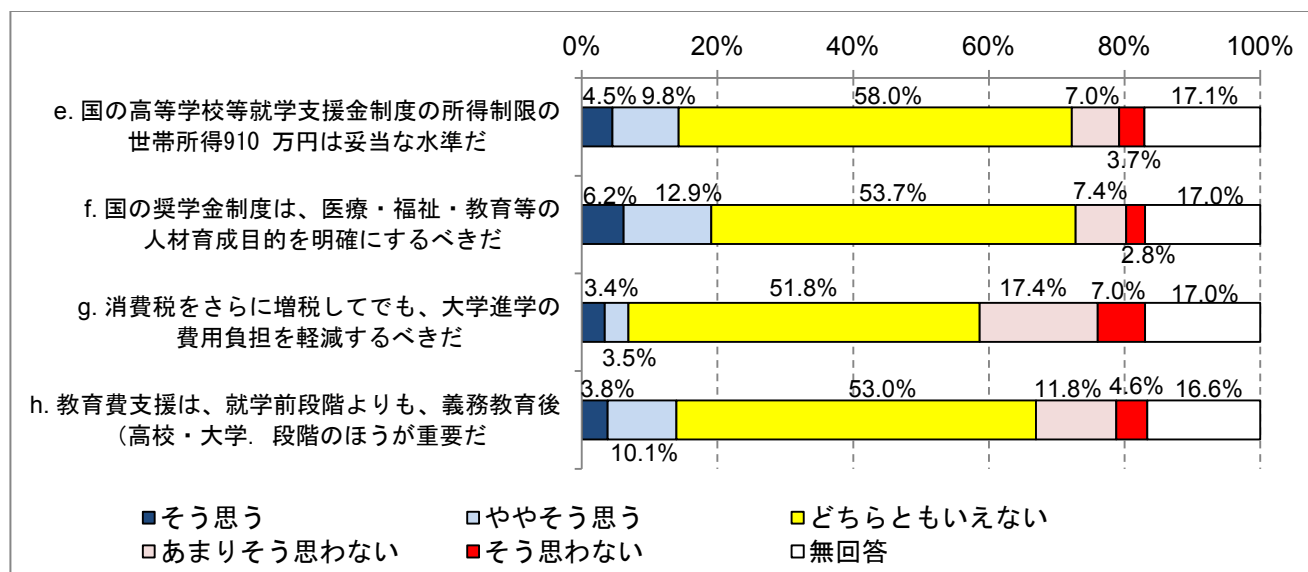
	a. 準要保護分の経費負担の半額は国庫負担金に戻すことが望ましい	b. 準要保護の受給基準は都道府県単位で設定することが望ましい	c. 財政逼迫のなか、就学援助の予算を確保することは難しくなっている	d. 就学援助の申請者数が増えると、認定基準を厳しくして抑制する必要がある
そう思う	393 (44.2%)	195 (21.9%)	200 (22.5%)	47 (5.3%)
ややそう思う	158 (17.8%)	179 (20.1%)	278 (31.2%)	123 (13.8%)
どちらともいえない	233 (26.2%)	345 (38.8%)	267 (30.0%)	392 (44.0%)
あまりそう思わない	13 (1.5%)	67 (7.5%)	49 (5.5%)	159 (17.9%)
そう思わない	15 (1.7%)	30 (3.4%)	21 (2.4%)	94 (10.6%)
無回答	78 (8.8%)	74 (8.3%)	75 (8.4%)	75 (8.4%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)



子育て支援・教育費支援に関する考えを尋ねたところ、高校生・大学生を対象とする教育費支援制度については、「e. 国の高等学校等就学支援金制度の所得制限の世帯所得 910 万円は妥当な水準だ」「f. 国の奨学金制度は、医療・福祉・教育等の人材育成目的を明確にするべきだ」「g. 消費税をさらに増税してでも、大学進学のコスト負担を軽減するべきだ」「h. 教育費支援は、就学前段階よりも、義務教育後（高校・大学）段階のほうが重要だ」のすべての設問で、「どちらともいえない」が半数を超えており、判断を留保する傾向がみられた。

＜高校生・大学生を対象とする教育費支援制度について＞

	e. 国の高等学校等 就学支援金制度の所得 制限の世帯所得 910 万円は妥当 な水準だ	f. 国の奨学金制度 は、医療・福祉・ 教育等の人材育成 目的を明確にする べきだ	g. 消費税をさらに 増税してでも、大学 進学のコスト負担を 軽減するべきだ	h. 教育費支援は、 就学前段階よりも、 義務教育後（高校・大学） 段階のほうが重要だ
そう思う	40 (4.5%)	55 (6.2%)	30 (3.4%)	34 (3.8%)
ややそう思う	87 (9.8%)	115 (12.9%)	31 (3.5%)	90 (10.1%)
どちらともいえない	516 (58.0%)	478 (53.7%)	461 (51.8%)	472 (53.0%)
あまりそう思わない	62 (7.0%)	66 (7.4%)	155 (17.4%)	105 (11.8%)
そう思わない	33 (3.7%)	25 (2.8%)	62 (7.0%)	41 (4.6%)
無回答	152 (17.1%)	151 (17.0%)	151 (17.0%)	148 (16.6%)
合計	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)	890 (100.0%)



自治体類型別集計（％の分母は類型別回答数）＜義務教育段階の就学援助について＞

a. 準要保護分の経費負担の半額は国庫負担金に戻すことが望ましい

	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう思わない	無回答
東京都特別区 (n=17)	3 (17.6%)	0 (0.0%)	9 (52.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (29.4%)
政令指定都市 (n=14)	5 (35.7%)	0 (0.0%)	6 (42.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (21.4%)
中核市 (n=37)	13 (35.1%)	8 (21.6%)	8 (21.6%)	1 (2.7%)	2 (5.4%)	5 (13.5%)
特例市 (n=29)	18 (62.1%)	4 (13.8%)	7 (24.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市 (n=408)	192 (47.1%)	70 (17.2%)	90 (22.1%)	7 (1.7%)	6 (1.5%)	43 (10.5%)
町 (n=318)	136 (42.8%)	59 (18.6%)	95 (29.9%)	4 (1.3%)	7 (2.2%)	17 (5.3%)
村 (n=66)	25 (37.9%)	17 (25.8%)	18 (27.3%)	1 (1.5%)	0 (0.0%)	5 (7.6%)
全体 (n=889)	392 (44.1%)	158 (17.8%)	233 (26.2%)	13 (1.5%)	15 (1.7%)	78 (8.8%)

b. 準要保護の受給基準は都道府県単位で設定することが望ましい

	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう思わない	無回答
東京都特別区 (n=17)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	7 (41.2%)	1 (5.9%)	1 (5.9%)	5 (29.4%)
政令指定都市 (n=14)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	9 (64.3%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)	3 (21.4%)
中核市 (n=37)	6 (16.2%)	4 (10.8%)	15 (40.5%)	5 (13.5%)	2 (5.4%)	5 (13.5%)
特例市 (n=29)	9 (31.0%)	3 (10.3%)	12 (41.4%)	5 (17.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市 (n=408)	96 (23.5%)	84 (20.6%)	146 (35.8%)	28 (6.9%)	13 (3.2%)	41 (10.0%)
町 (n=318)	63 (19.8%)	75 (23.6%)	129 (40.6%)	24 (7.5%)	11 (3.5%)	16 (5.0%)
村 (n=66)	17 (25.8%)	12 (18.2%)	27 (40.9%)	4 (6.1%)	2 (3.0%)	4 (6.1%)
全体 (n=889)	194 (21.8%)	179 (20.1%)	345 (38.8%)	67 (7.5%)	30 (3.4%)	74 (8.3%)

c. 財政逼迫のなか、就学援助の予算を確保することは難しくなっている

	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう思わない	無回答
東京都特別区 (n=17)	2 (11.8%)	3 (17.6%)	6 (35.3%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	5 (29.4%)
政令指定都市 (n=14)	5 (35.7%)	1 (7.1%)	5 (35.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (21.4%)
中核市 (n=37)	11 (29.7%)	12 (32.4%)	9 (24.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (13.5%)
特例市 (n=29)	10 (34.5%)	10 (34.5%)	8 (27.6%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市 (n=408)	107 (26.2%)	130 (31.9%)	108 (26.5%)	17 (4.2%)	5 (1.2%)	41 (10.0%)
町 (n=318)	57 (17.9%)	105 (33.0%)	108 (34.0%)	20 (6.3%)	11 (3.5%)	17 (5.3%)
村 (n=66)	8 (12.1%)	16 (24.2%)	23 (34.8%)	10 (15.2%)	5 (7.6%)	4 (6.1%)
全体 (n=889)	200 (22.5%)	277 (31.2%)	267 (30.0%)	49 (5.5%)	21 (2.4%)	75 (8.4%)

d. 就学援助の申請者数が増えると、認定基準を厳しくして抑制する必要がある

	そう思う	やや そう 思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう思わない	無回答
東京都特別区 (n=17)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	6 (35.3%)	5 (29.4%)	0 (0.0%)	5 (29.4%)
政令指定都市 (n=14)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (71.4%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	3 (21.4%)
中核市 (n=37)	0 (0.0%)	1 (2.7%)	19 (51.4%)	8 (21.6%)	4 (10.8%)	5 (13.5%)
特例市 (n=29)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	15 (51.7%)	9 (31.0%)	4 (13.8%)	0 (0.0%)
市 (n=408)	31 (7.6%)	49 (12.0%)	175 (42.9%)	68 (16.7%)	45 (11.0%)	40 (9.8%)
町 (n=318)	13 (4.1%)	56 (17.6%)	144 (45.3%)	54 (17.0%)	33 (10.4%)	18 (5.7%)
村 (n=66)	2 (3.0%)	15 (22.7%)	23 (34.8%)	14 (21.2%)	8 (12.1%)	4 (6.1%)
全体 (n=889)	46 (5.2%)	123 (13.8%)	392 (44.1%)	159 (17.9%)	94 (10.6%)	75 (8.4%)

自治体類型別集計（％の分母は類型別回答数）＜高校生・大学生を対象とする教育費支援制度について＞

e. 国の高等学校等就学支援金制度の所得制限の世帯所得 910 万円は妥当な水準だ

	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう思わない	無回答
東京都特別区 (n=17)	1 (5.9%)	1 (5.9%)	7 (41.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (47.1%)
政令指定都市 (n=14)	0 (0.0%)	1 (7.1%)	8 (57.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (35.7%)
中核市 (n=37)	1 (2.7%)	5 (13.5%)	21 (56.8%)	3 (8.1%)	0 (0.0%)	7 (18.9%)
特例市 (n=29)	5 (17.2%)	5 (17.2%)	14 (48.3%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)	3 (10.3%)
市 (n=408)	14 (3.4%)	35 (8.6%)	240 (58.8%)	21 (5.1%)	12 (2.9%)	86 (20.1%)
町 (n=318)	16 (5.0%)	32 (10.1%)	187 (58.8%)	30 (9.4%)	14 (4.4%)	39 (13.2%)
村 (n=66)	3 (4.5%)	8 (12.1%)	38 (57.6%)	7 (10.6%)	6 (9.1%)	4 (6.1%)
全体 (n=889)	40 (4.5%)	87 (9.8%)	515 (57.9%)	62 (7.0%)	33 (3.7%)	152 (17.0%)

f. 国の奨学金制度は、医療・福祉・教育等の人材育成目的を明確にするべきだ

	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう思わない	無回答
東京都特別区 (n=17)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	5 (29.4%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)	8 (47.1%)
政令指定都市 (n=14)	0 (0.0%)	1 (7.1%)	5 (35.7%)	2 (14.3%)	1 (7.1%)	5 (35.7%)
中核市 (n=37)	2 (5.4%)	3 (8.1%)	15 (40.5%)	8 (21.6%)	2 (5.4%)	7 (18.9%)
特例市 (n=29)	1 (3.4%)	7 (24.1%)	15 (51.7%)	0 (0.0%)	3 (10.3%)	3 (10.3%)
市 (n=408)	23 (5.6%)	42 (10.3%)	227 (55.6%)	24 (5.9%)	10 (2.5%)	82 (20.1%)
町 (n=318)	19 (6.0%)	46 (14.5%)	180 (56.6%)	24 (7.5%)	7 (2.2%)	42 (13.2%)
村 (n=66)	9 (13.6%)	15 (22.7%)	31 (47.0%)	7 (10.6%)	0 (0.0%)	4 (6.1%)
全体 (n=889)	55 (6.2%)	114 (12.8%)	478 (53.8%)	66 (7.4%)	25 (2.8%)	151 (17.0%)

g. 消費税をさらに増税してでも、大学進学のコスト負担を軽減するべきだ

	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう思わない	無回答
東京都特別区 (n=17)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	5 (29.4%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	8 (47.1%)
政令指定都市 (n=14)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (57.1%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	5 (35.7%)
中核市 (n=37)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (59.5%)	6 (16.2%)	2 (5.4%)	7 (18.9%)
特例市 (n=29)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (58.6%)	4 (13.8%)	5 (17.2%)	3 (10.3%)
市 (n=408)	8 (2.0%)	14 (3.4%)	217 (53.2%)	68 (16.7%)	17 (4.2%)	84 (20.6%)
町 (n=318)	19 (6.0%)	13 (4.1%)	157 (49.4%)	62 (19.5%)	28 (8.8%)	39 (12.3%)
村 (n=66)	3 (4.5%)	3 (4.5%)	34 (51.5%)	12 (18.2%)	9 (13.6%)	5 (7.6%)
全体 (n=889)	30 (3.4%)	31 (3.5%)	460 (51.7%)	155 (17.4%)	62 (7.0%)	151 (17.0%)

h. 教育費支援は、就学前段階よりも、義務教育後（高校・大学）段階のほうが重要だ

	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう思わない	無回答
東京都特別区 (n=17)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (47.1%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	8 (47.1%)
政令指定都市 (n=14)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (42.9%)	3 (21.4%)	0 (0.0%)	5 (35.7%)
中核市 (n=37)	2 (5.4%)	2 (5.4%)	18 (48.6%)	8 (21.6%)	0 (0.0%)	7 (18.9%)
特例市 (n=29)	0 (0.0%)	3 (10.3%)	15 (51.7%)	4 (13.8%)	4 (13.8%)	3 (10.3%)
市 (n=408)	10 (2.5%)	36 (8.8%)	220 (53.9%)	40 (4.7%)	19 (4.7%)	83 (20.3%)
町 (n=318)	18 (5.7%)	33 (10.4%)	177 (55.7%)	40 (3.8%)	12 (3.8%)	38 (11.9%)
村 (n=66)	4 (6.1%)	15 (22.7%)	28 (42.4%)	9 (9.1%)	6 (9.1%)	4 (6.1%)
全体 (n=889)	34 (3.8%)	89 (10.0%)	472 (53.1%)	105 (4.6%)	41 (4.6%)	148 (16.6%)

問 20. 教育費負担の在り方、自治体による教育費支援（義務教育の児童生徒への就学援助、高校生・大学生への奨学金制度等をすべて含む）の在り方や、国の政策、社会の在り方へのご意見・お考え等を自由にご記入ください。

教育費負担の在り方、自治体による教育費支援（義務教育の児童生徒への就学援助、高校生・大学生への奨学金制度等をすべて含む）の在り方や、国の政策、社会の在り方への意見は、約 1 割にあたる 83 自治体から意見が寄せられた。

記載内容

（自治体区分は特別区・市・町・村の 4 区分。政令指定都市・中核市・特例市・市は「市」として表記。自治体が特定できる記載は伏字とした）

整理番号	地域	自治体区分	取組内容
1	北海道	市	教育費負担については、自治体独自の考え方や財政状況により、対応しているのが現状である。高校進学率も、ほぼ 100%)に近しいことを考えると義務教育に準じた支援が必要であり、少子化対策、子育て支援の観点からも国による教育支援の充実が喫緊の課題と考えている。
2	北海道	市	国では、いろいろな施策を定めているが、地方自治体への財源措置があまりにも、少ない。地方自治体独自での施策ならば、財源は地方自治体での判断するのは当然であるが、国の一律の施策を実施するに当っては、財源措置等、地方自治体にもっと配慮していただきたい。
3	北海道	町	全国各地で金銭的な面において教育に係る費用負担に差が生じないように国として配慮すべきと思う。
4	北海道	町	保護者の経済力によって大学等の進学を断念することのないような制度(学費と生活面の援助)。卒業してからの雇用の充実(正規採用)により返還して行ける見通しがたつのではないかな。
5	北海道	村	高校授業料無償化制度(所得制限なし)にすべき。高等学校の義務教育化を進めることを望む。大学卒業者に多大な借金を負わせる奨学金制度、国として、支援があつてよいと考える
6	東北	市	教育費の負担や支援における市の対応には限度があるので、国による一層のご支援を期待する。
7	東北	市	近年における就学援助申請者増加の要因は、母子家庭の増加によるものが大半を占めている。未来を担う子供たちが安心して就学できる環境を作る上では、もちろん金銭面での援助は必要と思うが、安定した家庭環境を整えることも重要だと思う。今の若い世代の人たちに、母子家庭、父子家庭が子供に及ぼす影響について、深く考える機会を増やし、親になった以上、安易に離婚を考えることの無いよう、子供たちの将来を見据えられる人間としての教育が必要ではないでしょうか。(就学援助担当者)
8	東北	市	少子化が急速に進む中、次代を担う人材育成を基本理念とした教育費支援は制度として安定させ、子育てのしやすい環境づくりを推進するよう積極的姿勢を国と地方の双方で発信しつづけてもらいたい。
9	東北	市	問 19 の a に関しては、補助金に戻すと、制限があり、自治体の考えを反映できなくなる可能性もある。そのため、例えば地方交付税の拡充等の、他の制度での支援が望ましいと考える。
10	東北	町	義務教育の機会均等は国がリードして保障すべきと考える。
11	東北	町	震災後避難して、ここ県内の●●市内に町内小・中学校を立上げ 3 年が経った。学校立上げ時平成 23 年 4 月には、569 名の児童生徒数が、3 年経った平成 26 年 4 月には、その数値は、196 名と当初に比べて約 6.5 割程度減少している。現在、その他 861 名の児童生徒が各々全国の市区町村で区域外就学生として避難生活を送っている。避難生活が続き、先行きが見出せない中、どのような要件でいつまで教育費支援が継続できるか不透明である。
12	東北	町	保育所・幼稚園から義務教育終了までは、教育費完全支援ぐらいの国家政策が子育て支援としては必要である。
13	東北	村	義務教育については、※諸外国よりは優れた制度になっていると思う。高校・大学については、国や自治体の問題ではなく、教育・進学については親の問題。高校・大学は義務教育ではない。
14	東北	村	当村では財政事情が逼迫している状況にあるが、教育面への支援に理解があり必要な予算は現段階で確保されているものの、特に都市部から遠く離れた自治体に対する、国等の教育支援はこれまで以上に手厚いものを望む。高校進学時点で、親元を離れて進学する生徒が多く、学費以外にも負担が大きいため、柔軟に対応可能な何らかの支援を構じてほしい。
15	東北	村	有能な人材を育成する観点から、給付型の奨学金制度の検討も今後必要かと思う。どのように制度をより良く改善していても、それを悪用する人がいるのが現実である。制度がめざす趣旨のとおり運用できるように、権利と義務についての教育をしっかりと行っていくことが大切である。
16	関東	特別区	高等学校等就学支援金制度は、学校から生徒を通じて保護者へ周知されるようだが、生徒が、保護者へ伝え忘れるケースもあり、結果、制度の申込みができないケースもあるようだ。申込みの際の工夫が、必要であると思う。

17	関東	市	就学援助制度については、国が全国的に基準をつくり、経費を負担し、自治体は、地域の状況に応じ上乘せすることを可能とすべき。
18	関東	市	<参考>。自治体による奨学金制度はありませんが、公益財団法人●●市育英会の奨学金制度(貸与制)あり。
19	関東	市	近年、財政難による予算の減少及び未償還者の増加により、自治体独自の奨学金制度の運営が厳しいものとなっておりますので、各大学等での教育支援を充実させていただきたい。
20	関東	市	憲法では「教育を受ける権利」、教育基本法で「教育の機会均等」、また、学校教育法では、「市町村は必要な援助をあたえなければならない」と規定しており、就学援助制度は、経済的理由による教育格差のない円滑な義務教育を実施する上で、必要な事業と考えている。このようなことから、就学援助制度は、従来どおり国における相応の負担をするとともに、統一的な基準による運用が望ましいものとする。また、奨学金制度については、利用者が自身の経営状況を踏まえ貸付条件や返還条件を検討し、最も適した制度を選択できる状況を用意することが必要である。
21	関東	市	国は準要保護の受給基準、受給額及び受給費目を全国一律に定めるなどの自治体間の差を解消する施策をとってほしい。
22	関東	市	子どもの貧困率や就学援助率が年々増加している。また就学援助を受けている多くの児童生徒が準要保護に該当するが、準要保護者への援助は各市町村で行っている。それを踏まえると、各市町村のみの対応ではいずれ限界を迎えるのではないかと感じる。
23	関東	市	就学援助における認定基準については、本来、国において示めされるべき事項であるが、提示がないため、各市町村においての対応がまちまちであり、戸惑い感を持っている。国において、是非、基準及びシステム開発における補助を実施してほしい。
24	関東	市	就学援助制度については、年々、認定者及び支出額が増加しており、自治体の負担が重くなっているため、国からの補助金等が必要と考える。
25	関東	市	準要保護の就学援助費について、所特基準で見るのはあくまでも住民記録上の世帯のため、住基にない人からの援助があった場合、その収入については教育委員会で分からないため、もし不正受給があったとしても、発見が難しいのが現状です。怪しい場合は、民生委員に実態調査に行ってもらなどの措置をとって、申請が必ずしも通るわけではないのだが、どのように不正受給を未然に防ぐかが課題となっています。
26	関東	市	生活保護の制度変更による影響を受けないように就学援助を実施することを求める依頼が国等から寄せられている。認定の有無を確定する上で、最も主となる生活保護基準の利用に一部制限を加える内容となっているが、多くの市町村が認定基準の主として位置づけられている。結果、説明のつく審査結果を導くために生活保護基準を使用することとなる。「影響を受けないように」との方針であるなら、生活保護基準の代替となる基準を文化省等で毎年度示して欲しい。市町村単位で説明のつく基礎数値を導くのはきわめて難しい。
27	関東	市	日本の社会では、企業が、最終学歴が大学卒の者を優先して採用する傾向があるのに反し、教育費用(特に大学)が高すぎる。このため、家庭の経済格差が教育格差を生み、それが経済格差へつながるといふ悪循環が発生している。もっと皆が安心して教育が受けられるよう国が教育費を全面的に負担するようになってほしい。
28	関東	市	問 19e～h の設問は、市の対象事業ではありませんので回答は控えさせていただきますのでご了承ください。
29	関東	町	義務教育にあっては、均等に受けられるよう支援は、必要を考える。高校、大学生にあっては、必要とする者へ支援できる体制を整えることが重要と考える。
30	関東	町	就学援助の認定基準や支給額は近隣自治体でも、大きな差異はなくても細かなばらつきが見られます。自治体によって状況が違うので仕方ないかもしれませんが、住民にとっては「ややこしい」と感じてしまうように思えます。それを考えると、国や県の方である程度基準を定めてしまう方が分かりやすいのかな...とも思いました。
31	関東	村	わが国は先進諸国(OECD 加盟国)の中でも教育費の総額が最低水準にあり、その分家計への負担が大きく、家庭による学力格差を拡大させている。不要な公共事業を大幅に削減するなどして、教育費を増やし、家計への負担を軽減すべきである。(教育長)
32	関東	村	教育支援を各市町村が独自施策として取り組む事は理解出来るが、財政規模の小さな自治体では限られてしまう部分が出てくる。特色は特色としても自治体間競争にならないように国や県として全体的な目的意識(日本の将来の為の子育て支援)をもって取り組む事を望みます。
33	関東	村	本村は小離島であり、人的資源および財源に限りがあるため、より一層の支援策の拡充を希望する。
34	中部	市	義務教育の児童生徒への就学援助について、年々、認定者の割合が増加しており、決算額も増加傾向です。今の状況は、各自治体の財政状態の格差が、保護者への援助の格差へ直結するものと考えています。税源移譲、地方交付税措置という対応で地方独自に充実した事業を行うことは難しい状況です。
35	中部	市	児童手当に準要保護(低所得者対策分)を上乗せ支給することにより、利用者が福祉と教育担当の2部署に申請することなく、1つの窓口で支援を受けることができるよう支援のあり方の見直しが必要と考える

36	中部	市	義務教育の保障は国がすることである。現在の就学援助制度では、基準を自治体が設定し、国が一応補助する形であるが、せめて就学援助は国が全額負担すべきである。学齢期は居住しているが、将来職を求めて移動してしまうことが十分考えられる状況で基礎自治体が支援しつづけることに疑問を持つことは当然で、国が行うのであればどこにいても同様のサービスを受けることができるので、ぜひそうしていただきたい。
37	中部	市	経済格差が教育格差を生じ、更に経済格差を生じるという、格差の再生産が起ることのないように、低所得世帯に対して十分に就学機会を担保する制度設計が必要と考える。
38	中部	市	現在国からの補助は、要保護者の修学旅行費と医療費のみで補助率は1/2でありそれ以外と準要保護者については、全て市単独であるため、国の補助制度の拡充が課題である。
39	中部	市	国、自治体の発展のためには教育に対する投資対効果は非常に高いものであると考えられる。そのため行政がより、現場(学校や教育を受ける者)に接する機会を増やし教育のどの部分により公的負担が必要かを把握する必要がある。
40	中部	市	自治体は、制度を必要とする人に公平・公正な支援が行き渡るように制度を運用する必要があると思います。
41	中部	市	奨学金制度は、何らかの形で、継続すべきであると思う。経済的理由で、高等教育を受けられない状況は、次世代や社会を担っていくために、あってはならないことのように思う。専門的な知識や能力を身につけ、一定条件を満たせば、返還の必要なしという奨学金制度を縮小せず、拡大していくことが、国にとっても、地方公共団体にとっても必ずプラスになると思われます。
42	中部	市	全国的に義務教育の児童生徒への就学援助の受給規準を厳しくする必要があると思われる。当該制度は、生活が厳しく、子どもの就学に充分な費用を充てることができない世帯にのみ適用すべきものであると思う。
43	中部	市	必要な人に必要な援助をできることが大切と感じます。
44	中部	市	問18について、当課では実施しておりません。
45	中部	町	準要保護の国県補助をお願いしたい。生活保護費の修学旅行等就学に関する支給の見直し
46	中部	村	過疎の村にとって子育て支援は若者定住の観点から大変重要な施策と考えている。
47	中部	村	教育の機会均等はまず義務教育において守られねばならないと思います。家庭が経済的に困難で、子どもと関わる時間的・精神的ゆとりがなく、子どもの心の安定や基本的生活習慣の定着が図れないため、学習習慣が身につかない、持てる力が発揮できないという現状があります。国による就学援助の充実を切に希望します。
48	近畿	市	伊丹市では、準要保護者の認定基準は、生活保護基準を基に算出している。生活基準の見直しにより今後、対象者は、減少すると思われる。国の交付金が増える半額を下回っている現状及び本市の財政状況を考慮すると、認定基準の見直し及び事業の拡大は難しいと思われるため、国の交付金の健全化が望まれる。
49	近畿	市	各市町村の財政力等により、教育費支援に格差ができる状況は望ましくない。地方財政措置や基準の統一もある程度はなされているが改善していく余地はまだあるように感じる。
50	近畿	市	教育を受ける機会の平等を保つため、就学支援については国の直接実施が好ましい。
51	近畿	市	国と地方自治体が共同し、今後とも教育費を含めた支援を行っていく。
52	近畿	市	国の未来を支えるのは、人材であることから、教育費への支援は、大変重要であると考えます。
53	近畿	市	今、地方分権の名のもとに、地方自治体は、よりよいまちづくり、人づくり、魅力づくりに向けた取組を加速させている。その中において、国が制度設計を行い運用する金銭的援助制度の実務は末端の自治体が担うことが大半であり、時として、この業務が負担になることがある。また援助を受ける者の多くは、複数制度(例:生活保護と要保護)を頼みとしており、複数部局が関わる状況にある。貧困と学力(就学)の相関が叫ばれる中、援助費にあっては、国が主導して一元対応できる仕組みを整備するとともに、単なるバラマキではない、地方自治の趣旨を尊重した支援を進めるべきである。
54	近畿	市	子どもの貧困が問題になっている今、就学援助が児童、生徒に均等に教育を受けさせるために資する役割は非常に大きい。一方で、財政状況が厳しい現状があり、準要保護分の経費に対し、国庫負担することを強く望む。
55	近畿	町	義務教育段階の教育費は完全無償にする事が望ましい
56	近畿	町	国の政策として、教育へ振り向ける支出の割合を、増加させる必要があると考える。教育負担の増大や、小児化の一因とも考えられるので、小児化対策としても、教育の負担低減を図る必要がある。
57	近畿	町	児童生徒数は減少しているが、離婚や離職、死別などで新しく申請され、認定する家庭がやや増えている。手当の給付自体は保護者にとって負担減になるが、制度の変更が多く、直接子どものために使われていない場合も考えられる。市町村間で大きな差がなく基本的に必要となる経費に対して直接給付される制度になれば、学校の事務の軽減になると思う。高校・大学については進学が多い中、特に入学資金が準備できないことが理由で進学しない場合もあり、入学資金補助制度の充実を希望します。
58	近畿	村	高学歴社会が進行している現状から、義務教育後の支援の強化を図り、教育の機会均等をそこなない施策が必要と考える。高校・大学・大学院はもとより、職業訓練校や伝統工芸継承者への支援もその中に加えるべきではないかと思う。

59	近畿	村	高等学校就学支援金制度は廃止すべきである。それよりも勉学意欲がある経済的に困っている家庭や生徒の支援に当てるべきである。
60	中国・四国	市	義務教育では、全ての児童生徒が平等に教育を受ける権利があり、子どもの視点で、きめ細かで実効的な支援をすべきと考えます。
61	中国・四国	市	教育の機会均等の保障が、国力を上げる要因である。かつての日本が、敗戦国から立ち上がっていくこととなったのは、多くの若者の学ぶ機会を広げたことによる。親からの学費仕送りがなくとも、奨学金で学べるような体制を創り上げるべきである。教育の格差の連鎖を防ぐことが大切である。
62	中国・四国	市	自治体による教育費支援ではその自治体の財政により格差が拡大している。また単に交付税措置されているので、自治体で対応すべき事項が増えているが、交付税の総額は減少しており、対応に苦慮している。これ以上教育支援策を自治体に委ねられるのであれば、国の政策として、財政力の弱い自治体への教育支援費について国の負担が必要である。
63	中国・四国	市	就学援助については、市町村での制度運用に大きな差異があり、国の何らかの関与は必要である。
64	中国・四国	市	所得確認をすると、確かに、とても少額のため、就学援助の認定を受けるが、ブランド品や、スマートフォンをかざして申請にいくと、本当に、必要なところに、お金が使われているのかと疑問を持ちます。大切なことは、お金を支給することよりも親のあり方や、考え方の改善といえますが難しいと思います。財政が切迫している中で、援助費を確保していくことは難しいことに加えて、援助費の認定基準に用いる生保の基準額が、改正されていくことが懸念されます。「生保基準がかわっても、他の支援には影響がないように」という文科からの通達などありましたが、勝手すぎると思います。それを地方交付税参入すると言われても、直接的に、扱える費用でないのと交付税も年々減額しているので、何らメリットはないと考えます。
65	中国・四国	市	自治体の財政状況に左右されることのないよう、国レベルの制度確立や補助金等による財政支援を望む。
66	中国・四国	町	家庭の経済格差が教育格差につながることをできるだけ防ぐために、教育費に対する支援は確実に必要ですが、自治体の財政がきびしい状況から国の政策として、財政的な支援が必要です。
67	中国・四国	町	弱小町村においても子育て支援については特に人材育成の面からも重要な課題であり今後、国において一定の基準のもとで交付税等の新設又は起債(良質)等の措置を講ずべきものと考えます。
68	九州・沖縄	市	過疎地、へき地程より良い政策を行うべき。
69	九州・沖縄	市	義務教育期間中の費用については、国が支援の基準を設け、負担すべきものと考えます。
70	九州・沖縄	市	教育に地域格差及び所得格差があってはならないことで、教育を必要とする者に対して社会全体で支援する仕組みが必要。
71	九州・沖縄	市	教育費支援等の施設は積極的に実施すべきであるが、国、地方自治体とも財政が逼迫する中で、どのように財源を確保するかが課題である。
72	九州・沖縄	市	教育費負担については、現金の支給より無償化が望ましい。
73	九州・沖縄	市	経済的理由により、就学が困難な家庭の一部は、福祉的な支援を求めている場合がある。就学後だけでなく子育て全般にわたる横断的な取組が必要かと考える。また認定基準ライン上の支援は、終業の機会や就業内容による収入増を防げる可能性があり、社会的に問題視するところである。
74	九州・沖縄	市	子育て・教育支援の在り方としては、個々人への支給も一つの方策とは考えるが、大切なのは、少子化対策としての制度創設が必要と考える。将来を見据えた地域の支援策にも光を当てた法整備をしてもらいたい。
75	九州・沖縄	市	市によって単価や項目がバラバラなので、一定の基準を国または県が設定するべきだと思います。また、設定の際に複雑な家庭が非常に増えています。
76	九州・沖縄	市	就学援助について、自治体毎に仕組みが異なるので、国の主導で統一してほしい。
77	九州・沖縄	市	就学援助については、義務教育に係る援助制度なので、国の制度として統一することが適当であると考えます。
78	九州・沖縄	市	少子化問題を考えるとき、子育てにかかる費用(大学進学費用等)の負担が、家族計画の大きなネックになっているようである。
79	九州・沖縄	町	子育てに対する支援の充実をはかり、子育て世帯の負担の軽減により安心して子育てが出来る社会になれば良いと思います。
80	九州・沖縄	町	市町村単位の支援制度の場合、柔軟な対応ができる一方、自治体の財源による影響が大きいというデメリットがある。しかし制度が県・国に一元化されてしまうと、自治体間の対応の格差は解消されるものの、申請者個々の実情に添った支援に限界があると思われる。
81	九州・沖縄	町	就学援助で、支給額は市町村単位で設定して良いと思うが、認定基準においては都道府県単位で設定することが望ましいと考えます。
82	九州・沖縄	町	生活困窮者(世帯)への援助を国・県で実施し、その次のレベルの人を自治体が・・・というような段階的な区切りをしっかりとしてほしい。
83	九州・沖縄	村	経済的な問題で進学を諦めざるをえない学生の修学支援が必要であり、学びたいという意欲的な人材への国費投じを望む。

調査結果の基礎集計 (調査票)

地方自治体による「子育て・教育費支援事業」に関するアンケート

教育委員会 教育長様・ご担当者様

このアンケートは、各自治体で行われている「子育て・教育費支援事業」について、その現状とお考えをうかがうことを通じて、教育費負担に対する公的支援の在り方について実証的に検討するための学術的基礎資料とするものです。

本調査は、独立行政法人 日本学術振興会による科学研究費により実施される学術的研究として、全国 1741 のすべての市区町村にお送りしております。ご回答の結果は、全て統計的に処理し、ご回答いただいた自治体が特定されることはありません。ご多用中大変に恐縮いたしますが、ご理解・ご協力いただけますことを何卒お願い申し上げます。

【お願い】

- 2014（平成 26）年 7 月 1 日以前に、市町村等の合併をされた場合には、合併前の自治体のいずれかに当てはまる場合には、「当てはまる」とご回答ください（各年の数字は合併後の合計の数字をお願いします）。
- お答えが難しいところは空欄で結構ですので、部分的にでもご回答いただけますと幸いです。
- ご回答は本紙に直接ご記入いただき、同封の返信用封筒をご利用のうえ、8 月 15 日までにご返送下さい。
- ご不明の点がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡なくお尋ねください。

実施時期：2014 年 7 月-8 月

対象：全国 1741 市区町村教育委員会（2014 年 7 月 1 日時点悉皆）

回答数（回収率）：890（51.1%）／各設問の分母はすべて 890

千葉大学 普遍教育センター 白川 優治

Tel&Fax:043-290-3601 携帯電話 省略

E-mail: shirakawa@faculty.chiba-u.jp

I. 義務教育段階の就学援助事業についてうかがいます。

問 1. 貴自治体では、就学援助（特に準要保護）の申請と受給の手続きはどのように行われていますか。

「A. 申請手続き」、「B. 受給手続き」について、それぞれあてはまる番号に○をつけてください。

A. 申請手続き

- 保護者が学校に書類を申請し、学校から教育委員会に書類が届く 82.7 % (736)
- 保護者が教育委員会に直接、申請する 29.4 % (262)
- 福祉事務所やケースワーカー等、教育委員会と学校以外の第三者が介在して申請する 2.8 % (25)
- その他 1.2 % (11)

B. 受給手続き

- 該当する金額を、保護者に直接支給する 39.8 % (354)
- 費目により保護者に支給するものと、学校に支給するものがある 22.6 % (201)
- 該当する金額を学校に支給し、必要に応じて学校から保護者に支給する 36.4 % (324)
- その他 9.0 % (80)

問 2. 貴自治体では、就学援助制度の告知・広報について、どのように行われていますか。次のうち、当てはまるものの番号すべてに○をつけてください。

- 行政の広報誌に申請方法・要件等を掲載している 48.4 % (431)
- ホームページで申請方法・要件等を掲載している 58.0 % (516)
- 就学援助制度を紹介・案内する特別のチラシ等を作成している 45.8 % (408)
- 学校を通じて、家庭への連絡を行っている 78.7 % (700)
- 教員研修等で制度の存在や概要を教員に告知している 6.0 % (53)
- 福祉事務所やケースワーカーに紹介を依頼している 4.3 % (38)
- 特別な告知等を行っていない 0.7 % (6)
- その他（具体的に) 5.6 % (50)

問 3. 貴自治体の 2011 年度・2012 年度・2013 年度の要保護・準要保護のそれぞれについて、小学生・中学生別の支給者数および総額をご教示ください。

1. 要保護

区 分	小 学 生		中 学 生	
	支給 児童数	総 額	支給 生徒数	総 額
2 0 1 1 年 度	() 人	() 円	() 人	() 円
2 0 1 2 年 度	() 人	() 円	() 人	() 円
2 0 1 3 年 度	() 人	() 円	() 人	() 円

2. 準要保護

区 分	小 学 生		中 学 生	
	支給 児童数	総 額	支給 生徒数	総 額
2 0 1 1 年 度	() 人	() 円	() 人	() 円
2 0 1 2 年 度	() 人	() 円	() 人	() 円
2 0 1 3 年 度	() 人	() 円	() 人	() 円

問4. 貴自治体においては、準要保護児童生徒の認定の基準はどのように設定されていますか。設定されている認定基準について、あてはまるものにすべてに○をつけてください。

- 生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等） **76.4 % (680)**
→（記載が多い順に 1.3倍 (31.7% : 282)・1.2倍 (14.6% : 130)・1.5倍 (9.2% : 82)・1.00倍 (5.4% : 48)・1.10倍 (4.6% : 41)）
- 市民税・固定資産税等、何らかの税の非課税・減税 **66.2 % (589)**
- 児童扶養手当の支給等、他の何らかの生活支援制度の受給 **68.0 % (605)**
- 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの **35.3 % (314)**
- 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者 **42.6 % (379)**
- 福祉事務所やケースワーカーから紹介があったもの **3.5 % (31)**
- その他（具体的に) **20.7 % (184)**

問5. 貴自治体では、過去5年以内（2009年から2013年のあいだ）に、就学援助制度について受給基準・金額その他の見直しを行いましたか。あてはまるものに○をつけてください。

- 見直しをおこなった **45.1 % (401)**
- 現在、見直し案を検討している **6.5 % (58)**
- 見直しは行っていない **46.4 % (413)** 無回答 : **2.0 % (18)**

問6. 問5で「1. 見直しをおこなった」「2. 現在、見直し案を検討している」を選択された自治体にうかがいます。

（1）見直しの理由について、次のうち当てはまるものすべてに○を付けてください。 非該当 : **46.1 % (460)**

- 財政上の理由 **2.5 % (22)**
- 生活保護制度の基準見直しとの調整 **25.3 % (225)**
- 市町村合併に伴う調整 **0.4 % (4)**
- 他の市町村との比較 **13.0 % (116)**
- 国の「児童手当（子ども手当）」の制度創設・変更との調整 **1.3 % (12)**
- 定期的に見直しているため **3.4 % (30)**
- 行政評価・行政監察の結果 **0.9 % (8)**
- 消費税増税への対応 **13.6 % (121)**
- 物価水準・景気動向等の変化 **2.1 % (19)**
- その他（具体的に) **11.3 % (101)**

※選択肢6,7は重複のため統合して集計

（2）見直し後の就学援助制度は、それ以前と比べてどのように変化しましたか（する見通しですが）。
次のaからcについて、それぞれあてはまる番号に○をつけてください。

- | | A | Aに近い | どちらとも
いえない | Bに近い | B |
|--------------|-----------|---------------------|--------------------------|------------------------|------------|
| a. 就学援助の総予算 | 増えた（増える） | 27.1 % (241) | ---- 20.9 % (186) | ---- 3.3 % (29) | 減った（減る） |
| b. 就学援助の受給基準 | 引下げた・緩和した | 10.8 % (96) | ---- 35.5 % (316) | ---- 4.8 % (43) | 引上げた・厳しくした |
| c. 就学援助の総人数 | 増えた（増える） | 11.9 % (106) | ---- 34.9 % (311) | ---- 4.4 % (39) | 減った（減る） |

問7. 貴自治体における就学援助事業の現状について、あてはまる番号に○をつけてください。

- 近年、就学援助の申請者数は増加傾向にある
あてはまる 21.0% (187) ---- ややあてはまる 22.6% (201) ---- どちらともいえない 34.3% (305) ---- あまりあてはまらない 12.7% (113) ---- あてはまらない 8.1% (72) : 無回答 1.3% (12)
- 近年、就学援助の支出金額は増加傾向にある
あてはまる 22.1% (197) ---- ややあてはまる 22.8% (203) ---- どちらともいえない 33.0% (294) ---- あまりあてはまらない 12.8% (114) ---- あてはまらない 7.3% (65) : 無回答 1.9% (17)
- 2013年度の就学援助は当初予算額よりも決算額が大きかった
あてはまる 8.8% (78) ---- ややあてはまる 5.1% (45) ---- どちらともいえない 11.6% (103) ---- あまりあてはまらない 11.8% (105) ---- あてはまらない 59.7% (531) : 無回答 3.1% (28)

Ⅱ. 就学援助以外の義務教育段階の児童・生徒を対象とした「子育て・教育費支援事業」等についてうかがいます。

問 8. 貴自治体では、次のような取組をおこなっていますか。あてはまるものに○をつけてください。

	行っている	現在検討している	行っていない	無回答
a. 福祉担当部局（首長部局）の行う子育て支援との担当部署・窓口の統合	4.7% (42)	4.7% (42)	83.0% (739)	7.5% (67)
b. 低所得家庭の子どもを対象とした公立の学習教室・学習支援事業	5.1% (45)	2.4% (21)	84.9% (756)	7.6% (68)
c. 就学援助以外の自治体独自の教育費支援制度（学用品現物支給・経費補助等）	13.9% (124)	0.6% (5)	78.5% (699)	7.0% (62)
d. スクールソーシャルワーカーの配置	39.8% (354)	2.8% (25)	50.3% (448)	7.1% (63)
e. 学童保育・放課後子ども支援の実施	85.3% (759)	1.1% (10)	7.6% (68)	6.0% (53)

問 9. 貴自治体では、2014 年 4 月の消費税の 8%への増税に対して、どのように対応されましたか。あてはまるものに○をつけてください。

	自治体単位で 増税分値上げした	前年と同額で 変化ない	学校/学区 単位で対応した	その他	無回答
a. 学校給食費	43.3% (385)	41.9% (373)	7.0% (62)	4.4% (39)	3.5% (31)
b. 修学旅行・遠足・見学費	20.7% (184)	27.9% (248)	32.0% (285)	12.6% (112)	6.9% (61)

Ⅲ. 高校生を対象とする教育費支援制度について、うかがいます。

問 10. 貴自治体では、高校生を対象とする教育費支援制度として「A. 入学時の一時金支援制度」「B. 在学中の奨学金制度」を設けていますか。それぞれの制度の有無について、当てはまる番号に○を付けてください。

	ある	以前はあったがいまはない	ない	無回答
A. 入学時の一時金支援制度	17.6% (157)	2.4% (21)	73.3% (652)	6.7% (60)
B. 在学中の奨学金制度	62.2% (554)	4.2% (37)	30.3% (270)	3.3% (29)

問 11. 問 10 で 1 つでも「1. ある」とご回答いただいた自治体にうかがいます。貴自治体では、過去 5 年以内（2009 年から 2013 年のあいだ）に、当該制度について受給対象者・基準・金額その他の見直しを行いましたか。
非該当：29.0% (258)

1. 新しい制度を創設した	1.9% (17)	2. 既存制度を廃止した	0.8% (7)
3. 既存制度の見直しをおこなった	20.7% (184)	4. 現在、見直し案を検討している	2.8% (25)
5. 見直しは行っていない	41.1% (366)	無回答	4.3% (38)

問 12. 問 11 で「1 から 4」のいずれか選択された自治体にうかがいます。制度創設・廃止・見直しの理由について、次のうち当てはまるものすべてに○を付けてください。

1. 財政上の理由	2.1% (19)	2. 生活保護制度の基準見直しとの調整	1.5% (13)
3. 市町村合併に伴う調整	0.6% (5)	4. 他の市町村との比較	3.3% (29)
5. 国の「高校授業料実質無償化・高等学校等就学支援金制度」の制度創設・変更との調整	7.6% (68)		
6. 定期的に見直しているため	2.4% (21)	7. 行政評価・行政監察の結果	1.2% (11)
8. 消費税増税への対応	0.4% (4)	9. 物価水準・景気動向等の変化	2.4% (21)
10. その他（具体的に			8.8% (78)

問 13. 問 10 で 1 つでも「1. ある」とご回答いただいた自治体のうち、返還を求めている貸与制の事業を運営されている自治体にお尋ねします。（該当されない自治体におかれましては、問 14 にお進みください）
貸与制の事業の現状についてどのようにお考えですか。a から d のそれぞれについて、あてはまる番号に○を付けてください。
非該当：31.3% (279)

	あてはまる	ややあてはまる	どちらとも いえない	あまり あてはまらない	あてはまらない
a. 貸与制奨学金の返済が滞る受給者が増えている	8.8% (78)	16.5% (147)	13.9% (124)	4.8% (43)	7.2% (64)
b. 返済の滞る受給者への対応が課題となっている	23.8% (212)	15.1% (134)	4.8% (43)	2.5% (22)	4.9% (44)
c. 貸与時の信用保証等の強化が課題となっている	7.1% (63)	14.8% (132)	18.3% (163)	4.5% (40)	6.3% (56)
d. 未返済が多くなると、制度の廃止も選択肢にあがる	3.5% (31)	5.8% (52)	22.7% (202)	8.7% (77)	10.3% (92)

Ⅳ. 大学生・専門学校生を対象とする教育費支援制度について、うかがいます。

問 14. 貴自治体では、大学生・専門学校生を対象とする教育費支援制度として「A. 入学時の一時金支援制度」「B. 在学中の奨学金制度」を設けていますか。それぞれの制度の有無について、当てはまる番号に○を付けてください。

(1) 大学生を対象とする制度		ある	以前はあったがいまはない	ない	無回答
A. 入学時の一時金支援制度		15.3% (136)	2.0% (18)	76.3% (679)	6.4% (57)
B. 在学中の奨学金制度		56.3% (501)	2.0% (18)	37.9% (337)	3.8% (34)
(2) 専門学校生を対象とする制度		ある	以前はあったがいまはない	ない	無回答
A. 入学時の一時金支援制度		13.1% (117)	1.8% (16)	78.4% (698)	6.6% (59)
B. 在学中の奨学金制度		47.8% (425)	1.6% (14)	46.2% (411)	4.5% (40)

問 15. 問 14 で 1 つでも「1. ある」とご回答いただいた自治体にうかがいます。貴自治体では、過去 5 年以内 (2009 年から 2013 年のあいだ)に、当該制度について受給対象者・基準・金額その他の見直しを行いましたか。
非該当：35.7% (318)

1. 新しい制度を創設した	2.2% (20)	2. 既存制度を廃止した	0.1% (1)
3. 既存制度の見直しをおこなった	17.2% (153)	4. 現在、見直し案を検討している	2.5% (22)
5. 見直しは行っていない	39.0% (347)	無回答：3.8 % (34)	

問 16. 問 15 で「1 から 4」のいずれか選択された自治体にうかがいます。制度創設・廃止・見直しの理由について、次のうち当てはまるものすべてに○を付けてください。

1. 財政上の理由	2.1% (21)	2. 生活保護制度の基準見直しとの調整	1.1% (10)
3. 市町村合併に伴う調整	0.3% (3)	4. 他の市町村との比較	3.8% (34)
5. 国の「奨学金制度」との調整	1.2% (11)	6. 定期的に見直しているため	2.6% (23)
7. 行政評価・行政監察の結果	1.2% (11)	8. 消費税増税への対応	0.3% (3)
9. 物価水準・景気動向等の変化	3.4% (30)		
10. その他（具体的に		)	10.6% (94)

問 17. 問 14 で 1 つでも「1. ある」とご回答いただいた自治体のうち、返還を求めている貸与制の事業を運営されている自治体にお尋ねします。(該当されない自治体におかれましては、問 18 にお進みください)
貸与制の事業の現状についてどのようにお考えですか。a から d のそれぞれについて、あてはまる番号に○をつけてください。

		あてはまる	どちらとも ややあてはまる	あまり いえない	あてはまらない	あてはまらない
a. 貸与制奨学金の返済が滞る受給者が増えている		9.7% (86)	18.2% (162)	13.9% (124)	5.6% (50)	6.5% (58)
b. 返済の滞る受給者への対応が課題となっている		23.7% (211)	18.7% (166)	4.5% (40)	2.6% (23)	4.5% (40)
c. 貸与時の信用保証等の強化が課題となっている		7.9% (70)	15.5% (138)	18.9% (168)	4.6% (41)	7.0% (62)
d. 未返済が多くなると、制度の廃止も選択肢にあがる		3.1% (28)	6.3% (56)	23.9% (213)	9.7% (86)	10.8% (96)

Ⅴ. すべての自治体にうかがいます。

問 18. 貴自治体の子育て支援・教育費支援のお取り組みについてうかがいます。

(1) 貴自治体では、子育て支援・教育費支援を目的とした何らかの独自の取組を実施されていますか。
もしくは、今後、実施の計画・予定をお持ちですか。

1. 実施している	2. 今後、実施の予定がある	3. 実施の予定はない	無回答
20.7% (184)	1.8% (16)	72.5% (645)	5.1 % (45)

(2) (1) で「1. 実施している」「2. 今後、実施の予定がある」とご回答いただいた自治体にうかがいます。
お取り組み (予定) の具体的な内容をご教示ください。

問 19. 子育て支援・教育費支援に関するお考えについてうかがいます。次のような a から h のような意見に対して、どのように思われますか。それぞれについて、1 から 5 のなかから、あてはまるものに○を付けてください

<義務教育段階の就学援助について>

- a. 準要保護分の経費負担は国庫負担金に戻すことが望ましい
 そう思う 44.2% (393) --- ややそう思う 17.8% (158) --- どちらともいえない 26.2% (233) --- あまりそう思わない 1.5% (13) --- そう思わない 1.7% (15) : 無回答 8.8% (78)
- b. 準要保護の受給基準は都道府県単位で設定することが望ましい
 そう思う 21.9% (195) --- ややそう思う 20.1% (179) --- どちらともいえない 38.8% (345) --- あまりそう思わない 7.5% (67) --- そう思わない 3.4% (30) : 無回答 8.3% (74)
- c. 財政逼迫のなか、就学援助の予算を確保することは難しくなっている
 そう思う 22.5% (200) --- ややそう思う 31.2% (278) --- どちらともいえない 30.0% (267) --- あまりそう思わない 5.5% (49) --- そう思わない 2.4% (21) : 無回答 8.4% (75)
- d. 就学援助の申請者数が増えると、認定基準を厳しくして抑制する必要がある
 そう思う 5.3% (47) --- ややそう思う 13.8% (123) --- どちらともいえない 44.0% (392) --- あまりそう思わない 17.9% (159) --- そう思わない 10.6% (94) : 無回答 8.4% (75)

<高校生・大学生を対象とする教育費支援制度について>

- e. 国の高等学校等就学支援金制度の所得制限の世帯所得 910 万円は妥当な水準だ
 そう思う 4.5% (40) --- ややそう思う 9.8% (87) --- どちらともいえない 58.0% (516) --- あまりそう思わない 7.0% (62) --- そう思わない 3.7% (33) : 無回答 17.1% (152)
- f. 国の奨学金制度は、医療・福祉・教育等の人材育成目的を明確にするべきだ
 そう思う 6.2% (55) --- ややそう思う 12.9% (115) --- どちらともいえない 53.7% (478) --- あまりそう思わない 7.4% (66) --- そう思わない 2.8% (25) : 無回答 17.0% (151)
- g. 消費税をさらに増税してでも、大学進学のコスト負担を軽減するべきだ
 そう思う 3.4% (30) --- ややそう思う 3.5% (31) --- どちらともいえない 51.8% (461) --- あまりそう思わない 17.4% (155) --- そう思わない 7.0% (62) : 無回答 17.0% (151)
- h. 市区町村の行う奨学金制度には、国や都道府県からの財政支援が必要だ
 そう思う 3.8% (34) --- ややそう思う 10.1% (90) --- どちらともいえない 53.0% (472) --- あまりそう思わない 11.8% (105) --- そう思わない 4.6% (41) : 無回答 16.6% (148)

問 20. 教育費負担の在り方、自治体による教育費支援（義務教育の児童生徒への就学援助、高校生・大学生への奨学金制度等をすべて含む）の在り方や、国の政策、社会の在り方へのご意見・お考え等を自由にご記入ください。

ご協力いただき、大変ありがとうございます。

市区町村による教育費支援事業の現状 2014
地方自治体による「子育て・教育費支援事業」に関するアンケート 集計結果報告書

2015 年 3 月

編集・研究代表者：白川優治（千葉大学）

【問い合わせ先】

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33

千葉大学 普遍教育センター 白川優治

E-mail: shirakawa@faculty.chiba-u.jp

Tel & Fax : 043-290-3601

本集計報告書は、日本学術振興会 科学研究費補助金「貧困化する現代日本社会における「子育て・教育費支援制度」の総合的・実証的研究」（若手研究 B・代表者・白川優治・課題番号 24730648：平成 24-26 年度）による成果の一部である。